

独立行政法人勤労者退職金共済機構
平成 2 4 事業年度業務実績評価シート

委員名

評価シート目次

第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な業務実施体制の確立	評価項目1	P. 1～P. 2
2 中期計画の定期的な進行管理	評価項目2	P. 3～P. 4
3 内部統制の強化	評価項目3	P. 5～P. 6
4 業務運営の効率化に伴う経費節減 (1) 一般管理費及び退職金共済事業経費 (2) 人件費	評価項目4	P. 7～P. 10
(3) 随意契約の見直しについて	評価項目5	P. 11～P. 12
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 Ⅰ 退職金共済事業 1 確実な退職金支給のための取組 (1) 一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組	評価項目6	P. 13～P. 18
(2) 特定業種退職金共済事業	評価項目7	P. 19～P. 24
2 サービスの向上 (1) 業務処理の簡素化・迅速化	評価項目8	P. 25～P. 27
(2) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等	評価項目9	P. 28～P. 31
(3) 積極的な情報の収集及び活用	評価項目10	P. 32～P. 33
3 加入促進対策の効果的実施	評価項目11	P. 34～P. 45
Ⅱ 財産形成促進事業 (1) 融資業務について (2) 周知について	評価項目12	P. 46～P. 48
第3 財務内容の改善に関する事項 Ⅰ 退職金共済事業 1 累積欠損金の処理	評価項目13	P. 49～P. 50
2 健全な資産運用等	評価項目14	P. 51～P. 56
Ⅱ 財産形成促進事業 Ⅲ 雇用促進融資事業	評価項目15	P. 57～P. 58
第4 その他業務運営に関する事項	評価項目16	P. 59～P. 61
第5 予算、収支計画及び資金計画	評価項目17	P. 62～P. 64
第9 職員の人事に関する計画	評価項目18	P. 65～P. 66
第10 積立金の処分に関する事項		P. 67

中期目標	中期計画	平成24事業年度計画	平成24事業年度業務実績
第2 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。 1 効率的な業務実施体制の確立 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の業務運営については、各退職金共済事業が統合されたメリットを最大限に発揮して、効率化を図る観点から、「業務・システム最適化計画」の実施に併せ、資産運用業務及びシステム管理業務の一元化を確実に行うこと。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化や人員及び経費の縮減を図ること。	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な業務実施体制の確立 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が当面する課題に積極的に対処し、効率的に業務を推進するため、「業務・システム最適化計画」の実施に併せ、資産運用業務及びシステム管理業務の一元化を確実に行う。 また、 ① 各退職金共済事業に共通する加入受付業務、退職金給付業務等の業務・システム最適化計画をも踏まえた業務手順等の共通化、帳票類の統一化、 ② 平成23年度末までの時限措置である適格退職年金からの移行業務の担当組織の廃止等、加入促進業務に係る組織の再編、 ③ 建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業に係る特別事業については、事業規模が相当程度小さくなっている一方で、単独で資産運用を行っており、また、独立の組織・人員により業務を運営しているが、資産運用業務については、特別事業も含めて執行体制の統一により、資産の管理業務のみ残ることになるため、組織・人員を縮小、 ④ 各退職金共済事業の電話応対業務の一元化の検討、 ⑤ 退職金共済事業及び財産形成促進事業の広報業務の連携、 などにより、業務実施体制の効率化や人員及び経費の縮減を図	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な業務実施体制の確立 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の「業務・システム最適化計画」の円滑な実施を図るとともに、資産運用業務の一元化を確実にを行い、業務実施体制の効率化を図る。 また、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業と林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業の業務運営の一体化を実施するとともに、建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業に係る特別事業についても業務の見直しを行う。 退職金共済事業及び財産形成促進事業の広報業務の連携を図る	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な業務実施体制の確立 ○ 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の「業務・システム最適化計画」を円滑に実施するとともに、確実な退職金支給のための取組として、一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業の退職金未請求対策の強化を図るため「業務・システム最適化計画」の一部改定を行った（11月1日）。 （添付資料① 退職金共済業務に係る業務・システム最適化計画） ・中退共保守定例会議 11回 ・特退共保守定例会議 12回 ・月次運用報告会 11回 ・「機構情報セキュリティの対策基準」の研修を実施。 情報システムセキュリティ管理者 3人 課室情報システムセキュリティ責任者 26人 ○ 各事業本部の外に新たに資金運用部を設置し、資産運用業務の一元化を行った（4月1日）。 ○ 適格退職年金移行担当組織（7名）を廃止し、定員を276名から269名として7名削減した（4月1日）。 ○ 清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業と林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業の業務運営を一体化し、清酒製造業・林業事業部を設置するとともに、同部内に機能別に業務課と経理課を置いた（4月1日）。 また、建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業に係る特別事業について業務の見直しを行い、平成25年度から、担当組織を廃止するとともに、加入・履行促進対策について中小企業から大手企業までを一元的に扱う組織を設置することとし、規程等の整備を行った。 ○ 退職金共済事業及び勤労者財産形成（以下「財形」という。）事業の広報業務の連携として、新規の取組を積極的に実施した（詳細は評価項目16に記載）。 ○ 本部事務所移転（5月）を機に事務所レイアウトの効率化を図り、事務所面積を約30%削減し、経費の縮減を図った。 また、耐震性の高いビルに入居することにより、災害時における各種システムの安全性を高め、業務継続性の強化を図った。 ○ 本部事務所移転（5月）を機に電話対応業務の効率化を図り、共済契約者や被共済者など不特定多数の者からの電話が多い中退共においては、コールセンターシステムを新たに構築するとともに、支部、関係省庁、業界団体、取引企業など特定の者からの電話が多いそれ以外の部署においては、ダイヤルインを導入した。 ○ 中退共事業における退職金未請求者への請求手続の要請業務について、第2期中期計画期間に実施した対策の検証結果を踏まえ、実施内容が確立しつつある中、平成25年度以降は、全体の効率化かつ円滑化を一層進めるべく、経費節減も勘案し、外部委託とすることとした。

	る。 さらに、業務・システム最適化計画を踏まえ、契約締結及び退職金支給に係る書類の審査業務等について電子化、機械処理を拡大するとともに、業務処理方法を見直すことにより外部委託を拡大し、事務処理の効率化を図る。		
評価の視点等	評価項目 1 効率的な業務実施体制の確立	自己評価	A
		本部事務所移転の際にレイアウトの効率化による事務所面積の大幅削減を図るとともに、組織改廃による定員削減（7名）を行い、人員及び経費の削減を図った。 また、中期計画及び年度計画に基づき、業務・システム最適化計画の円滑な実施、資産運用業務の一元化、清退共事業と林退共事業の業務運営の一体化、建退共事業に係る特別事業についての業務の見直しを行った。	評価
	[数値目標] -		
	[評価の視点] ・資産運用業務及びシステム管理業務の一元化に向けた取組が行われているか。	実績：○ 各事業本部の外に新たに資金運用部を設置し、資産運用業務の一元化を行った（4月1日）。	
	・業務実施体制の効率化及び人員・経費の削減が図られているか。	実績：○ 本部事務所移転（5月）を機に事務所レイアウトの効率化を図り、事務所面積を約30%削減し、経費の削減を図った。 適格退職年金移行担当組織（7名）を廃止し、定員を276名から269名として7名削減した（4月1日）。 清退共事業と林退共事業の業務運営を一体化するとともに、建退共事業に係る特別事業について業務の見直しを行った。	
	・各種業務の電子化、機械処理の推進に向けた取組が進められているか。	実績：○ 「業務・システム最適化計画」を円滑に実施するとともに、確実な退職金支給のための取組として、中退共事業の退職金未請求対策の強化を図るため「業務・システム最適化計画」の一部改定を行った（11月1日）。	
	・外部委託が可能な事務については、積極的に外部委託に取り組んでいるか。	実績：○ 中退共事業における退職金未請求者への請求手続の要請業務について、第2期中期計画期間に実施した対策の検証結果を踏まえ、実施内容が確立しつつある中、平成25年度以降は、全体の効率化かつ円滑化を一層進めるべく、経費節減も勘案し、外部委託とすることとした。	
	・国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。	実績：○ 本部事務所移転を機に電話対応業務の効率化を図り、中退共においてはコールセンターシステムを新たに構築するとともに、それ以外の部署においてはダイヤルインを導入した。	

(評価項目 1)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 2 4 事業年度計画	平成 2 4 事業年度業務実績
	2 中期計画の定期的な進行管理 業務の遂行状況を管理するための内部の会議を少なくとも四半期に1回開催し、業務の進捗状況の把握を行うとともに、機構として一体的な業務運営を行い、必要な措置を講ずる。	2 中期計画の定期的な進行管理 ① 平成 2 3 事業年度計画の実績報告及び中期計画の内容の周知を図るとともに、平成 2 4 事業年度計画の実施事項及び進捗状況等の検証結果を、職員一人一人に周知することにより、職員の更なる意識改革を図る。 ② 四半期ごとに「業務推進委員会」を開催し、平成 2 3 事業年度計画の実績報告の検証及び年度計画の進捗状況等の検証を行う。 ③ 一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業及び建退共事業においては、「加入促進対策委員会」を四半期ごとに開催し、加入促進対策の遂行状況を組織的に管理する。	2 中期計画の定期的な進行管理 ① 機構の平成 24 事業年度計画、平成 23 事業年度実績報告書、第二期中期計画暫定実績報告書、厚生労働省・独立行政法人評価委員会（以下「評価委」という。）により取りまとめられ通知された「平成 23 事業年度業務実績の評価結果」及び「中期目標期間最終年度を除く当該中期目標期間における業務の実績に関する評価結果（暫定評価）」を全員回覧するとともに、平成 24 事業年度実行計画等の実施事項及び進捗状況等の検討結果を、職員一人一人に周知するため、各事業本部等において会議等を開催し、職員の更なる意識の向上を図った。 ② 「業務推進委員会」を5回開催し、各事業本部等の平成 23 事業年度実績報告審議を行うとともに、それらを取りまとめた機構の「平成 23 事業年度実績報告書（案）」、「第二期中期計画暫定実績報告書（案）」の審議を行い、評価委に報告書を提出した（6月29日）。 第1回 5月14・16日 各事業本部等の平成 23 事業年度実績報告に基づき審議 第2回 6月6日 平成 23 事業年度実績報告書（案）、第二期中期計画暫定実績報告書（案）に基づき審議 第3回 8月7・8日 各事業本部等の平成 24 事業年度第1・四半期進捗状況報告に基づき審議 第4回 10月18・19日 各事業本部等の平成 24 事業年度上半期進捗状況報告に基づき審議 第5回 2月12・13日 各事業本部等の平成 24 事業年度第3・四半期の進捗状況報告に基づき審議 ③ 中退共事業及び建退共事業においては、「加入促進対策委員会」を開催し、加入促進対策の遂行状況等を組織的に管理した。 〈中退共事業〉 第1回 6月26日 平成 23 年度の加入促進活動等報告及び平成 24 年度上半期の主な加入促進活動等について 第2回 9月14日 平成 24 年度上半期の主な加入促進活動等報告及び下半期の主な加入促進活動等について（加入促進強化月間） 第3回 12月14日 平成 24 年度下半期の主な加入促進活動等について 第4回 3月8日 平成 24 年度の主な加入促進活動等による目標達成見込み及び平成 25 年度上半期の加入促進対策について（平成 25 年度拠点地域における加入促進活動及びコールセンターにおけるお客様サービスの向上について） 【主な対策】 ・地域に密着した金融機関に対し訪問による加入勧奨依頼 ・厚生労働省及び日本医師会と連携した日本医師会会員に対する加入勧奨の実施 〈建退共事業〉 第1回 7月11日 平成 24 年度の加入見通し及び主な加入促進対策等について審議 第2回 9月4日 第1・四半期の対策の遂行状況及び加入実績を把握し、加入促進強化月間における対策について検討 第3回 12月13日 平成 24 年度加入促進対策の実績報告及び平成 25 年度の活動方針についての検討 第4回 2月27日 平成 24 年度加入促進対策の実績を踏まえた平成 25 年度の加入促進対策活動について審議 【主な対策】 ・未加入事業主に対するダイレクトメールによる加入勧奨の拡充 ・マスメディアを通じた広報活動の拡充 ・元請事業主を通じた加入履行促進活動の拡充

評価の視点等	評価項目 2 中期計画の定期的な 進行管理	自己評価	B	評価	
		・「業務推進委員会」並びに中退共事業及び建退共事業における「加入促進対策委員会」を定期的に開催し、業務の遂行状況の把握・検証を行うとともに、各事業本部等において会議等を開催してその結果を職員一人一人に周知し、更なる意識の向上を図った。			
	[数値目標] ー				
	[評価の視点] ・業務の遂行状況を管理するための会議が適切に開催されているか。	実績：○ 「業務推進委員会」は5回、中退共事業及び建退共事業における「加入促進対策委員会」は各4回開催し、業務の遂行状況等の把握を行った。			
	・業務の遂行状況を管理するための会議における進捗状況の把握により、一体的な業務運営を行い、必要な措置を講じているか	実績：○ 「業務推進委員会」において、業務の遂行と進捗状況の把握・検証を行うとともに、適宜、業務運営の方針を指示した。 また「加入促進対策委員会」において、加入促進対策の遂行状況の審議を行い、中退共事業及び建退共事業ともに、進捗状況等を踏まえ積極的な加入勧奨を実施した。 なお、中退共事業においては、厚生労働省等と連携して日本医師会会員に対する加入勧奨を実施した。建退共事業においては、未加入事業主に対するダイレクトメールによる加入勧奨の拡充など加入勧奨対策を強化した。			

(評価項目 2)

中 期 目 標		中 期 計 画		平成24事業年度計画		平成24事業年度業務実績											
2 内部統制の強化		3 内部統制の強化		3 内部統制の強化		3 内部統制の強化											
各退職金共済事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組、財形持家融資の適切な貸付及び回収並びに雇用促進融資の適切な回収のための取組を促進するため、職員の意識改革を図るとともに、内部統制について、会計監査人等の助言を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表すること。		各退職金共済事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組、財形持家融資の適切な貸付及び回収並びに雇用促進融資の適切な回収のための取組を促進するため、職員の意識改革を図るとともに、内部統制について、例えば、第1の2の「中期計画の定期的な進行管理」、4の（3）の「随意契約の見直しについて」、第2の1の「確実な退職金支給のための取組」を着実に実施する等、会計監査人等の助言を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。		各退職金共済事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組、財産形成持家融資の適切な貸付及び回収並びに雇用促進融資の適切な回収のための取組を促進するため、職員の意識改革を図るとともに、内部統制について、例えば、第1の2の「中期計画の定期的な進行管理」、4の（3）の「随意契約の見直しについて」、第2の1の「確実な退職金支給のための取組」を着実に実施する等、会計監査人等の助言を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。 また、コンプライアンス推進委員会を開催し、機構におけるコンプライアンスの推進に努めるとともに、講じた措置について公表する。		各退職金共済事業、財形事業及び雇用促進融資事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組、財産形成持家融資の適切な貸付及び回収並びに雇用促進融資の適切な回収のための取組を促進するため、年度計画については、理事会において理事長から幹部職員に対して各職場への周知を指示したほか、人事評価制度の期初面接等において、職員一人一人に年度計画における各職員の位置付け、役割を明らかにし職員に周知を図った。 各事業本部においては、幹部会等を定期的に開催し、年度計画の周知や実施に当たり、各課（室）で役割分担をした上で、年度計画の達成状況その他の業務の遂行状況の把握を行った。 これを踏まえ、理事会においては、各事業本部から退職金共済制度への加入・脱退状況、退職金を確実に支給するための取組状況などの報告を行い、機構業務全般の状況を把握するとともに、業務運営方針などを審議・決定した。 また、財形事業の累積欠損金の解消に伴い貸付金利設定を見直す際に、財形融資ALMリスク管理委員会を開催し（9月12日）、貸付金利設定が適正であることを審議した。 さらに、理事長と管理職員との個別面談の際に、コンプライアンスに係る事項についても確認し、問題があればコンプライアンス推進委員会で審議することとした。「各事業本部が保有する顧客情報の他の事業本部への提供を行う場合のコンプライアンス上の留意点について」を議題に同委員会を3月19日に開催し、審議した。											
						<table><tr><td></td><td>理事会 （機構）</td><td>幹部会 （中退共事業）</td><td>部内会議 （建退共事業）</td><td>部内連絡会議 （清退共事業・林退共事業）</td></tr><tr><td>開催 回数</td><td>12回 （毎月）</td><td>12回 （毎月）</td><td>23回 （隔週）</td><td>12回 （毎月）</td></tr></table> （注1）開催回数欄の下段（ ）内は、原則の開催時期 （注2）理事会のほか、役員・監事からなる役員連絡会を平成23年度から原則毎月1回開催し、機構全体の組織、業務運営の適正化を図った （注3）複数の部がある中退共事業においては、それぞれの部においても随時部内会議を開催し、計画の周知、業務遂行状況の把握を実施			理事会 （機構）	幹部会 （中退共事業）	部内会議 （建退共事業）	部内連絡会議 （清退共事業・林退共事業）	開催 回数	12回 （毎月）	12回 （毎月）	23回 （隔週）	12回 （毎月）
	理事会 （機構）	幹部会 （中退共事業）	部内会議 （建退共事業）	部内連絡会議 （清退共事業・林退共事業）													
開催 回数	12回 （毎月）	12回 （毎月）	23回 （隔週）	12回 （毎月）													
						・「中期計画の定期的な進行管理」として、業務推進委員会等を定期的に開催した。 ・「随意契約の見直し」を推進するため、契約監視委員会を4回開催し、審議概要等をホームページで公表した。 ・「確実な退職金支給のための取組」として、退職金未請求者及び長期未更新者への取組を着実に実施した。 ・監事は内部統制の充実を図るため、監査法人とも相談しながら、「平成24事業年度監事監査実施計画」に基づき、会計監査・業務監査を実施し、特に業務監査については各課の責任者又は担当者から年度計画の進捗状況と業務運営等の法令・規程遵守について事情聴取を行った。監査結果は理事会で報告し、引き続き、各事業の適切な運営と適正な事務処理の徹底を指示した。また、監事は業務監査の実施前と実施後に理事長とのディスカッションを行った。 ・監事は理事長が決裁する中期計画・年度計画など業務運営の基本方針策定に関するものや、大臣認可申請など重要な文書等について回付を受け、理事長によるマネジメントの実施状況の把握を行った。											
評価の視点等	評価項目3 内部統制の強化	自己評価	A			評価											
		理事会、幹部会、契約監視委員会及びコンプライアンス推進委員会等の開催により内部統制の強化に努めた。 また、財形事業の累積欠損金の解消に伴い貸付金利設定を見直す際に、財形融資ALMリスク管理委員会を開催し（9月12日）、貸付金利設定が適正であることを審議した。 さらに、理事長と管理職員との個別面談の際に、コンプライアンスに係る事項についても確認し、問題があればコンプライアンス推進委員会で審議することとし、これを受けて同委員会を開催した。															
[数値目標] —																	

[評価の視点] ・職員の意識改革を図るための取組が着実に実施されているか。	実績：○ ・年度計画については、理事会において理事長から幹部職員に対して各職場への周知を指示したほか、人事評価制度の期初面接等において、職員一人一人に年度計画における各職員の位置付け、役割を明らかにし職員に周知を図った。	
・内部統制を強化するための取組が着実に実施されているか。(政・独委評価の視点事項と同様)	実績：○ ・各退職金共済事業、財形事業及び雇用促進融資事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組、財産形成持家融資の適切な貸付及び回収並びに雇用促進融資の適切な回収のための取組を促進するため、理事会、幹部会、業務推進委員会及び契約監視委員会等を定期的に開催した。 ・監事は理事長が決裁する中期計画・年度計画など業務運営の基本方針策定に関するものや、大臣認可申請など重要な文書等について回付を受け、理事長によるマネジメントの実施状況の把握を行った。 ・財形事業の累積欠損金の解消に伴い貸付金利設定を見直す際に、財形融資ALMリスク管理委員会を開催し(9月12日)、貸付金利設定が適正であることを審議した。 ・今年度から、理事長と管理職員との個別面談の際に、コンプライアンスに係る事項についても確認し、問題があればコンプライアンス推進委員会で審議することとした。「各事業本部が保有する顧客情報の他の事業本部への提供を行う場合のコンプライアンス上の留意点について」を議題に同委員会を3月19日に開催し、審議した。	
・法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。(政・独委評価の視点)	実績：○ ・理事会においては、各事業本部から退職金共済制度への加入・脱退状況、退職金を確実に支給するための取組状況などの報告を行い、機構業務全般の状況を把握するとともに、業務運営方針などを審議・決定した。	
・講じた措置についての公表が適切に行われているか。	実績：○ ・契約状況の点検・見直しを行い、外部の有識者からなる契約監視委員会を開催し審議概要等をホームページで公表した。 ・「随意契約等見直し計画」のフォローアップの結果をホームページで公表した。	

(評価項目3)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 2 4 事 業 年 度 計 画	平成 2 4 事 業 年 度 業 務 実 績																																										
3 業務運営の効率化に伴う経費節減 (1) 一般管理費及び退職金共済事業経費 運営費交付金を充当する、一般管理費（退職手当は除く。）及び退職金共済事業経費については、効率的な利用に努め、中期目標の最終年度までに、平成19年度予算額に比べて18%以上の削減を行うこと。旧雇用・能力開発機構から移管される業務に係る経費のうち、運営費交付金を充当する一般管理費（退職手当を除く。）については、効率的な利用に努め、平成23年度予算額（移管される業務に係る経費と移管される業務に係る旧雇用・能力開発機構経費との合計額）と比較し、人件費で1%程度、人件費以外の一般管理費で8%程度の額を削減すること。 (2) 人件費 総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）等に基づき、役職員に係る人件費の総額について、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準とする削減を引き続き着実に実施すること。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続すること。 また、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持す	4 業務運営の効率化に伴う経費節減 (1) 一般管理費及び退職金共済事業経費 運営費交付金を充当する、一般管理費（退職手当は除く。）及び退職金共済事業経費については、効率的な利用に努め、中期目標の最終年度までに、平成19年度予算額に比べて18%以上の削減を行う。旧雇用・能力開発機構から移管される業務に係る経費のうち、運営費交付金を充当する一般管理費（退職手当を除く。）については、効率的な利用に努め、平成23年度予算額（移管される業務に係る経費と移管される業務に係る旧雇用・能力開発機構経費との合計額）と比較し、人件費で1%程度、人件費以外の一般管理費で8%程度の額を削減する。 (2) 人件費 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。 さらに、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結	4 業務運営の効率化に伴う経費節減 (1) 一般管理費及び退職金共済事業経費 一般管理費及び退職金共済事業経費については、業務運営全体を通じて一層の効率化を図るとともに予算の適正な執行を行う。 (2) 人件費 人件費については、平成17年度を基準として7%以上の削減を行う。 併せて、機構の給与水準について検証を行う。	4 業務運営の効率化に伴う経費節減 (1) 一般管理費及び退職金共済事業経費 ○ 退職金共済事業 一般管理費（退職手当は除く。）及び退職金共済事業経費については、平成24年度予算額6,952,387千円に対し、937,262千円削減した。 ※平成23年度決算額6,236,154千円に対し、221,029千円（△3.5%）削減した。 <table><tr><td>24年度予算額</td><td>24年度決算額</td><td>削減額（率）</td></tr><tr><td>6,952,387千円</td><td>6,015,125千円</td><td>937,262千円（△13.5%）</td></tr></table> ○ 旧雇用・能力開発機構から移管された業務 人件費（退職手当は除く。）については、平成23年度予算額269,678千円に対し、78,109千円（△29.0%）削減した。 <table><tr><td>23年度予算額</td><td>24年度決算額</td><td>削減額（率）</td></tr><tr><td>269,678千円</td><td>191,569千円</td><td>78,109千円（△29.0%）</td></tr></table> 一般管理費については、平成23年度予算額274,389千円に対し、172,329千円（△62.8%）削減した。 <table><tr><td>23年度予算額</td><td>24年度決算額</td><td>削減額（率）</td></tr><tr><td>274,389千円</td><td>102,060千円</td><td>172,329千円（△62.8%）</td></tr></table> また、行政支出の無駄削減の取組状況の公表を行った（5月15日、8月10日、11月12日、2月14日）。 (2) 人件費 ○ 人事院勧告を踏まえ、役職員給与水準の引下げ（役員：平均0.5%の引下げ、職員：平均0.23%の引下げ）。 ○ 平成24年2月に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号、特例法）の見直しに関連して、役職員給与水準の引下げ（役員：給与、賞与等を9.77%の引下げ、職員：給与を平均7.8%・賞与を9.77%の引下げ） ○ 人件費については、上記のほか、計画的な定員削減に加え、職員の超過勤務の縮減にも取り組むことにより、削減目標の平成17年度比7%減を上回る19.3%（財形を含む場合は23.5%）の削減をした。 平成24年度人件費削減率（平成17年度比） <table><tr><td></td><td>平成18年度</td><td>平成19年度</td><td>平成20年度</td><td>平成21年度</td><td>平成22年度</td><td>平成23年度</td><td>平成24年度</td></tr><tr><td>17年度比削減率</td><td>3.1%</td><td>5.9%</td><td>8.5%</td><td>12.4%</td><td>13.7%</td><td>15.0%</td><td>19.3%</td></tr><tr><td>財形を含む</td><td>3.7%</td><td>8.1%</td><td>11.3%</td><td>14.5%</td><td>16.5%</td><td>18.5%</td><td>23.5%</td></tr></table> 機構の平成24年度における給与水準について以下のとおり検証を行った。	24年度予算額	24年度決算額	削減額（率）	6,952,387千円	6,015,125千円	937,262千円（△13.5%）	23年度予算額	24年度決算額	削減額（率）	269,678千円	191,569千円	78,109千円（△29.0%）	23年度予算額	24年度決算額	削減額（率）	274,389千円	102,060千円	172,329千円（△62.8%）		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	17年度比削減率	3.1%	5.9%	8.5%	12.4%	13.7%	15.0%	19.3%	財形を含む	3.7%	8.1%	11.3%	14.5%	16.5%	18.5%	23.5%
24年度予算額	24年度決算額	削減額（率）																																											
6,952,387千円	6,015,125千円	937,262千円（△13.5%）																																											
23年度予算額	24年度決算額	削減額（率）																																											
269,678千円	191,569千円	78,109千円（△29.0%）																																											
23年度予算額	24年度決算額	削減額（率）																																											
274,389千円	102,060千円	172,329千円（△62.8%）																																											
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度																																						
17年度比削減率	3.1%	5.9%	8.5%	12.4%	13.7%	15.0%	19.3%																																						
財形を含む	3.7%	8.1%	11.3%	14.5%	16.5%	18.5%	23.5%																																						

る合理的な理由がない場合には、必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化にすみやかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。 ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 ② 事務所の所在地における地域手当が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。 ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。		果や取組状況について公表するものとする。 ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 ② 事務所の所在地における地域手当が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。 ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。		①・② 年齢のみで比較した対国家公務員指数は 117.4 となっているが、当機構の勤務地域は東京都特別区であり、勤務地に応じて支給される手当（特別都市手当）の額が国家公務員に支給される手当（地域手当）の額の平均よりも高くなっていることによるものである。 勤務地域を考慮した地域勘案指数では 104.0、地域・学歴勘案では 105.0 と高くなっているが、これは、i) 52～59 歳の層で国と比べ管理職の割合が高いこと。ii) 平成 23 年 10 月に移管された財形業務分について、平成 24 年度から指数に反映されたことに伴い、機構全体の管理職の比率が上昇していること等によるものである。 ③・④ 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は、1.1%と極めて小さい。 （国からの財政支出額 9,249 百万円、支出予算の総額 849,516 百万円：平成 24 年度予算） さらに、類似の業務を行っている民間事業者である保険業（保険媒介代理業、保険サービス業含む）との比較でも、93.8 と低い水準に抑えられている。（平成 24 年度賃金構造基本統計調査との比較） （注）上記については、6 月末に機構ホームページにおいて公表			
評価の視点等	評価項目 4 一般管理費及び退職金共済事業経費、人件費の節減	自己評価	A		評定		
		一般管理費（退職手当は除く。）及び退職金共済事業経費は、平成 24 年度予算に対し 13.5%を削減した。 人件費についても、平成 17 年度比 23.5%削減することができた。					
[数値目標]		[数値目標]					
・運営費交付金を充当する、一般管理費（退職手当は除く。）及び退職金共済事業経費については、中期目標の最終年度までに、平成 19 年度予算額に比べて 18%以上の削減を行うこと。		・一般管理費（退職手当は除く。）及び退職金共済事業経費については、平成 24 年度予算額 6,952,387 千円に対し、937,262 千円削減した。					
・旧雇用・能力開発機構から移管される業務に係る経費のうち、運営費交付金を充当する一般管理費（退職手当を除く。）については、効率的な利用に努め、平成 23 年度予算額（移管される業務に係る経費と移管される業務に係る旧雇用・能力開発機構経費との合計額）と比較し、人件費で 1%程度、人件費以外の一般管理費で 8%程度の額を削減すること。		・人件費（退職手当は除く。）については、平成 23 年度予算額 269,678 千円に対し、78,109 千円（△29.0%）削減した。また、一般管理費については、平成 23 年度予算額 274,389 千円に対し、172,329 千円（△62.8%）削減した。					

・人件費については、平成17年度を基準として7%以上の削減を行う。	・人件費については、削減目標である対平成17年度比7%以上を上回る23.5%の削減となった。	
[評価の視点] ・事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。	実績：○ 事業費における冗費の削減のため、「厚生労働省における行政経費の節約に向けた取り組み」として示された事項等を参考に無駄な支出の削減を図り、結果についてはホームページで公表を行った。	
・運営費交付金を充当する、一般管理費（退職手当は除く。）及び退職金共済事業経費について、効率的な利用が行われているか。（政・独委評価の視点事項と同様）	実績：○ 契約状況の点検・見直しを行い、競争契約等の拡大及び人件費の削減等により、一般管理費（退職手当は除く。）及び退職金共済事業経費について、効率的な利用を行い、平成24年度予算6,952,387千円に対し、937,262千円削減した。	
・国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。	実績：○ 諸手当については、国に準拠して支給しており、機構独自の手当等は設けておらず、支給水準も国を超えるものは存在しない。	
・法定外福利費の支出は、適切であるか。	実績：○ 法定外福利費の支出については、平成20年度早々に見直しを行い、現在支出しているのは、安衛法に基づく健康診断費、人間ドック補助、健康相談に係る費用等職員の健康管理に必要な費用のみである。	
・国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。	実績：○ 国家公務員の再就職者のポストについては、平成21年度及び平成23年度に役員公募を実施・任命を行った。また、平成21年度末までに廃止指導された嘱託ポストは該当なし。	
・人件費改革について、平成23年度における目標達成に向けた取組が適切に行われているか。	実績：○ 計画的な定員削減に加え、職員の超過勤務の縮減にも取り組むことにより、削減目標の平成17年度比7%減を上回る23.5%の削減となった。	
・給与水準が適正に設定されているか（特に、給与水準が対国家公務員指数100を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定しているか。）	実績：○ 年齢のみで比較した対国家公務員指数は117.4となっているが、当機構の勤務地域は東京都特別区であり、勤務地に応じて支給される手当（特別都市手当）の額が国家公務員に支給される手当（地域手当）の額の平均よりも高くなっていることによるものである。 勤務地域を考慮した地域勘案指数では104.0、地域・学歴勘案では105.0と高くなっているが、これは、i) 52～59歳の層で国と比べ管理職の割合が高いこと。ii) 平成23年10月に移管された財形業務分について、平成24年度から指数に反映されたことに伴い、機構全体の管理職の比率が上昇していること等によるものである。	
・国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。（政・独委評価の視点）	実績：○ 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は、1.1%と極めて小さい。	

・法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。(政・独委評価の視点)	実績：○ 法定外福利費の支出については、平成20年度早々に見直しを行い、現在支出しているのは、安衛法に基づく健康診断費、人間ドック補助、健康相談に係る費用等職員の健康管理に必要な費用のみである。	
---	--	--

(評価項目 4)

中 期 目 標		中 期 計 画		平成 2 4 事業年度計画	平成 2 4 事業年度業務実績
(3) 随意契約の見直しについて		(3) 随意契約の見直しについて		(3) 随意契約の見直しについて	(3) 随意契約の見直しについて
契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。 ① 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。 ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。		契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。 ① 機構が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。 ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。		契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。 ① 機構が新たに策定した「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。 ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックができるよう必要な情報提供を行う。また、監事及び外部有識者から構成する契約監視委員会において契約の点検・見直しを引き続き行う。	契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進した。 ① 機構が策定した「随意契約等見直し計画」（平成 20 年度に締結した 59 件の随意契約を見直し 5 件にする。）については、平成 23 年度末において 5 件として目標を達成するとともに、平成 24 年度から電話料金契約の見直しを行い、4 件とした（料金後納郵便、退職給付債務計算委託、名古屋退職金相談コーナー事務室賃借契約、「独立行政法人勤労者退職金共済機構平成 24 事業年度財務諸表に関する公告」の官報掲載業務）。 また、競争性のない随意契約に係る契約情報の公表（5 月 15 日、8 月 10 日、11 月 12 日、3 月 13 日）も行った。（添付資料② 随意契約等見直し計画） ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施した。 ③ 入札及び契約についての適正化等の監査を受けるため「随意契約一覧表」及び一者応札・一者応募による契約内容を提出し、監事による業務監査（5 月 31 日、7 月 24 日、10 月 31 日、2 月 22 日）や会計監査人による監査を受けた。 また、監事及び外部有識者から構成する契約監視委員会において、競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募等の点検・見直しを実施した（6 月 21 日、9 月 27 日、12 月 17 日、3 月 25 日）。
評価の視点等	評価項目 5 随意契約の見直しについて	自己評価	A		評定
		「随意契約等見直し計画」について、目標を上回る取組を行った。 また、平成 24 年度随意契約及び一者応札・一者応募に係る契約について、監事及び会計監査人による監査を受けるとともに、自ら点検・見直しを行った。 さらに、外部有識者による契約監視委員会の審査を受け、契約内容は概ね適正であるとの意見を得た。			
	[数値目標] -				
	[評価の視点]	実績：○			
	・「随意契約見直し計画」に基づく取組が着実に実施されているか。（政・独委評価の視点事項と同様）	「随意契約等見直し計画」については平成 23 年度末において目標を達成するとともに、平成 24 年度に更に 1 件の見直しを行った。			
	・契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点）	実績：○ 監事、会計監査人による監査を受けるとともに、契約状況について自ら点検・見直しを行い、外部有識者による契約監視委員会において審査を受けた。			

・契約に係る規程類が適切に整備されているか。 (政・独委評価の視点事項と同様)	実績：○ 契約に係る規程等については適切に整備している。	
・企画競争・公募による契約について、競争性・透明性が確保されているか。 (政・独委評価の視点事項と同様)	実績：○ 企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施するとともに、「一者応札・一者応募」に係る改善方策についてホームページで公表している。	
・監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けているか。	実績：○ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けた。	
・契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか。	実績：○ 契約監視委員会を4回開催し、平成24年度随意契約及び一者応札・一者応募に係る契約について審議を行った結果、契約内容は概ね適正であるとの意見を得ている。	

(評価項目5)

中 期 目 標		中 期 計 画		平成 2 4 事業年度計画		平成 2 4 事業年度業務実績	
第 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
通則法第 2 9 条第 2 項第 3 号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。							
I 退職金共済事業		I 退職金共済事業		I 退職金共済事業		I 退職金共済事業	
1 確実な退職金支給のための取組		1 確実な退職金支給のための取組		1 確実な退職金支給のための取組		1 確実な退職金支給のための取組	
機構は、現在行っている業務について、共済契約者及び被共済者（以下「加入者」という。）の視点に立ち、以下のサービス向上を行うこと。また、毎年度、進捗状況の厳格な評価及び成果の検証を行い、取組の見直しを行うこと。							
(1) 一般の中小企業退職金共済事業		(1) 一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組		(1) 一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組		(1) 一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組	
① 今後の確実な支給に向けた取組		厚生労働省の協力を得つつ、以下の取組を着実に実施することにより、請求権が発生した年度における退職者数に対する、当該年度から 2 年経過後の未請求者数の比率を最終的に 1 %程度とすることを目標とし、中期目標期間の最終年度（平成 2 4 年度）においてもその達成を図る。				退職金未請求者を縮減するため下記イ、ロ、ハの取組を行った結果、脱退後 2 年経過後の未請求率を取組開始前の 2. 8 %前後に比して、平成 24 年度末（平成 22 年度脱退）までに 1. 7 %に縮減することができた。	
未請求退職金の発生防止の観点から、							
・加入時に、被共済者に対し、加入したことを通知すること							
・退職後、一定期間退職金が未請求である者に対し、請求を促すこと							
等の取組を積極的に行うことにより、請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から 2 年経過後の未請求者数の比率を中期目標期間の最終年度（平成 2 4 年度）までに、1 %程度とすること。		イ 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策		イ 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策		イ 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策	
		従業員に対して、一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業に加入していることの認識を深めること及び未請求者に請求		従業員に対して、中退共事業に加入していることの認識を深めること及び未請求者に請求を促すため、平成 2 4 年度においては、以下の取		従業員に対して、中退共事業に加入していることの認識を深めること及び未請求者に請求を促すため、平成 24 年度においては、以下の取組を実施した。	

	を促すため、以下の取組を行う。 i) 加入時に事業主を通じて、中退共事業に加入したことを被共済者宛に通知する ii) 退職後3か月経過しても未請求者のいる対象事業所に対して、事業主から請求を促す要請通知を行う。 iii) 前記ii)の通知から3か月経過しても未請求者のいる対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請する。 iv) 前記i)～iii)の取組について、毎年度、成果の検証を行い、取組の見直しを行う。 なお、退職時の被共済者の住所の把握について、業務・システム最適化計画の進捗状況等を踏まえつつ、平成23年度末までの実施を検討する。	組を実施する。 i) 事業主を通じて、新規及び追加加入の被共済者に対し、中退共事業に加入したことを通知するとともに、既加入の被共済者に対しては、加入状況をお知らせする。 ii) ・退職時の被共済者の住所把握については、本年度から退職金共済手帳の「被共済者退職届」に新設した被共済者住所記入欄を活用し、退職後3か月経過しても未請求となっている被共済者に対し直接請求を促す通知を行う。 ・「被共済者退職届」の被共済者住所記入欄が未記入等の場合は、従前どおり、退職後3か月経過しても未請求者のいる対象事業所に対して、事業主から請求を促す要請通知を行うことに併せて、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼する。入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請する。 iii) 前記i)及びii)の取組について成果の検証を行い、必要に応じ対応を検討する。	i) 事業主を通じて、新規及び追加加入の被共済者に対し、中退共事業に加入したことを「加入通知書」により通知するとともに、既加入の被共済者に対しては、「加入状況のお知らせ」（年1回送付する「掛金納付状況票及び退職金試算票」の一部を切り離せる仕様としたもの）を事業主に送付し、配布を依頼した。 ・加入通知書 被共済者数 321,508人 ・加入状況のお知らせ 共済契約者数 365,255所 被共済者数 3,260,242人 ii) 退職時の被共済者の住所把握については、本年度から退職金共済手帳の「被共済者退職届」に被共済者住所記入欄を新設し、取得した住所情報を基に退職後3か月経過してもなお未請求となっている被共済者に対し、直接請求を促す通知を行った。 ・請求手続要請者 2,723人 「被共済者退職届」の被共済者住所記入欄が未記入等の場合は、従前どおり、退職後3か月経過しても未請求者のいる事業所に対して、事業主から請求を促す要請通知を行うことに併せて、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 ・住所提供依頼数 10,627所 13,054人 ・請求手続要請者 5,595人 iii) 前記i)及びii)の取組について成果の検証を行った結果、新たな取組として ・住所情報の提供を得られた平成22年度脱退の未請求者3,544人に対し、2回目の請求手続を要請（書留）、さらに、本人へ請求手続を要請したが未請求となっている723人に対し、3回目の請求手続を要請（書留）した。 ・平成22年度脱退の未請求者で、電話番号情報の提供があった1,210人に対しテレホンアプローチによる請求手続を要請した。 ・これまで住所等の情報提供を依頼したが回答がなかった在籍者のいる事業所のうち、平成22年度脱退の未請求者がいる事業所1,306所に対し、テレホンアプローチによる住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者447人に対し請求手続を要請（書留）した。 ・退職金未請求者への請求手続の要請業務については、第2期中期計画期間に実施した対策の検証結果を踏まえ、実施内容が確立しつつある中、平成25年度以降は、全体の効率化かつ円滑化を一層進めるべく、経費節減も勘案し、外部委託とすることとした。
--	--	--	---

② 既に退職後5年を超えた
未請求者に対する取組

既に退職後5年以上を経過した未請求の退職金については、すべての未請求退職者の住所等連絡先の把握に計画的に取り組み、本人に直接退職金の請求を促すことにより、中期目標期間内に未請求退職金を縮減すること。

□ 累積した未請求退職金を
縮減するための対策

未請求者のいる対象事業所に対して、順次、未請求者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請する。

□ 累積した未請求退職金を
縮減するための対策

引き続き、退職後5年以上を経過した未請求者のいる対象事業所に対して、未請求者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請する。

・退職時の被共済者の住所把握については、「被共済者退職届」に被共済者住所記入欄を設けて実施するため、「被共済者退職届」のOCRシステムの改修及び住所情報のデータベース化のシステムの構築を、平成23年度に終了し、「被共済者退職届」に被共済者住所記入欄を設けた退職金共済手帳の一斉更新（差替え）を平成24年5月に機構の事務所移転に併せて行った。

送付件数

共済契約者数 364,099 件

被共済者数 3,254,243 件

□ 累積した未請求退職金を縮減するための対策

・引き続き、退職後5年以上を経過した未請求者のいる事業所（平成12年度以前の未請求者のうち、在籍者のいない事業所）に対して、未請求者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。これにより、累積した未請求退職金については、平成24年度までに全ての対象事業所に対する一連の対策を完了した。

・住所提供依頼数 20,145 所 51,699 人

・請求手続要請者 5,988 人

・時効完成直前の平成19年度脱退の未請求者のうち、住所等の情報提供された未請求者で、未だ請求をしていない413人に対し、2回目の請求手続を要請した。

【平成24年度計画の対策】			
請求勧奨の対象	依頼所数	手続要請者数	請求受付者数
23年度脱退者分（10月～3月）	6,886 所	3,474 人	4,887 人
24年度脱退者分（4月～9月）	3,741 所	4,844 人（※1）	3,418 人
12年度以前脱退者分 （在籍者のいない事業所） （23年度対策以外）	20,145 所	5,988 人	2,730 人
小計 ①	30,772 所	14,306 人	11,035 人

【平成24年度計画以外の新たな取組】			
請求勧奨の対象	依頼所数	手続要請者数	請求受付者数
19年度脱退者に対する 2回目の請求要請通知	-	413 人	147 人
22年度脱退者に対する 2回目の請求要請通知	-	3,544 人	1,800 人
22年度脱退者に対する 3回目の請求要請通知		(723 人)	
22年度脱退者で電話情報取得済み に対するテレホンアプローチ		(1,210 人)	
22年度脱退者に対する請求要請で 回答がなかった共済契約者及び 被共済者へのテレホンアプローチ	1,306 所 (1,547 人)	447 人	441 人
小計 ②	1,306 所	4,404 人	2,388 人
合計 ①+②	32,078 所	18,710 人	13,423 人

（※1）うち2,723人は、「被共済者退職届」に新設した住所情報より直接要請

③ 加入者への周知広報 これまでの周知広報を見直し、あらゆる機会を通じて未請求者縮減のための効果的な周知広報を行うこと。	ハ 周知の徹底等 i) ホームページに中退共事業加入の事業所名を検索できるシステムを構築し、被共済者等が自ら加入事業所を調べることを可能とする。過去に中退共事業に加入していた事業所についても、未請求者がいる事業所名をホームページに掲載する。 ii) ホームページに未請求に関する注意喚起文を、年間を通して掲載する。 iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起をこれまで以上に行う。 二 調査、分析 加入事業所及び被共済者に対する調査の実施等により、未請求原因の分析を行い、その結果をその後の対応策に反映させる。	ハ 周知の徹底等 i) 新規契約申込書に設けた「ホームページへの事業所名掲載可否」欄の回答を集計し、順次追加掲載する。 ii) ホームページに未請求に関する注意喚起文を、年間を通して掲載する。 iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起について検討を行う。 二 調査、分析 平成23年度までに行った未請求対策による効果の検証、加入事業所及び被共済者に対する調査結果等により未請求原因の分析を行い、その後の対応策に反映させる。	ハ 周知の徹底等 i) ホームページの中退共事業加入の事業所名検索システムについて、新規契約申込書に設けた「ホームページへの事業所名掲載可否」欄の回答を集計し、順次追加掲載した。 平成24年度処理件数 11,696件 うち承諾 4,647件 平成25年3月末の掲載数は、284,742件 ii) ホームページに未請求に関する注意喚起文を、年間を通して掲載した。 iii) その他、以下の取組を行った。 ・中退共事業に加入した被共済者に対し、事業主を通じ「加入通知書」等を配布しているが、加入から退職金を請求するまでの制度内容を周知するため、モバイルサイトを構築するとともに、「加入通知書」にQRコードを掲載し、平成24年10月1日より閲覧を開始した（アクセス件数：1,417件）。また、「加入通知書」に「加入状況のお知らせ」の貼付欄を設け、被共済者の加入認識をさらに深められるよう工夫した。 ・中小企業退職金共済法施行規則の一部改正（「被共済者退職届」による住所情報の把握：平成25年1月1日施行）について、ホームページに掲載するとともに、共済契約者に対し、年4回送付する「振替結果のお知らせ」（平成25年1月7日発送分）の裏面を利用して周知した。また、平成25年4月下旬発送の「中退共だより12号」に掲載し周知を行うこととした。 二 調査、分析 ・未請求原因を調査分析するため、住所情報を入手した被共済者に請求要請する際に、アンケートを行っている。結果、「加入していたことを知っていたか」について、「知らなかった」が70.3%（平成22年度）から54.2%（平成24年度）になり、16.1%の減となった。また、「請求できなかった理由」について、「退職金等を請求できることを知らなかった」が52.3%（平成22年度）から41.6%（平成24年度）になり、10.7%減となった。これは、「加入していること」を周知する対策として、①加入したことを通知する「加入通知書」等や②ホームページで加入している企業を検索することができるシステムを構築したこと等による効果と考える。 ・退職金未請求者への請求手続の要請業務については、第2期中期計画期間に実施した対策の検証結果を踏まえ、実施内容が確立しつつある中、平成25年度以降は、全体の効率化かつ円滑化を一層進めるべく、経費節減も勘案し、外部委託とすることとした。
---	--	---	---

評価の視点等	評価項目 6 中退共事業における退職金未請求者に対する取組	自己評価	B		評価		
			新たな未請求退職金の発生防止については、2回目、3回目の請求要請やテレホンアプローチを実施し、脱退後2年経過の未請求率を1.7%に縮減することができた。 退職時の被共済者の住所の把握については、平成24年度から退職金共済手帳の「被共済者退職届」に被共済者住所記入欄を新設し、取得した住所情報を基に退職後3か月経過してもなお未請求となっている被共済者に対し、請求手続を要請した。 累積した未請求退職金については、平成24年度までに全ての対象事業所に対して未請求者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 加入した被共済者に対して「加入通知書」等の配布等により加入認識を高めてきた結果、未請求の理由を「知らなかった」とする者が減少した。				
[数値目標]	・請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から2年経過後の未請求者数の比率を中期目標期間の最終年度(平成24年度)までに、1%程度とすること。		脱退後2年経過後の未請求率を1.7%に縮減することができた。				
[評価の視点]	・未請求者の縮減に向けた取組に進捗がみられるか。		実績：○	・未請求者の縮減に向けた取組について、平成24年度計画どおり実施した。さらに、新たな取組として、脱退後2年経過後の未請求者(平成22年度脱退者)に対する2回目、3回目の請求要請やテレホンアプローチを実施し、時効完成直前の未請求者(19年度脱退者)に対する2回目の請求要請を実施した。			
	・新たな未請求退職金の発生防止について、取組を着実に実施しているか。		実績：○	・退職時の被共済者の住所の把握については、平成24年度から退職金共済手帳の「被共済者退職届」に被共済者住所記入欄を新設し、取得した住所情報を基に退職後3か月経過してもなお未請求となっている被共済者に対し、請求手続を要請した。退職届に被共済者住所記入欄を設けたことにより、未請求者の住所把握が簡便になり、今後の未請求率の低下が見込まれる。 ・住所情報の提供を得られた平成22年度脱退の未請求者に対し、2回目の請求手続要請、さらに、本人へ請求手続を要請したが未請求となっている者に3回目の請求手続を要請した。 ・平成22年度脱退の未請求者で、電話番号情報の提供があった者に対し、テレホンアプローチによる請求手続要請を実施した。 ・これまで住所等の情報提供を依頼したが回答がなかった在籍者のいる事業所のうち平成22年度脱退の未請求者がいる事業所に対し、テレホンアプローチによる住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対し請求手続を要請した。			

・累積した未請求退職金について、取組を着実に実施しているか。	実績：○ ・退職後5年以上を経過した未請求者のいる対象事業所（平成12年度以前の未請求者のうち、在籍者のいない共済契約者）に対して、未請求者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。これにより、累積した未請求退職金については、平成24年度までに全ての対象事業所に対する一連の対策を完了した。 ・時効完成直前の平成19年度脱退の未請求者のうち、住所等の情報提供をされた未請求者で、未だ請求をしていない者に対し、2回目の請求手続を要請した。	
・未請求者縮減のための周知が効果的に実施されているか。	実績：○ ・中退共事業に加入した被共済者に対し、事業主を通じ「加入通知書」等を配布しているところであるが、加入から退職金を請求するまでの制度内容を周知するため、モバイルサイトを構築するとともに、「加入通知書」にQRコードを掲載し、平成24年10月1日より閲覧を開始している（アクセス件数：1,417件）。また、「加入通知書」に「加入状況のお知らせ」の貼付欄を設け、被共済者の加入認識をさらに深められるよう工夫した。	
・調査・分析を行い、それを踏まえた対応策が実施されているか。	実績：○ ・未請求原因を調査分析するため、住所情報を入手した被共済者に請求要請する際にアンケートを行っている。結果、「加入していたことを知っていたか」について、「知らなかった」が70.3%（平成22年度）から54.2%（平成24年度）になり、16.1%の減となった。また、「請求できなかった理由」について、「退職金等を請求できることを知らなかった」が52.3%（平成22年度）から41.6%（平成24年度）になり、10.7%減となった。これは、「加入していること」を周知する対策として、①加入したことを通知する「加入通知書」等や②ホームページで加入している企業を検索することができるシステムを構築したこと等による効果と考える。 ・退職金未請求者への請求手続の要請業務については、第2期中期計画期間に実施した対策の検証結果を踏まえ、実施内容が確立しつつある中、平成25年度以降は、全体の効率化かつ円滑化を一層進めるべく、経費節減も勘案し、外部委託とすることとした。	

（評価項目6）

中 期 目 標	中 期 計 画	平成24事業年度計画	平成24事業年度業務実績
(2) 特定業種退職金共済事業	(2) 特定業種退職金共済事業	(2) 特定業種退職金共済事業	(2) 特定業種退職金共済事業
① 建設業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組	① 建設業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組等	① 建設業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組等	① 建設業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組等
・ 共済手帳が長期未更新であって退職金の受給資格がある被共済者のうち、未調査分のすべてのものについて、住所等連絡先の把握に努め、受給資格がある旨等を直接本人に通知するなど、退職金の確実な支給のための取組の強化を図ること。	イ 長期未更新者への取組 i) 新規加入時に被共済者の住所を把握し、建退共事業に加入したことを本人に通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化する(データベース化は平成16年度～19年度新規加入者分を含む。)。また、共済手帳に住所欄を設けて被共済者に記載させる。	イ 長期未更新者への取組 i) 新規加入時に被共済者の住所を把握し、建退共事業に加入したことを本人に通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化する。また、共済手帳に住所欄を設けて被共済者に記載をお願いする。	イ 長期未更新者への取組 i) 新規加入時に被共済者に対して、機構から直接、建退共制度に加入した旨を通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化した(被共済者に対する通知 120,462件)。また、被共済者に共済手帳の住所欄に住所を記載させる措置を講じた(平成20年度より継続)。
・ 更新時等においても被共済者の住所を把握すること。	ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握し、その情報をデータベース化する。	ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握し、その情報をデータベース化する。	ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握するため、共済手帳更新申請書に住所欄を設け、その情報をデータベース化した(523,194件)。 ○共済手帳更新申請書及び掛金助成手帳更新申請書の様式変更(平成22年10月実施)
	iii) 過去3年間共済手帳の更新のない被共済者に対する長期未更新者調査により、その住所の把握に努め、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請する。	iii) 過去3年間共済手帳の更新のない被共済者に対する長期未更新者調査により、その住所の把握に努め、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請する。	iii) 過去3年間共済手帳の更新のない被共済者に対する長期未更新者調査において、共済契約者を通じて被共済者の現況を把握し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請した。 ・ 24年度要請件数 27,648 人 うち、手帳更新した者 3,163 人 退職金請求した者 1,419 人 【長期未更新者調査】
	iv) これまでの長期未更新者調査において対象とならなかった被共済者について、前記iii)と同様の措置を講ずる。		
・ 関係者への周知広報の在り方を見直すこと。	v) 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。	iv) 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。	iv) 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかけた。 ・ 広報誌掲載(業界専門紙、業界団体専門誌、事業主団体、市町村) 59 件

② 建設業退職金共済事業における共済証紙の適正な貼付に向けた取組 ・ 共済契約者への手帳更新等の要請及び受払簿の厳格な審査等を通じた指導等により就労日数に応じた貼付のための取組を促進すること。 ・ 中期目標期間の最終年度までに、共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を、前中期目標期間の終了時から130億円程度減少させること。あわせて、共済証紙の貼付状況等に関して把握し、取組の充実を図ること。	vi) 被共済者重複チェックシステムの活用により、退職金の支払時に名寄せを行い、退職金の支払い漏れを防止する。 vii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 □ 共済証紙の適正な貼付に向けた取組 i) 就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請する。 ii) 加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導を徹底する。 iii) 前記i)、ii)の取組等により、中期目標期間の最終年度までに、共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を、前中期目標期間の終了時から130億円程度減少させる。 iv) 実態調査等を通じて共済	v) 被共済者重複チェックシステムを活用し、新規加入時に重複加入の有無をチェックするとともに、退職金の支払時に重複加入の有無を確認するとともに、退職金の支払時にも名寄せを行い、退職金の支払い漏れを防止する。 vi) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 vii) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。 □ 共済証紙の適正な貼付に向けた取組 i) 就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請する。 ii) 加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導を徹底する。 iii) 各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及を図るとともに、正確な記載を行うよう要請する。	v) 被共済者重複チェックシステムを活用し、新規加入時に重複加入の有無をチェックするとともに、退職金の支払時にも名寄せを行い、退職金の支払い漏れを防止した。 ○平成24年度加入者 120,470人 うち、重複加入者 1,893人 ○平成24年度退職者 55,795人 うち、追加支給者 47人 vi) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。 vii) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう支部を通じて要請した。(平成20年度より継続) □ 共済証紙の適正な貼付に向けた取組 i) 2年間手帳の更新手続をしていない共済契約者に対し、共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請(要請文書の送付19,837件)した。 ・ 平成22年度の要請において「履行意思有」と回答した共済契約者のうち、2年後においても依然として履行がなされていない共済契約者に対し、再度、適切な措置をとるよう要請(要請文書の送付5,380件)した。 ii) 加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導を徹底した。 【加入・履行証明書発行枚数 (104,366枚)】 iii) 各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及を図るとともに、正確な記載を行うよう要請した。 【制度説明会 20会場 (出席者2,628人)】 【加入・履行証明書発行枚数 (104,366枚)】(再掲) v) 共済証紙販売額の累計と貼付確認額の累計の差額については、平成19年度末と比較して約82億円減少した。
--	---	---	--

	証紙の貼付状況等に関して把握する。		
③ 清酒製造業退職金共済事業及び林業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組	② 清酒製造業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組	② 清酒製造業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組	② 清酒製造業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組
・ 共済手帳が長期未更新であって退職金の受給資格があるすべての被共済者について、住所等連絡先の把握に努め、受給資格がある旨等を直接本人に通知するなど、退職金の確実な支給のための取組の強化を図ること。	i) 新規加入時に被共済者の住所を把握し、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業に加入したことを本人に通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化する。また、共済手帳に住所欄を設けて被共済者に記載させる。	i) 新規加入時に被共済者の住所を把握し、清退共事業に加入したことを本人に通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化する。また、被共済者に共済手帳の住所欄の記載をお願いする。	i) 新規加入時に被共済者の住所を把握し、清退共事業に加入したことを本人に通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化した（144人）。
・ 更新時等においても被共済者の住所を把握すること。	ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握し、その情報をデータベース化する。	ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握し、その情報をデータベース化する。	ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握し、その情報をデータベース化した（372件）。
・ 関係者への周知広報の在り方を見直すこと。	iii) 過去3年以上共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する長期未更新者調査により、その住所の把握に努め、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。	iii) 過去3年以上共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する長期未更新者調査により、その住所の把握に努め、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。また、未回答の共済契約者に対し、電話による情報提供の依頼を行い、把握した住所情報をデータベース化する。 なお、本調査を実施する際には、関係業界団体に対し、協力を要請する。	iii) 過去3年以上共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する長期未更新者調査により、その住所の把握に努め、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請した。また、未回答の共済契約者に対し、電話による情報提供の依頼を行い、把握した住所情報をデータベース化した。 （今年度新たに対象となった者、33事業所39人に対し、実施。9月12日発送） なお、本調査を実施する際には、関係業界団体に対し、協力を要請した。
	iv) 前記iii)によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、加入時の住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。	iv) 前記iii)によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、加入時の住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。	iv) 前記iii)によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、既に共済契約者を通じて入手した住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請した。

調査対象者	手帳更新 (含移動通算)	退職金請求
7,432 人	163 人	4,134 人

	v) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 ③ 林業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組 i) 新規加入時に被共済者の住所を把握し、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に加入したことを本人に通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化する。また、共済手帳に住所欄を設けて被共済者に記載させる。 ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握し、その情報をデータベース化する。 iii) 過去3年以上共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する長期未更新者調査により、その住所の把握に努め、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。	v) ホームページ、業界紙及びポスター等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 vi) 全共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。 ③ 林業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組 i) 新規加入時に被共済者の住所を把握し、林退共事業に加入したことを本人に通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化する。また、被共済者に共済手帳の住所欄の記載をお願いする。 ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握し、その情報をデータベース化する。 iii) 過去3年以上共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する長期未更新者調査により、その住所の把握に努め、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。また、未回答の共済契約者に対し、電話による情報提供の依頼を行い、把握した住所情報をデータベース化する。 なお、本調査を実施する際には、関係業界団体に対し、協力を要請する。	v) ホームページ、ポスター、パンフレット等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。 ・業界紙等に注意喚起の記事を掲載した。 ・日杜連情報（1月20日号） ・釧路タイムス（3月15日号） vi) 全共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請した。（9月7日 2,100所、3月11日 2,057所） ③ 林業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組 i) 新規加入時に被共済者の住所を把握し、林退共事業に加入したことを本人に通知するとともに、住所情報をデータベース化した（1,873人）。 ii) 共済手帳の更新時において、共済手帳に記入された被共済者の住所のデータベース化を行った（415人）。 iii) 過去3年以上共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する長期未更新者調査により、その住所の把握に努め、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請した。また、未回答の共済契約者に対し、電話による情報提供の依頼を行い、把握した住所情報をデータベース化した。（今年度新たに対象となった者、119事業所289人に対し、実施。9月10日発送） 平成24年度末累計 <table><tr><th>調査対象者</th><th>手帳更新等 (含移動通算)</th><th>退職金請求</th></tr><tr><td>6,549 人</td><td>721 人</td><td>3,557 人</td></tr></table>	調査対象者	手帳更新等 (含移動通算)	退職金請求	6,549 人	721 人	3,557 人
調査対象者	手帳更新等 (含移動通算)	退職金請求							
6,549 人	721 人	3,557 人							

		iv) 前記iii) によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、既に共済契約者を通じて入手した住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。		iv) 前記iii) によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、既に共済契約者を通じて入手した住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。		iv) 前記iii) によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、既に共済契約者を通じて入手した住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請した。	
		v) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。		v) ホームページ、事業主団体の広報誌などを活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。		v) ホームページ、事業主団体の広報誌などを活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行い、併せて振興山村の市町村に対し、林業界での就労経験者へ、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起の呼びかけを広報紙に掲載依頼した（10月10日）（掲載市町村71件）。林野庁メールマガジンにも同内容の呼びかけを掲載（9月20日号）。	
		vi) 全共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。		vi) 全共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請した（7月30日 3,331所発送）。			
評価の視点等	評価項目 7 特定業種退職金共済事業における長期未更新者への取組	自己評価	B		評価		
		長期未更新者調査などの各種取組により、手帳更新、退職金請求などの改善が見られた。また、被共済者の住所の把握や周知広報は着実に進めることができた。					
[数値目標] ・共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を前中期目標期間の終了時から130億円程度減少させること。あわせて、共済証紙の貼付状況等に関して把握し、取組の充実を図ること。		共済証紙販売額の累計と貼付確認額の累計の差額については、平成19年度末と比較して約82億円減少した。					

[評価の視点] ・ 共済手帳の長期未更新者への個別の要請等の取組を着実に実施しているか。	実績：○ 確実な退職金支給のため、新規加入者に対する加入通知の発送、既加入者に対する長期未更新調査、関係業界団体への協力要請、ホームページ及びパンフレットの活用等、計画に基づき積極的に取り組んだ。 建退共事業においては、事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかけた。また、被共済者重複チェックシステムを活用し、新規加入時に重複加入の有無をチェックするとともに、退職金の支払時にも名寄せを行い、退職金の支払い漏れを防止した。また、過去3年間共済手帳の更新のない被共済者に対する長期未更新者調査において、共済契約者を通じて被共済者の現況を把握し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請した。 清退共・林退共事業においては、過去3年以上共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請した。	
・ 関係者に対する周知等が効果的に実施されているか。	実績：○ 関係業界団体への協力要請、ホームページ及びパンフレット等の活用等により共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。 建退共事業においては、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請した。 清退共・林退共事業においては、全共済契約者に対し、被共済者の退職時等に業界からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請した。	
・ 建退共事業において共済契約者への要請等により、共済証紙の適切な貼付を行うための取組が実施されているか。	実績：○ 共済証紙の適正な貼付に向けた取組については、2年間手帳更新の手続をしていない共済契約者に対し、共済手帳の更新など、適切な措置をとるよう要請し、加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導を徹底した。また、各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及を図るとともに、正確な記載を行うよう要請した。	

(評価項目7)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 2 4 事業年度計画	平成 2 4 事業年度業務実績
2 サービスの向上 (1) 業務処理の迅速化 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、業務・システム最適化計画実施に併せ、4事業本部一体となり処理期間を短縮すること。	2 サービスの向上 (1) 業務処理の簡素化・迅速化 ① 加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じ改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。 ② 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、業務・システム最適化計画の実施に併せ、以下のとおり退職金等支給に係る処理期間の短縮等を行う。 i) 中退共事業においては、引き続き受付から25日以内(退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間は支払処理期間から除く。)に支払う。 ii) 建退共事業においては、引き続き受付から30日以内に支払う。	2 サービスの向上 (1) 業務処理の簡素化・迅速化 ① 機構が作成した「事務処理等の改善計画」に基づき、加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る。また、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて同計画の見直しを行う。さらに業務改善等に関して職員から幅広い意見を求める。 ② 契約及び退職金給付に当たり、引き続き厳正な審査を実施するとともに、以下の処理期間内に退職金給付を行う。 i) 中退共事業においては、受付から25日以内(退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間は支払処理期間から除く。) ii) 建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、受付から30日以内。	2 サービスの向上 (1) 業務処理の簡素化・迅速化 ① 各事業本部等において、諸手続・事務処理等の再点検を行い、平成24年度の改善実績のとりまとめ及び平成25年度以降の「事務処理改善計画」の作成のとりまとめを行った。 【平成24年度事務処理改善実績】 機構内事務処理に関すること 32件 加入者が行う手続に関すること 7件 (中退共事業) ・金融機関から依頼のある振票類等の送付を迅速に対応するため、委託業者(印刷物の保管及び梱包発送業務)から直接送付することとした。 ・既加入者及び未加入者に分かりやすく中退共制度の内容を提供するため、ホームページ上のQ&Aの見直しについては、「よくわかる中退共制度Q&A」を基に、文言を統一する作業に着手した。 ・中小企業退職金共済法施行規則の一部改正(平成25年1月1日施行)について、ホームページ等で改正内容及び改正趣旨を掲載し、ホームページ上の「手続きのご案内」に改正内容を反映させ加入者に分かりやすく掲載した(平成24年12月20日掲載)。 ・復興特別所得税等に伴う税制改正(平成25年1月1日施行)について、ホームページに掲載するとともに(平成25年1月29日)、平成25年4月下旬発送の「中退共だより12号」に掲載し、周知を行うこととした。 1) ホームページ上の「Q&A」に改正内容を反映させ加入者に分かりやすく掲載した。 2) ホームページ上からダウンロード(手続様式見本集)する「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」の様式変更に伴う新様式と担当課でわかりやすく作成した記入例を掲載した。 ・復興特別所得税、住民税、特定役員退職手当等に伴う税制改正が平成25年1月1日に施行されることから、退職被共済者の問合せに迅速かつ丁寧に対応するため、審査部門の職員を中心に退職所得の源泉徴収関係研修を行い(平成24年12月19・21日)、サービスの向上に努めた。 ・コールセンターに入電する相談内容のうち専門的な相談内容について、迅速かつ適切に担当部署に転送するため、各部署と協議し担当部署を明確にした。 (建退共事業) 特退共システムについて、支部ブロック会議で寄せられた本部支部間のシステム改修要望を本部で精査し、早期に改修が必要と判断したものについてシステムの追加開発を行うとともに、被共済者住所情報の一元化システムを構築し、支部業務の迅速化を図った。 ② 契約及び退職金給付にあたり、引き続き厳正な審査を実施するとともに、以下の処理期間内に退職金給付を行った。 i) 中退共事業においては、受付から25日以内に支払った。 ii) 建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、受付から30日以内に支払った。

		iii) 清退共事業及び林退共事業においては、受付から30日以内に支払う。 現行の退職金等支給に係る処理期間は以下のとおりである。 i) 中退共事業においては25日以内。 ii) 建退共事業においては30日以内。 iii) 清退共事業及び林退共事業においては39日以内。		③ 平成 23 年度に引き続き、東日本大震災による災害救助法適用地域の被災加入者に対し、特例措置を実施するとともに、フリーコールを設置した。なお、大雨、台風等による災害救助適用地域についても特例措置を迅速に実施した。 〈中退共事業〉 【被災地域における特例措置の取扱件数】（平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月） ・掛金納期延長 12 所 81 人 ・掛金未納正当理由申立 48 所 314 人 ・退職金共済手帳再発行 17 所 146 人 ・退職金請求書の再発行 3 件 ・請求書に添付する書類の代用 674 件 ・遺族請求の死亡確認 0 件 ・支払通知書紛失による再発行 0 件 〈建退共事業・清退共事業・林退共事業〉 （共済手帳の取り扱いについて） 貼付実績については、原則として申し出のあった枚数を認める。ただし、紛失の場合は最終手帳の交付年月から罹災日まで起算した暦日の範囲内とし、建退共においては 250 日、清退共においては 180 日、林退共においては 204 日を上限とした。 （退職金の請求の取り扱いについて） 退職金請求事由に応じて必要となる事業主の証明がとれない場合は、当該事業所の「罹災証明書」（写しでも可）をもって証明に代えることとした。 請求人の印鑑がない場合は、請求人の拇印での手続を可能とした。 （共済証紙（損傷・滅失）に関する取り扱いについて） 滅失については、申し出の残存共済証紙について正当性が認められた場合に滅失したものと見做し、損傷・滅失ともに同種同数の共済証紙を再交付することとした。		
評価の視点等	評価項目 8 業務処理の簡素化・迅速化	自己評価	A		評価	
		退職金等支給に係る処理期間について、各事業本部とも年度計画の目標を達成するとともに、平成 23 年度に引き続き東日本大震災に係る特例措置を適切かつ迅速に実施した。 また、復興特別所得税に伴う税制改正について、ホームページや「中退共だより」へのわかりやすい掲載に努めたほか、職員からの提案を受け、退職所得の源泉徴収関係の研修を行い、サービスの向上に努めた。				
[数値目標]		・中退共事業においては、受付から25日以内に支払った。 ・建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、受付から30日以内に支払った。				
[評価の視点]		実績：○ ・事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続・事務処理等の再点検を行い、平成23年度の実績のとりまとめ及び平成24年度以降の「事務処理改善計画」の作成、見直しを行った。 ・平成23年度に引き続き、東日本大震災に係る特例措置を適切かつ迅速に実施するとともに、大雨、台風等による災害救助適用地域についても特例措置を迅速に実施した。 中退共事業においては、 ・金融機関から依頼のある振票類等の送付を迅速に対応するため、委託業者（印刷物の保管及び梱包発送業務）から直接送付することとした。 ・平成25年1月1日施行の中退法施行規則の一部改正及び復興特別所得税等に伴う税制改正について、ホームページ等に加入者に分かりやすく提供した。				

	・復興特別所得税等に伴う税制改正（平成25年1月1日施行）について、ホームページに掲載するとともに（平成25年1月29日）、平成25年4月下旬発送の「中退共だより12号」に掲載し、周知を行うこととした。 1) ホームページ上の「Q & A」に改正内容を反映させ加入者に分かりやすく掲載した。 2) ホームページ上からダウンロード（手続様式見本集）する「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」の様式変更に伴う新様式と担当課でわかりやすく作成した記入例を掲載した。 ・復興特別所得税、住民税、特定役員退職手当等に伴う税制改正が平成25年1月1日に施行されることから、退職被共済者の問合せに迅速かつ丁寧に対応するため、審査部門の職員を中心に退職所得の源泉徴収関係研修を行い（平成24年12月19・21日）、サービスの向上に努めた。 ・コールセンターに入電する相談内容のうち専門的な相談内容について、迅速かつ適切に担当部署に転送するため、各部署と協議し担当部署を明確にした。 建退共事業においては、 ・特退共システムについて、支部ブロック会議で寄せられた本部支部間のシステム改修要望を本部で精査し、早期に改修が必要と判断したものについてシステムの追加開発を行うとともに、被共済者住所情報の一元化システムを構築し、支部業務の迅速化を図った。	
・職員等の提案を受けながら、業務改善の取組を適切に講じているか。	実績：○ ・「業務改善目安箱」を設置し、職員等からの業務改善提案等を受ける体制を講じている。 ・復興特別所得税等に伴う税制改正が平成25年1月1日に施行されることから、職員の提案を受け、退職被共済者の問合せに対応するため、退職所得の源泉徴収関係の研修を行った（平成24年12月19・21日）。	
・「業務・システム最適化計画」の実施に併せ、退職金支給に係る処理期間の短縮が行われているか。	実績：○ ・清退共事業及び林退共事業においては、受付から30日以内に支払った。	

（評価項目8）

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 2 4 事業年度計画	平成 2 4 事業年度業務実績										
(2) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等 これまでの加入者の照会・要望等への対応に係る取組に加え、相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、相談業務の質を向上させること。 また、共済契約者等からの相談については、回答の標準化によりホームページ等を活用し、被共済者が直接情報を入手できるような仕組みを検討するとともに、個別の相談業務については、引き続き電話により行うなどサービス向上を図ること。	(2) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等 ① 共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等をホームページ上のQ＆Aに反映するなど回答の標準化等を図り、また、ホームページを活用し、被共済者が直接情報を入手できるような仕組みを検討するとともに、個別の相談業務については、引き続き電話により行うなどサービス向上を図る。 なお、平成25年度以降の中退共事業の相談コーナーの縮小に備え、現在稼働中のコールセンターの拡充及び相談体制の見直しを行う。	(2) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等 ① 共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等を引き続きホームページ上のQ＆A等に反映するなど回答の標準化等を図る。また、ホームページを活用し、被共済者が直接情報を入手できるように、加入事業所情報を掲載する。個別の相談業務については、引き続き電話により行うなどサービス向上を図る。 なお、平成25年度以降の中退共事業の相談コーナーの縮小に備え、現在稼働中のコールセンターの拡充及び相談体制の見直しを行う。	(2) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等 ① 共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等をホームページ上のQ＆A等に反映するなど回答の標準化等を図るため、Q＆Aに対する意見等の集計を行った。また、ホームページを活用し、被共済者が直接情報を入手できるように、加入事業所情報の掲載及び更新を行った。 (添付資料③ ホームページサイトマップ) ○Q＆Aに対する意見等件数 <table><tr><th>参考になった</th><th>どちらでもない</th><th>ならなかった</th><th>コメント</th><th>計</th></tr><tr><td>1,492 件</td><td>66 件</td><td>192 件</td><td>217 件</td><td>1,967 件</td></tr></table> 中退共事業においては、 ・ホームページ上からダウンロード（手続様式見本集）する「中小企業退職金共済制度加入証明書交付依頼書」に共済契約者への情報提供として、「交付手数料をいただいていないこと」及び「返信用封筒と切手料金の目安」を追加記載した。 ・中小企業退職金共済法施行規則の一部改正（「被共済者退職届」による住所情報の把握：平成 25 年 1 月 1 日施行）について、ホームページにて掲載するとともに、共済契約者に対し、年 4 回送付する「振替結果のお知らせ」（平成 25 年 1 月 7 日発送分）の裏面を利用して周知した。また、平成 25 年 4 月下旬発送の「中退共だより 12 号」に掲載し周知を行うこととした。 ・共済契約者等からの要望を受け、「掛金納付状況票及び退職金試算票」の説明書きに、掛金月額変更等により退職金試算額が作成時と変わること、及び試算依頼方法について追記することとした。 ・既加入の被共済者に対し、年 1 回事業主を通じて送付する「加入状況のお知らせ」により加入から退職金を請求するまでの制度内容を周知するため、モバイルサイトを構築するとともに、QRコードを掲載し閲覧できるよう様式変更を行った。 ・中退共制度に加入した被共済者に対し、事業主を通じ「加入通知書」等を配布しているが、加入から退職金を請求するまでの制度内容を周知するため、モバイルサイトを構築するとともに、「加入通知書」にQRコードを掲載し、平成 24 年 10 月 1 日より閲覧を開始した（アクセス件数：1,417 件）。また、「加入通知書」に「加入状況のお知らせ」の貼付欄を設け、被共済者の加入認識をさらに深められるよう工夫した。 ・個別の相談業務については、引き続き電話により行うなどサービス向上を図った。 ・平成 24 年 5 月の機構移転に伴い、コールセンターに稼働状況をリアルタイムに把握・管理できるなどの新システムを導入するとともに、平成 25 年 2 月末の中退共相談コーナーの縮減に合わせ、お客様サービスの低下にならないよう、回線数・要員体制の見直しを行うなど拡充を図った。その結果、電話をお待たせするお客様の数は減り、また、一般的な相談内容についてはコールセンターで相談が完結するようになった。 ・札幌（平成 24 年 5 月末）、仙台・富山・東京・福岡（平成 25 年 2 月末）の相談コーナー閉鎖に伴い、各管轄エリア（5,103 か所）の関係機関に対しお知らせ文書を発送するとともに、共済契約者等にはホームページ上の「お知らせ」及び平成 25 年 4 月下旬発送の「中退共だより 12 号」に掲載し周知を行うこととした。（ホームページでは平成 24 年 4 月 6 日より掲載） ・共同通信社から未請求退職金に関する取材を受け、マスコミへ配信されたことにより、各地方紙及びラジオ局で報道（平成 24 年 9 月 20 日夕刊及び 21 日朝刊）があったことに伴い、未請求退職金に関する「加入の有無」等の問合せについて、担当課と連携し迅速に対応した。 (平成 25 年 3 月 29 日現在、「加入の有無」の問合せ 8,953 件すべてに回答をした。加入の有無回答状況は、加入なし：87.9%、請求権あり：1.8%であった。) ・日本経済新聞で報道（平成 24 年 11 月 21 日朝刊）された「中小の退職金 減額」等についての共済契約者等からの問合せ（平成 24 年 12 月 11 日迄で 151 件）に、迅速に対応した。	参考になった	どちらでもない	ならなかった	コメント	計	1,492 件	66 件	192 件	217 件	1,967 件
参考になった	どちらでもない	ならなかった	コメント	計									
1,492 件	66 件	192 件	217 件	1,967 件									

② 相談業務については、相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、相談業務の質を向上させる。また、対応の基本、実際の対応例等を定めた応答マニュアルを見直し、懇切丁寧な対応を徹底する。	② 相談業務については、相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、更なる相談業務の質を向上させる。また、対応の基本、実際の対応例等を定めた応答マニュアルを見直し、お客様からの相談案件について、対応の正確性と懇切丁寧な対応を徹底する。	② ホームページからの「ご意見・ご質問」、「ご利用者の声アンケート用紙」を基に相談業務の満足度を集計し、苦情に関しては組織的に職員等に注意喚起を行い、今後の相談業務に反映するべく職員等情報提供した。 (添付資料④ ホームページ上における照会・要望の受付状況(24年度)) (添付資料⑤ 「ご利用者の声」24年度集計結果) ○ホームページからの「ご意見ご質問」受付件数は、1,291件であった。 内、苦情は34件であった。苦情については、すべて即日又は翌日に回答をした。 ○相談窓口に設置した「ご利用者の声アンケート用紙」受付件数 <table><tr><th>合 計</th><th>非常に役に たった</th><th>役にたった</th><th>どちらとも いえない</th><th>役にた たな かった</th><th>全く役に たなかった</th><th>お礼意見</th><th>苦情意見</th><th>その他 意見</th></tr><tr><td>51件</td><td>30件</td><td>17件</td><td>1件</td><td>0件</td><td>0件</td><td>1件</td><td>0件</td><td>3件</td></tr></table> ※アンケート用紙記載のご意見例 ・親しみやすく、話しやすかった。 ・丁寧に教えていただいたので大変助かりました。 ・親切に打合せしてもらい、理解が深まりました。 ・中退共制度のCMをBSテレビで見て相談に来ました。 ・非常によい場所だが相談しにくい。 ○加入者のサービス向上のため、相談業務について引き続き懇切丁寧な対応を職員等に徹底し、回答の標準化に努めた。 ・相談業務の質を向上させるため、相談対応Q&Aの追加及び修正を適宜行った。また、コールセンターに入電する相談内容のうち専門的な相談内容について、迅速かつ適切な担当部署に転送するため、各部署と協議し担当部署を明確にした。(中退共事業) ・相談・問合せ業務の対応の正確性、質の向上を図るため、対応の基本、及び実際の対応例等を集約した応答マニュアルを作成し、本部及び支部への問い合わせに対する統一的な対応ができるよう本部職員に周知するとともに、併せて支部へ周知した。(10月)(建退共事業) ・相談員連絡会(6月)を開催し、相談員の1年間の活動状況について報告を受け、相談者の疑問に的確に対応できていることを確認した。また、相談業務について引き続き懇切丁寧な対応を職員等に徹底した。(清退共事業) ③ ホームページ等による共済契約者及び被共済者に対する情報提供の充実を図る。	合 計	非常に役に たった	役にたった	どちらとも いえない	役にた たな かった	全く役に たなかった	お礼意見	苦情意見	その他 意見	51件	30件	17件	1件	0件	0件	1件	0件	3件	③ 共済契約者等に対する機関誌等を縮減し、ホームページによる共済契約者及び被共済者に対する情報提供の充実を図る。	③ ホームページ等による共済契約者及び被共済者に対する情報提供の充実を図った。 中退共事業においては、 ・中小企業退職金共済法施行規則の一部改正(平成25年1月1日施行)について、ホームページ等で改正内容及び改正趣旨を掲載し、ホームページ上の「手続きのご案内」に改正内容を反映させ、加入者に分かりやすく掲載した(平成24年12月20日掲載)。 ・復興特別所得税等に伴う税制改正(平成25年1月1日施行)について、ホームページに掲載するとともに(平成25年1月29日)、平成25年4月下旬発送の「中退共だより12号」に掲載し、周知を行うこととした。 1) ホームページ上の「Q&A」に改正内容を反映させ加入者に分かりやすく掲載した。 2) ホームページ上からダウンロード(手続様式見本集)する「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」の様式変更に伴う新様式と担当課でわかりやすく作成した記入例を掲載した。 ・中退共モバイルサイトをリニューアルし、退職金共済手帳のQRコードから閲覧できるようにした。 建退共事業・清退共事業・林退共事業においては ・中小企業退職金共済法施行規則の一部改正(平成25年1月1日施行)について、ホームページ等で改正内容及び改正趣旨を掲載し、「共済手帳更新申請書」に被共済者の住所を必ず記入するよう掲載した。 ④ 「年間ホームページ掲載計画」を基にホームページを適時更新するとともに、災害救助法適用地域への対応等、最新の情報を迅速に分かりやすく提供した。 【主な更新情報】 ・平成24事業年度計画 ・平成23事業年度財務諸表 ・平成23年度事業報告書及び業務実績の評価結果 ・平成23事業年度資産運用評価報告書
合 計	非常に役に たった	役にたった	どちらとも いえない	役にた たな かった	全く役に たなかった	お礼意見	苦情意見	その他 意見														
51件	30件	17件	1件	0件	0件	1件	0件	3件														

		すぐ提供する。	・ホームページにより機構へ寄せられた「国民の皆様の声」を集計し掲載 ・「事業年報（建設業）平成 23 年度」 ・「事業月報（建設業）」（毎月） ・清退共の季報 ・林退共の季報 ・東日本大震災の被災地域の加入者からの相談用フリーコール設置の案内 ・勤労者財産形成事業に係わるホームページリニューアル ・最新住宅ローン金利の掲載（財形部） ・メールによるお問い合わせ時のアドレス誤記入に対する注意喚起 ・事務所移転のお知らせ ・適格退職年金制度からの移行期間終了のお知らせ（中退共） ・中小企業退職金共済法施行規則一部改正のお知らせ ・退職金共済約款改正のお知らせ（建退共、清退共、林退共）																												
評価の視点等	評価項目 9 情報提供の充実等	自己評価	A ホームページの活用による情報提供の充実に努めた結果、ホームページアクセス件数が増加した。 また、機構移転に合わせたコールセンターへの新システムの導入、中退共相談コーナーの縮減に合わせた回線数・要員体制の拡充を行うとともに、相談対応Q&Aの追加・修正（中退共）や応答マニュアルの作成（建退共）等により、相談業務の充実に努めた。	評価																											
[数値目標] ・第一期中期目標最終年度（19年度）と比べてホームページアクセス件数が10%以上増加しているか。		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 24 年度</th> <th>（対 19 年度比）</th> <th>平成 19 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機構</td> <td>273,358 件</td> <td>(140.9%)</td> <td>194,038 件</td> </tr> <tr> <td>中退共</td> <td>1,118,560 件</td> <td>(197.0%)</td> <td>567,862 件</td> </tr> <tr> <td>建退共</td> <td>762,939 件</td> <td>(169.0%)</td> <td>451,330 件</td> </tr> <tr> <td>清退共</td> <td>16,434 件</td> <td>(168.5%)</td> <td>9,753 件</td> </tr> <tr> <td>林退共</td> <td>30,685 件</td> <td>(158.5%)</td> <td>19,359 件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,201,976 件</td> <td>(177.2%)</td> <td>1,242,342 件</td> </tr> </tbody> </table> ・中退共事業においては、「加入事業所検索」（被共済者等が自ら加入事業所か否かを調べることができるもの）のアクセス件数が増加したほか、平成 25 年 1 月施行の復興特別所得税等に伴う税制改正を反映させた「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の記入例」、Q&Aの「退職所得の受給に関する申告書の記入方法」のアクセス件数が増加した。 ・建退共事業においては、各種申請書のダウンロードページのアクセス件数が増加した（平成 23 年度から手帳申込書及び手帳更新申請書について、パソコンで必要事項を入力できるPDFフォームを掲載している。）			平成 24 年度	（対 19 年度比）	平成 19 年度	機構	273,358 件	(140.9%)	194,038 件	中退共	1,118,560 件	(197.0%)	567,862 件	建退共	762,939 件	(169.0%)	451,330 件	清退共	16,434 件	(168.5%)	9,753 件	林退共	30,685 件	(158.5%)	19,359 件	計	2,201,976 件	(177.2%)	1,242,342 件
	平成 24 年度	（対 19 年度比）	平成 19 年度																												
機構	273,358 件	(140.9%)	194,038 件																												
中退共	1,118,560 件	(197.0%)	567,862 件																												
建退共	762,939 件	(169.0%)	451,330 件																												
清退共	16,434 件	(168.5%)	9,753 件																												
林退共	30,685 件	(158.5%)	19,359 件																												
計	2,201,976 件	(177.2%)	1,242,342 件																												
[評価の視点] ・ホームページの活用による情報提供の充実に向けた取組が実施されているか。		実績：○ ・提供する情報について、可能な限りホームページに掲載することに努め、利用者の利便性を高めた。 ①モバイルサイト用のホームページを構築 ②中退共だよりを発送時期に併せ更新 ③「お客様サービスコーナー（お得なサービス）」に期間限定情報など新しい情報を提供 ・札幌（平成24年5月末）、仙台・富山・東京・福岡（平成25年2月末）の相談コーナー閉鎖に伴い、各管轄エリア（5,103か所）の関係機関に対しお知らせ文書を発送するとともに、共済契約者等にはホームページ上の「お知らせ」及び平成25年4月下旬発送の「中退共だより12号」に掲載し、周知を行うこととした。（ホームページでは平成24年4月6日から																													

	掲載) ・ホームページからダウンロード(手続様式見本集)する「中小企業退職金共済制度加入証明書交付依頼書」に共済契約者への情報提供として、「交付手数料をいただいていること」及び「返信用封筒と切手料金の目安」を追加記載した。 ・中小企業退職金共済法施行規則の一部改正(平成25年1月1日施行)について、ホームページ等で改正内容及び改正趣旨を掲載し、ホームページ上の「手続きのご案内」に改正内容を反映させ加入者に分かりやすく掲載した(平成24年12月20日掲載)。 ・復興特別所得税等に伴う税制改正(平成25年1月1日施行)について、ホームページに掲載するとともに(平成25年1月29日)、平成25年4月下旬発送の「中退共だより12号」に掲載し、周知を行うこととした。 1) ホームページ上の「Q&A」に改正内容を反映させ加入者に分かりやすく掲載した。 2) ホームページ上からダウンロード(手続様式見本集)する「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」の様式変更に伴う新様式と担当課でわかりやすく作成した記入例を掲載した。	
・共済契約者等からの要望苦情に対して分析対応など業務改善の取組を適切に講じているか。	実績：○ ・共済契約者等からの要望を受け、「掛金納付状況票及び退職金試算票」の説明書に、掛金月額変更等により退職金試算額が作成時と変わることを、及び試算依頼方法について追記することとした。 ・既加入の被共済者に対し、年1回事業主を通じて送付する「加入状況のお知らせ」に加入から退職金を請求するまでの制度内容を周知するため、モバイルサイトを構築するとともに、QRコードを掲載し閲覧できるよう様式変更を行った。	
・相談業務における加入者の照会・要望等への適切な対応に向けた取組が実施されているか。	実績：○ ・平成24年5月の機構移転に伴い、コールセンターに稼働状況をリアルタイムに把握・管理できるなどの新システムを導入するとともに、平成25年2月末の中退共相談コーナーの縮減に合わせ、お客様サービスの低下にならないよう、回線数・要員体制の見直しを行うなど拡充を図った。その結果、電話をお待たせするお客様の数は減り、また、一般的な相談内容についてはコールセンターで相談が完結するようになった。 ・コールセンターに入電する相談内容のうち専門的な相談内容について、迅速かつ適切な担当部署に転送するため、各部署と協議し担当部署を明確にした。 ・共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等、また、個別の相談業務については、懇切丁寧な対応を行うとともに、ホームページ上のQ&A等に反映するなど情報提供の充実を図った。また、機構の移転周知及び退職金共済手帳一斉更新(差替え)にかかる留意事項については、全共済契約者宛に平成24年5月発送の「中退共だより11号」で周知した。 ・共同通信社から未請求退職金に関する取材を受け、マスコミへ配信されたことにより、各地方紙及びラジオ局で報道(平成24年9月20日夕刊及び21日朝刊)があったことに伴い、未請求退職金に関する「加入の有無」等の問合せについて、担当課と連携し迅速に対応した。(平成25年3月29日現在、「加入の有無」の問合せ8,953件すべてに回答をした。加入の有無回答状況は、加入なし:87.9%、請求権あり:1.8%であった。) ・日本経済新聞で報道(平成24年11月21日朝刊)された「中小の退職金減額」等についての共済契約者等からの問合せ(平成24年12月11日迄で151件)には、迅速に対応した。	

(評価項目9)

中 期 目 標		中 期 計 画		平成 2 4 事業年度計画		平成 2 4 事業年度業務実績	
(3) 積極的な情報の収集及び活用		(3) 積極的な情報の収集及び活用		(3) 積極的な情報の収集及び活用		(3) 積極的な情報の収集及び活用	
加入者の要望、統計等の各種情報を整理するとともに、実態調査等により積極的な情報を収集し、当該情報を退職金共済事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。		① 中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する場を設けて、聴取した意見を踏まえてニーズに即した業務運営を行う。 ② 毎月の各退職金共済事業への加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、民間企業における退職金制度の現状、将来の退職金制度の在り方、機構が運営する退職金共済事業に対する要望・意見等を随時調査し、これらの統計及び調査の結果を退職金共済事業運営に反映させる。		① 中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者で構成する「参与会」を2回以上開催し、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。聴取した意見等を踏まえてニーズに即した業務運営を行う。 ② 引き続き、毎月の各退職金共済事業への加入状況、退職金支払い状況に関する統計資料を、ホームページに掲載する。 ③ 中退共事業においては、民間企業における退職金制度の現状、将来の退職金制度のあり方、機構が運営する退職金共済事業に対する要望・意見等を調査し、これらの統計及び調査の結果を退職金共済事業運営に反映させる。		① 中退共参与会(11月20日)、特退共参与会(11月22日)、中特合同参与会(3月14日)をそれぞれ開催し、事業運営状況、機構の業務実績に対する独法評価委員会の評価結果、東日本大震災に対する被災地への対応状況、退職金未請求者等に対する取組、次期中期計画案及び平成25事業年度計画案、退職金制度等の実態調査結果等についての報告を行い、参与から意見を聴取した。 【主な意見】 ・第3期中期計画(案)・平成25事業年度計画(案)に「情報セキュリティ対策の推進」とあるが、万が一情報を流出してしまった時は社会的信用を失うので、情報管理を徹底していただきたい。 ・累積欠損金の解消に向けて、引き続き安全かつ効率的な資産運用に努めていただきたい。 ② 引き続き、毎月の各退職金共済事業への加入状況、退職金支払い状況に関する統計資料を、ホームページに掲載した。 ・「事業概況、事業月報」(中退共事業・建退共事業) ・「事業季報」(清退共事業・林退共事業) ③ 中退共事業においては、加入企業を対象に、退職金制度の現状について把握することを目的とした「退職金実態調査」を10月に実施した(7,500社、有効回答数4,222社、回答率56.3%)。今回の調査は、これまで未加入・既加入事業所への加入勧奨の際に特に要望が多かった中小企業の退職金制度(規程・慣行)及び退職金支給の実態を明らかにする設問を設け、事業所が退職金制度を見直す際の基礎資料とするため、調査結果を集計し報告書を作成した。また、調査結果の概要はホームページで公表(平成25年4月5日)し、平成25年4月下旬に共済契約者へ発行する「中退共だより12号」に調査結果(速報)を掲載することとした。	
評価の視点等	評価項目10 積極的な情報の収集及び活用	自己評価	B			評定	
		参与会を開催して外部有識者の意見を聴取した。 また、「退職金実態調査」において、加入勧奨の際に特に要望が多かった退職金制度及び退職金支給実態を明らかにする設問を設け、事業所が退職金制度を見直す際の基礎資料になるようにし、調査結果の概要をホームページ及び中退共だよりで公表することとした。					
[数値目標]		-					
[評価の視点]							
・関係団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取し、ニーズに即した業務運営を行っているか。		実績：○ ・外部の有識者で構成する中退共参与会、特退共参与会をそれぞれ開催し、事業運営状況、機構の業務実績に対する独法評価委員会の評価結果、東日本大震災に対する被災地への対応状況、退職金未請求者等に対する取組、次期中期計画案及び平成25事業年度計画案、退職金制度等の実態調査結果等についての報告を行い、参与から意見を聴取した。					

・各退職金共済事業に関する統計・調査の結果を事業運営に反映させているか。	実績：○ ・毎月の加入状況、退職金支払状況に関する統計資料をホームページに掲載した。 ・中退共事業においては、加入企業を対象に、退職金制度の現状について把握することを目的とした「退職金実態調査」を10月に実施した(7,500社、有効回答数4,222社、回答率56.3%)。今回の調査は、これまで未加入・既加入事業所への加入勧奨の際に特に要望が多かった中小企業の退職金制度(規程・慣行)及び退職金支給の実態を明らかにする設問を設け、事業所が退職金制度を見直しする際の基礎資料とするため、調査結果を集計し報告書を作成した。また、調査結果の概要はホームページで公表(平成25年4月5日)し、平成25年4月下旬に共済契約者へ発行する「中退共だより12号」に調査結果(速報)を掲載することとした。 ・上記「退職金実態調査」の調査結果の公表については、中退共制度へ加入を考えている未加入事業所、及び既加入事業所で退職金制度の見直し等を考えている場合に、参考として役立ててもらうため、ホームページでの公表を例年5月上旬に行っているが4月上旬に早めることとした。また、平成25年度以降の加入促進活動における資料として役立てていくこととしている。	
---	---	--

(評価項目10)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 2 4 事業年度計画	平成 2 4 事業年度業務実績																																																						
3 加入促進対策の効果的実施 中小企業退職金共済事業における加入状況、財務内容及び各事業に対応する産業・雇用状況を勘案して、当該制度の新規加入者数（新たに被共済者となったものの数をいう。）の目標を定め、これを達成するため、中小企業退職金共済事業への加入促進対策を効果的に実施すること。	3 加入促進対策の効果的実施 (1) 加入目標数 中退共、建退共、清退共、林退共の各事業の最近における加入状況、財務内容及び各事業に対応する産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに各事業に加入する被共済者数の目標を次のように定める。 ① 中退共事業においては1,943,000人 ② 建退共事業においては640,000人 ③ 清退共事業においては750人 ④ 林退共事業においては11,500人 合計 2,595,250人 (2) 加入促進対策の実施 上記の目標を達成するため、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、以下の加入促進対策を効果的に実施する。 なお、各退職金共済事業への加入促進対策の実施に当たっては、相互に連携して行うこととする。	3 加入促進対策の効果的実施 (1) 加入目標数 平成 2 4 年度における新たに各退職金共済事業に加入する被共済者数の目標を、次のように定める。 ① 中退共事業においては332,600人 ② 建退共事業においては122,000人 ③ 清退共事業においては130人 ④ 林退共事業においては2,300人 合計 457,030人 (2) 加入促進対策の実施 中期計画における加入目標を達成するため、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、以下の加入促進対策を費用対効果を踏まえ実施する。なお、各退職金共済事業への加入促進対策の実施に当たっては、相互に連携して行うこととする。また、必要に応じて理事長をはじめとする役員等が、関係官公庁及び関係事業主団体等を訪問し、退職金共済制度の周知広報や加入勧奨への協力を依頼する。	3 加入促進対策の効果的実施 (1) 加入目標数 平成 24 年度における新たに各退職金共済事業に加入した被共済者数は以下のとおり。 <table><tr><th>24 年度</th><th>機 構</th><th>中退共事業</th><th>建退共事業</th><th>清退共事業</th><th>林退共事業</th></tr><tr><td>加入目標(人)</td><td>457,030</td><td>332,600</td><td>122,000</td><td>130</td><td>2,300</td></tr><tr><td>加入実績(人)</td><td>443,995</td><td>321,508</td><td>120,470</td><td>144</td><td>1,873</td></tr><tr><td>達成率(%)</td><td>97.1</td><td>96.7</td><td>98.7</td><td>110.8</td><td>81.4</td></tr></table> <table><tr><th>(参考) 23 年度</th><th>機 構</th><th>中退共事業</th><th>建退共事業</th><th>清退共事業</th><th>林退共事業</th></tr><tr><td>加入目標(人)</td><td>532,040</td><td>405,600</td><td>124,000</td><td>140</td><td>2,300</td></tr><tr><td>加入実績(人)</td><td>557,473</td><td>442,567</td><td>112,486</td><td>148</td><td>2,272</td></tr><tr><td>【適年からの移行除く】</td><td>【427,758】</td><td>【312,852】</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>達成率(%)</td><td>104.8</td><td>109.1</td><td>90.7</td><td>105.7</td><td>98.8</td></tr></table> ・中退共事業においては、適格年金制度からの移行が平成 23 年度で終了したため、平成 24 年度の目標を縮減し、個別企業訪問等を積極的に実施するなどして効果的な加入促進対策に努めたが、中小企業の業況は厳しく、加入目標の達成率は 96.7%であった。なお、適格年金制度からの移行を除くと、加入実績は平成 23 年度を 8,656 人（2.8%）上回った。 ・建退共事業においては、東日本大震災の復旧・復興工事が本格化するなど建設投資の緩やかな回復が見られるものの、建設業を取りまく環境は厳しい状況にあり、加入目標の達成に向けて効果的な加入促進の取組を実施してきたが、加入目標の達成率は 98.7%であった。ただし、上記の取組の結果、加入実績は前年度を 7,984 人（7.1%）上回った。 ・清退共事業においては、加入促進強化月間の実施、関係業界団体等が開催する会議などへの参加及びパンフレットの配布、相談員連絡会議において加入促進等の依頼などの活動をした結果、加入目標の達成率は 110.8%であった。 ・林退共事業においては、国有林野事業受託事業体など優良事業体を重点とした加入勧奨、また、既加入事業主に対する新規雇用労働者の加入勧奨を積極的に実施したものの、木材価格の低迷など林業界をとりまく厳しい環境により、加入目標の達成率は 81.4%であった。 (2) 加入促進対策の実施 中期計画における加入目標を達成するため、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、以下の加入促進対策を費用対効果を踏まえ実施した。また、必要に応じて理事長をはじめとする役員等が、関係機関等を訪問し、退職金共済制度の周知広報や加入勧奨への協力を依頼した。	24 年度	機 構	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業	加入目標(人)	457,030	332,600	122,000	130	2,300	加入実績(人)	443,995	321,508	120,470	144	1,873	達成率(%)	97.1	96.7	98.7	110.8	81.4	(参考) 23 年度	機 構	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業	加入目標(人)	532,040	405,600	124,000	140	2,300	加入実績(人)	557,473	442,567	112,486	148	2,272	【適年からの移行除く】	【427,758】	【312,852】				達成率(%)	104.8	109.1	90.7	105.7	98.8
24 年度	機 構	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業																																																				
加入目標(人)	457,030	332,600	122,000	130	2,300																																																				
加入実績(人)	443,995	321,508	120,470	144	1,873																																																				
達成率(%)	97.1	96.7	98.7	110.8	81.4																																																				
(参考) 23 年度	機 構	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業																																																				
加入目標(人)	532,040	405,600	124,000	140	2,300																																																				
加入実績(人)	557,473	442,567	112,486	148	2,272																																																				
【適年からの移行除く】	【427,758】	【312,852】																																																							
達成率(%)	104.8	109.1	90.7	105.7	98.8																																																				

	① 広報資料等による周知広報活動 イ 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター及び制度紹介用動画等の広報資料を配布するとともに、ホームページ等を活用した退職金共済制度の周知広報を実施する。 ロ 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。 また、建退共事業においては、関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、制度紹介動画を配布する。	① 広報資料等による周知広報活動 イ 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、機構(各本部、支部、相談コーナー等)に備え付けて配布することにより、退職金共済制度の周知広報を実施するとともに、ホームページにおいて、制度内容、加入手続等の情報を提供し、退職金共済制度の周知広報を実施する。 また、中退共事業及び建退共事業においては、制度紹介動画をホームページ上で配信する。 ロ 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスターの掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。 また、建退共事業においては、関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、制度紹介動画を配布する。	① 広報資料等による周知広報活動 イ 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、機構(各本部、都道府県支部(建退共事業、清退共事業、林退共事業各々47か所)、相談コーナー(中退共事業6か所、建退共事業2か所)に備え付けて配布することにより、退職金共済制度の周知広報を実施した。 <table border="1" data-bbox="1093 327 1877 443"> <thead> <tr> <th></th> <th>中退共事業</th> <th>建退共事業</th> <th>清退共事業</th> <th>林退共事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パンフレット等の配布</td> <td>3,000部</td> <td>43,142部</td> <td>470部</td> <td>470部</td> </tr> <tr> <td>備付先</td> <td>6か所</td> <td>49か所</td> <td>47か所</td> <td>47か所</td> </tr> </tbody> </table> (注)・備付先には、本部は含まない。 ・各支部、相談コーナーには、4共済制度のパンフレットを相互に備え付けている。 ○中退共事業においては、 ・パンフレット等(あらまし、お知らせ、Q&A)については、名古屋、大阪を除く相談コーナー閉鎖等に伴い一部改訂し、3月に関係機関及び委託団体に発送した。 ・引き続き制度紹介動画をホームページ上で配信した。(アクセス件数 5,367件) ・ホームページに、引き続きテレビCM用(積み木編)に作成した動画を配信した。(アクセス件数 495件) ○建退共事業においては、 ・制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、本部、都道府県47支部及び相談コーナー2箇所に備え付けて配布することにより、退職金共済制度の周知広報をするとともに、ホームページにおいて、制度内容、加入手続等の情報を提供し、退職金共済制度の周知広報を実施。 また、引き続き制度紹介動画をホームページ上で配信した。(参考 ダイジェスト版アクセス件数 30,722件) ・共済契約者の皆様へのチラシを作成し、元請事業者に配布(平成24年9月から本部相談コーナー備付)し周知した。 【配布部数(700枚)】 ○清退共事業においては、 ・制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット等の広報資料を、機構(機構ビル、支部)に備え付けて配布することにより、退職金共済制度の周知広報を行った。 ・機構ビルに備付けによる配布(パンフレット60) ・支部に備付による配布(各支部パンフレット10ずつ、リーフレット10ずつ) ○林退共事業においては、 ・制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット等の広報資料を、機構(機構ビル、支部)に備え付けて配布することにより、退職金共済制度の周知広報を行った。 ・機構ビルに備付けによる配布(パンフレット70) ・支部に備付による配布(各支部パンフレット10ずつ) ロ 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスターの掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 【広報資料の窓口備付】 <table border="1" data-bbox="1093 1220 1877 1321"> <thead> <tr> <th></th> <th>中退共事業</th> <th>建退共事業</th> <th>清退共事業</th> <th>林退共事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>依頼した団体等の数</td> <td>7,042件</td> <td>2,763件</td> <td>273件</td> <td>432件</td> </tr> <tr> <td>資料配布部数</td> <td>406,487部</td> <td>56,385部</td> <td>3,411部</td> <td>4,101部</td> </tr> </tbody> </table>		中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業	パンフレット等の配布	3,000部	43,142部	470部	470部	備付先	6か所	49か所	47か所	47か所		中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業	依頼した団体等の数	7,042件	2,763件	273件	432件	資料配布部数	406,487部	56,385部	3,411部	4,101部
	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業																													
パンフレット等の配布	3,000部	43,142部	470部	470部																													
備付先	6か所	49か所	47か所	47か所																													
	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業																													
依頼した団体等の数	7,042件	2,763件	273件	432件																													
資料配布部数	406,487部	56,385部	3,411部	4,101部																													

	ハ 新聞等のマスメディアを活用した広報を実施する。	ハ マスメディアを活用した広報を実施する。	【記事掲載依頼】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>中退共事業</th> <th>建退共事業</th> <th>清退共事業</th> <th>林退共事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>依頼した団体等の数</td> <td>7,233 件</td> <td>1,783 件</td> <td>98 件</td> <td>98 件</td> </tr> <tr> <td>掲載件数</td> <td>659 件</td> <td>186 件</td> <td>4 件</td> <td>3 件</td> </tr> </tbody> </table> ○中退共事業においては、 - 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 (窓口備付け依頼 7,042 件 406,487 部) (記事掲載依頼 644 件) 6 月のサブ月間に広報誌等への無料記事掲載依頼を、地方自治体 (1,836 件) 及び業務委託・復託団体 (3,337 件) に行うとともに、職員及び普及推進員が事業主団体等を直接訪問し掲載依頼を行った (訪問による依頼 職員: 71 件、普及推進員: 1,345 件)。その結果、659 件の記事掲載が確認できた。 - 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、制度紹介用動画を配布した (395 枚)。 ○建退共事業においては、 - 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスターの掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 広報資料の窓口備付け依頼 2,763 箇所 (内 窓口備付け 288 箇所) 広報記事の掲載依頼 1,783 箇所 (内 記事の掲載 186 箇所) - 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、制度紹介用動画を配布した。(424 枚) ○清退共事業においては、 - 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスターの掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 - 広報資料配布 273 所 3,411 部 - 記事掲載依頼 98 所 うち、記事掲載 4 件 (「酒造情報 9 月号」、「醸界タイムス 9/28 号、3/15 号」、「酒造情報 HP9 月号」) ○林退共事業においては、 - 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 - 広報資料配布 432 所 4,101 部 - 記事掲載依頼 98 所 うち、記事掲載 3 件 (林野庁メールマガジン 9/20、「森林組合」、「林材安全特集号」) ハ 10 月の加入促進強化月間に向け、新聞等のマスメディアを活用した広報を実施した。 ○中退共事業においては、 10 月の加入促進強化月間を中心に、9 月～12 月の加入促進強化月間を含めた 4 か月間、BS にて 30 秒のテレビ CM 放送を実施した (1 か月 15 回放送) ○建退共事業においては、 i) 本部 業界専門紙 4 社 本部 業界団体広報誌 18 社 ii) 支部 テレビ放送 16 回 iii) 支部 ラジオ放送 430 回 ○清退共事業においては、 - 醸界タイムス (酒造名鑑) (再掲)		中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業	依頼した団体等の数	7,233 件	1,783 件	98 件	98 件	掲載件数	659 件	186 件	4 件	3 件
	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業														
依頼した団体等の数	7,233 件	1,783 件	98 件	98 件														
掲載件数	659 件	186 件	4 件	3 件														

	二 工事発注者の協力を得て、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行う。 ② 個別事業主に対する加入勧奨等 イ 機構が委嘱した相談員、普及推進員等により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。特に中退共事業においては、普及推進員の業務において新規加入促進への重点化を図る。 ロ 中退共事業においては、今後とも高い成長が見込まれる分野の業種等に対する加入促進に重点をおいた対策を行う。 ハ 機構から中退共事業への加入促進業務を受託した事業主団体等による個別事業主に対する加入促進を行う。特に企業の雇用管理に密接な関係を有する社会保険労務士会等の団体との連携を強化するとともに、委託先の拡大に努める。また、既加入事業主に対し、文書等により追加加入促進を定期的に行う。	二 建退共事業においては、工事発注者の協力を得て、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行う。 ② 個別事業主に対する加入勧奨等 イ 機構が委嘱した相談員、普及推進員等と連携を図り、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。特に中退共事業においては、普及推進員の業務において新規加入促進を行うとともに、既加入事業主に対するフォローアップを行う。 ロ 中退共事業においては、地域に密着した金融機関（首都圏及び愛知、大阪）を定期的に訪問して担当者への説明・研修などを実施するとともに、金融機関による加入勧奨の要請を行う。厚生労働省と連携し、関係機関が開催する医療機関、介護事業場に対する説明会での周知広報（資料配布又は説明）を行う。 ハ 機構から中退共事業への加入促進業務を受託した事業主団体等と連携を図り、個別事業主に対する加入促進を行うほか、以下の取組を行う。また、全既加入事業主に対して、追加申込書を配布するなどして追加加入促進を実施する。 い）社会保険労務士会等の業務委託団体を訪問し連携を	○林退共事業においては、 ・林野庁メールマガジン 9月20日号（再掲） 二 建退共事業においては、公共工事発注者（1,783箇所）に対し、受注事業者による「建退共現場標識」の掲示をするよう要請した。 ・要請依頼 6月8日 1,783箇所 ・説明会（本部実施分） 12月18日大阪府 参加人数：105人 ・説明会（支部実施分） 開催回数：176回 参加人数：17,807人 ② 個別事業主に対する加入勧奨等 イ 機構が委嘱した相談員、普及推進員等により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行った。 ○中退共事業においては、 ・普及推進員による個別事業主に対する加入勧奨を実施した。 （未加入企業訪問数は10,785件、加入1,190件） ・地域ごとの普及推進員と本部との連携を高めるため定例の打ち合わせ会議を実施した。 （首都圏12回、東海地域12回、近畿地域12回） ○建退共事業においては、相談員により相談業務に対応した。 相談対応件数：6,649件 ○清退共事業においては、相談員連絡会（6月）を開催し、個別事業主に対する加入勧奨の要請を行った。 ロ ・地域に密着した金融機関を訪問してパンフレットなどの配布、備え付け及び金融機関による加入勧奨を依頼（累計 54件） （首都圏：信金等46件、愛知県：信金1件、大阪府：信金3件、札幌市：信金1件、福岡県：信金1件、広島県：信金1件、愛媛：1件） ・厚生労働省から情報提供を受け、介護労働安定センター（48所）に対する厚生労働省の通知文と広報資料を送付した。 ・ダイレクトメールを送付した医療福祉分野の事業所（約31,000所）の追跡調査を行った結果、平成24年度は、76所305名の加入を確認した。累計加入数は、437所・2,649名。 ・11月1日開催の全国63信用金庫共催のイベント「よい仕事おこしフェア」に出展した未加入企業（182社）に加入勧奨文書を送付した。 ・厚生労働省及び日本医師会と連携し、日本医師会会員（84,097件）に対し加入勧奨文書とパンフレット等を送付した。 ハ ・既加入事業所の追加加入勧奨を行うため、普及推進員へ7月下旬に既加入事業所リスト（規模51名以上）による加入勧奨の実施を指示するとともに、普及推進員担当以外の地域に対しては、職員が加入勧奨を行った。 ・機構から中退共事業への加入促進業務を受託した事業主団体等（3,565団体）による個別事業主に対する加入促進を実施（加入実績3,400所、14,276名）するとともに、委託先及び復託先の拡大を図るため、ホームページ等により業務委託契約に係る公募を行った（新規委託契約5件、復託契約36件）。また、既加入事業主に対し、「中退共だより11号」による追加加入・パート加入勧奨を行うとともに全事業所に発送した更新手帳に、追加申込書を同封して追加加入勧奨を実施した。 い）6月のサブ月間に業務委託団体（9団体）を訪問し、連携強化などの働きかけを行った。 ・ホームページによる業務委託契約に係る公募を継続中 （新規委託契約5件、復託契約36件）
--	---	--	--

		強化するとともに、更なる復託先の拡大を依頼するなどの働きかけを行う。 ii) 関係官公庁及び社会保険労務士会等の団体が事業主等向けに開催する各種会議・セミナー等での制度説明及び制度紹介用動画の活用を依頼する。 iii) 事業所訪問による無料相談の対象地域において訪問活動を実施し、併せて未加入事業所を対象として機構主催の制度説明会を開催する。また、制度説明会参加事業所については、その後のフォローアップを行う。 iv) 適格退職年金制度からの移行事業所のフォローアップとして、受託機関であったところに追加加入促進の依頼を行う。	ii) 10月の加入促進強化月間活動にむけて関係官公庁及び社会保険労務士会等の団体が事業主等向けに開催する各種会議・セミナー時に制度紹介用動画の活用を依頼するため、文書等による依頼を行った（動画 DVD 395 枚配布）。 iii) ・事業所訪問による無料相談の対象地域において訪問活動を実施した。 関東近県 351 件 愛知 26 件 大阪 41 件 ・無料訪問相談対象地域以外の未加入事業所からの依頼による個別訪問を実施した。 88 件 ・未加入事業所を対象に一般制度説明会・個別相談会を開催した。 制度説明会 11 回 300 事業所 364 人 個別相談会 75 事業所 制度説明会に参加した事業所へのフォローアップ 231 事業所 iv) 適格退職年金制度からの移行事業所のフォローアップとして、受託機関であった生保 7 社にヒアリングし、追加加入促進の依頼を行った。
二 関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得て、建退共事業の未加入の事業主に対する加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、追加加入勧奨を行う。	二 建退共事業においては、関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得て、建退共事業の未加入の事業主に対する個別訪問やダイレクトメールによる加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、追加加入勧奨を行う。	二 建退共事業においては、関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得て、建退共事業の未加入の事業主に対する加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、追加加入勧奨を行う。	二 建退共事業においては、関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得て、建退共事業の未加入の事業主に対する個別訪問やダイレクトメールによる加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、追加加入勧奨を行った。 また、元請事業所に対し下請事業所が集う安全大会等でパンフレットを配布するよう文書を送付するとともに、個別訪問を実施して協力要請した。 ・文書送付 247 社 ・パンフレットの配布 … 41 社 (12,057 部) ・PDF 配布 … 22 社 (1,654 枚) ・個別訪問 23 社 ・パンフレット配布 … 6 社 (2,470 部) ・PDF 配布 … 5 社 (1,040 部) ・DVD 配布 … 11 社 (11 枚) ・未加入業者ダイレクトメール (20,000 件)のうち、加入した事業所数 491 事業所 1,016 人 ・専門工事業団体の協力を得て、未加入事業所に対する加入勧奨の実施。 訪問 41 団体
ホ 清退共事業及び林退共事業においては、対象となる期間雇用者数が減少傾向で推移していること等から、既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実に行うよう、毎年度、文書等による加入勧奨を行う。	ホ 清退共事業においては、 i) 既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実に行うよう、文書等による加入勧奨を行う。 ii) 国税局が公表する酒類製造業免許の新規取得者のうち、未加入事業主に対し、加入勧奨を行う。	ホ 清退共事業においては、 i) 既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実に行うよう、文書等による加入勧奨を行った (9 月 7 日 2,100 所、3 月 11 日 2,057 所) ii) 国税局が公表する酒類製造業免許の新規取得者のうち、未加入事業主に対し、加入勧奨を行った。(2 事業所)	

	③ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。	iii) 経営譲渡等により未加入となった事業所に対し、加入勧奨を行う。 へ 林退共事業においては、 i) 既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実にを行うよう、文書等による加入勧奨を行う。 ii) 関係事業主団体の名簿により、未加入事業主に対し、加入勧奨を行う。 ③ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 〈中退共事業〉 i) 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。 ii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。 iii) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。 iv) 中小企業庁及び独立行政法人中小企業基盤整備機構等が開催する、ベンチャー企業・新規創業企業等を対象としたイベント等へ参加、または資料の備付けを依頼する等、制度の周知広報を行う。	iii) 「全国酒類製造名鑑 2012」により抽出した未加入事業所に対し、文書により加入勧奨・現況調査を行った（113 事業所）。 へ 林退共事業においては、 i) 既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実にを行うよう、文書等による加入勧奨を行った（7 月 30 日 3,331 所、1 月 1 日 3,311 所）。 ii) 国有林野事業受託事業体で制度加入事業所及び未加入事業所に対し、加入勧奨を行った（651 所）（10 月 18 日）。 未加入事業所 177 所 加入事業所 474 所 計 651 所 また、林野庁に未加入事業所名簿を提供し、加入指導の要請を行った。 ③ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 〈中退共事業〉 i) 厚生労働省の関係機関が開催する各種セミナー等で制度の周知広報、資料配布等普及促進を依頼し制度説明をした。 制度説明 愛知県 1 所 石川県 1 所 ii) 都道府県及び市町村が開催する会議等で、制度の周知広報を実施した。 実施数 45 回 （東京都 27 回、青森県 3 回、千葉県 1 回、石川県 12 回、愛知県 1 回、和歌山県 1 回） iii) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報をした。 実施数 25 回 ・労働保険事務組合連合会等 5 回（普及推進員対応） ・社会保険労務士会 3 回（普及推進員対応） ・商工会議所 2 回（職員、普及推進員対応） ・商工会 3 回（普及推進員対応） ・青色申告会 1 回（職員対応） ・その他の団体 11 回（職員、普及推進員対応） iv) 独立行政法人中小企業基盤整備機構主催の「中小企業総合展 2012」及び、東京都主催の「産業交流展 2012」に、資料設置を依頼するなどして制度の周知広報を行った。 〔未加入企業へ加入勧奨文書送付〕 ・「中小企業総合展 2012 in kansai」 （大阪 5 月 30 日～6 月 1 日） 来場者数合計 66,882 人 出展企業 516 社 未加入： 312 社
--	---	--	--

		・「中小企業総合展 JISMEE2012」 (東京 10月10日～12日) 来場者数合計 48,346人 出展企業 719社 未加入: 478社 ・「産業交流展 2012」 (東京 11月20日～22日) 来場者数合計 35,008人 出展企業 524社 未加入: 370社 〈建退共事業〉 i) 地方公共団体が開催する建設業に係る公共事業の発注担当者会議において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨の要請を行う。 ii) 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請する。 iii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請する。 iv) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請する。 〈清退共事業〉 i) 厚生労働省、都道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請する。 ii) 関係業界団体等が開催する各種会議等での制度の周知広報を要請する。 〈林退共事業〉 i) 厚生労働省、都道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請する。	・「中小企業総合展 JISMEE2012」 (東京 10月10日～12日) 来場者数合計 48,346人 出展企業 719社 未加入: 478社 ・「産業交流展 2012」 (東京 11月20日～22日) 来場者数合計 35,008人 出展企業 524社 未加入: 370社 〈建退共事業〉 i) 地方公共団体が開催する建設業に係る公共事業の発注担当者会議において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入促進のための協力要請を行った(15回)。 ii) 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した(9回)。 iii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した(176回)。 iv) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した(176回)。 ・元請事業者が開催した下請事業者に対する説明会 説明会 3社 参加企業数 95社 参加人数 138人 〈清退共事業〉 i) 厚生労働省、都道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した(4月6日)。 ii) 関係業界団体等が開催する各種会議等での制度の周知広報を要請した。 ・参加による勧奨 16所(山形県酒造組合他) ・資料配布による勧奨 3所 850部(山内杜氏組合等) 〈林退共事業〉 i) 厚生労働省、都道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を依頼した(4月6日)。
--	--	---	--

	④ 集中的な加入促進対策の実施 厚生労働省の協力を得て、毎年度、加入促進強化月間を設定し、月間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。	ii) 関係業界団体等が開催する各種会議等での制度の周知広報を要請する。 ④ 集中的な加入促進対策の実施 イ 厚生労働省、国土交通省及び林野庁の協力を得て、10月を加入促進強化月間とし、月間中、次のような活動を行う。 i) ポスター、パンフレット等の広報資料の作成、配布 ii) 退職金共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する理事長表彰の実施 iii) 全国的な周知広報活動等の集中的展開 iv) 中退共事業においては、10月実施の加入促進強化月間をより効果的なものとするため、6月をサブ月間と位置づけ、理事長をはじめ役員によるトップセールス及び関係機関に対する広報誌等への記事掲載依頼を行う。 □ 各退職金共済事業の具体的な活動としては、次のとおり。	ii ブロック林材安全会議に出席し、制度の周知広報を行った（10月5日近畿、10月18日北海道、10月24日東北、11月22日関東・甲信越、1月10日中国・四国）。全国林材業労働災害防止大会に出席し、制度の周知広報を行った（10月2日青森）。 ④ 集中的な加入促進対策の実施 イ 10月の加入促進強化月間に次のような活動を実施した。 i) ポスター、パンフレット等の広報資料の作成、配布 <table><tr><td></td><td>中退共事業</td><td>建退共事業</td><td>清退共事業</td><td>林退共事業</td></tr><tr><td>ポスター</td><td>20,100部</td><td>12,184部</td><td>161部</td><td>319部</td></tr><tr><td>パンフレット等</td><td>994,000部</td><td>80,808部</td><td>2,296部</td><td>1,893部</td></tr></table> ii) 退職金共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する理事長表彰の実施・90所（建退共事業） iii) 全国的な周知広報活動等を実施するため、厚生労働省への後援依頼や関係機関への協力依頼等を行った。 <table><tr><td></td><td>中退共事業</td><td>建退共事業</td><td>清退共事業</td><td>林退共事業</td></tr><tr><td>実施要綱の配布</td><td>29,131枚</td><td>11,049枚</td><td>1,229枚</td><td>1,947枚</td></tr></table> ・厚生労働省あて後援名義使用許可願（7月5日） ・関係機関に対し、月間実施についての協力依頼文書を送付（9月3日） ・理事長及び本部長によるトップセールスを実施（24所） ・大手ハウスメーカーに対して、理事長代理によるトップセールスを実施（1社） ・職員及び普及推進員が首都圏（東京、神奈川、千葉、埼玉）の関係機関や事業主団体を直接訪問し掲載依頼を行った。（58件） ・専門工事業団体の協力を得て、未加入事業所に対する加入勧奨の実施。 個別訪問 6団体 iv) 中退共事業においては、10月実施の加入促進強化月間をより効果的なものとするため、6月のサブ月間に以下の活動を行った。 ・事業主団体等に対し理事長等によるトップセールスを実施。（8所） ・広報誌等への無料記事掲載を、地方自治体（1,836件）及び業務委託・復託団体（3,337件）に行うとともに、職員及び普及推進員により事業主団体へ直接訪問し記事掲載依頼を行った。 （訪問による依頼 職員：71件、普及推進員：1,345件） （確認総掲載件数 659件） □ 各退職金共済事業の具体的な活動としては、次のとおり。		中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業	ポスター	20,100部	12,184部	161部	319部	パンフレット等	994,000部	80,808部	2,296部	1,893部		中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業	実施要綱の配布	29,131枚	11,049枚	1,229枚	1,947枚
	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業																								
ポスター	20,100部	12,184部	161部	319部																								
パンフレット等	994,000部	80,808部	2,296部	1,893部																								
	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業																								
実施要綱の配布	29,131枚	11,049枚	1,229枚	1,947枚																								

		〈中退共事業〉 i) 未加入事業所に対する個別訪問による加入促進及び既加入事業所の追加加入促進の実施 ii) 未加入事業所を対象とした制度説明会の開催 〈建退共事業〉 i) 厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」の開催 ii) 未加入事業所を把握し、個別的かつ効果的な加入勧奨の実施 iii) 個別企業を訪問し、下請事業主の加入指導及び事務受託の推進の依頼。併せて、専門工事業団体の協力を得て、未加入事業所に対する加入勧奨の実施 iv) 工事現場等で建退共事業への認識を高めるための労働者用リーフレットの備付・配布 v) 新聞等のマスメディアを活用した広報の実施 〈清退共事業〉 i) 酒造組合及び杜氏組合等の協力を得ることにより、杜氏、蔵人等の清酒製造業労働者のうち期間雇用者全員の加入促進と共済証紙の貼付徹底	〈中退共事業〉 i) ・事業所訪問による無料相談の対象地域において訪問活動を実施した。 関東近県 351 件 愛知 26 件 大阪 41 件 ・無料訪問相談対象地域以外の未加入事業所からの依頼による個別訪問を実施した。 88 件 ・既加入事業所の追加加入勧奨を行うため、普及推進員へ 7 月下旬に既加入事業所リスト（規模 51 名以上）による加入勧奨の実施を指示するとともに、普及推進員担当以外の地域に対しては、職員が加入勧奨を行った。 ii) ・未加入事業所を対象に一般制度説明会・個別相談会を開催した。 制度説明会 11 回 300 事業所 364 人 個別相談会 75 事業所 制度説明会に参加した事業所へのフォローアップ 231 事業所 〈建退共事業〉 i) 厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」を開催した。 （開催日 10 月 3 日、参加団体 37 団体） ii) 未加入事業所を把握し、ダイレクトメールの送付による加入勧奨の実施 ・未加入業者ダイレクトメール（20,000 件）のうち、加入した事業所数 491 事業所 1,016 人 （再掲） iii) 個別企業を訪問し、下請事業主の加入指導及び事務受託の推進依頼。 ・個別訪問 12 社 ・パンフレット配布… 2 社 (700 部) ・PDF 配布 …5 社 (1,040 部) ・DVD 配布 …11 社 (11 枚) ・専門工事業団体の協力を得て、未加入事業所に対する加入勧奨の実施。（再掲） 個別訪問 6 団体 iv) 労働者用リーフレットの備付・配布 ・労働者用リーフレットの配布・備付依頼 （15,016 部） v) 新聞等のマスメディアを活用した広報の実施（再掲） 本部 業界専門紙 4 社 本部 業界団体広報誌 18 社 支部 テレビ放送 16 回 ラジオ放送 430 回 （再掲） 〈清退共事業〉 i) 杜氏、蔵人等の清酒製造業労働者のうち期間雇用者全員の加入促進と共済証紙の貼付徹底を図るため、酒造組合及び杜氏組合等へ協力を要請した。
--	--	--	--

	⑤ 適格退職年金からの移行促進 厚生労働省の協力を得て、適格退職年金から中退共事業への移行を促進するための周知広報を組織的に展開するとともに、適格退職年金を受託する機関との連携を更に強化する。 ⑥ 他制度と連携した加入促進対策の実施 イ 独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実を働きかける。 ロ 建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収の要請を行う。 ハ いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、林退共事業等への加入について事業主に指導するよう関係機関に要請を行う。	ii) 日本酒造組合中央会等関係団体のホームページまたはその発行する広報誌等に、加入促進と履行確保に関する情報掲載の依頼 〈林退共事業〉 林業関係団体との連携強化を図り、林退共事業の周知徹底により、加入促進と履行の確保の実施 ⑤ 他制度と連携した加入促進対策の実施 イ 独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実を働きかける。 ロ 建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収の要請を行う。 ハ いわゆる「緑の雇用」事業と連携した加入促進対策は以下のような活動を行う。 い) 平成20年度から実施している3年目研修(森林施業効率化研修)に合わせて、林退共事業への加入について関係機関から事業主に対して強力に指導するよう要請を行う。	ii) 日本酒造組合中央会等関係団体のホームページ、またその発行する広報誌等に、加入促進と履行確保に関する情報掲載の依頼をした。 ・9月3日 NHK(54支局)への放送依頼 ・7月31日、9月20日 業界新聞等に情報掲載依頼2件 〈林退共事業〉 ・ブロック林材安全会議に出席し、制度の周知広報を行った(10月5日近畿、10月18日北海道、10月24日東北、11月22日関東・甲信越、1月10日中国・四国)。(再掲) ・全国林材業労働災害防止大会に出席し、制度の周知広報を行った(10月2日青森)。(再掲) ⑥ 他制度と連携した加入促進対策の実施 イ 中退共事業においては、独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実を働きかけた。 28件(札幌市、仙台市、金沢市、さいたま市、横浜市、千葉市2、東京都、静岡市、長野市、中津川市、名古屋市4、津市、大阪市6、松江市、広島市、山口市、松山市2、福岡市) ロ 建設業等に係る公共工事発注機関(1,783ヶ所)に対し、受注事業者からの掛金収納書徴収及建退共加入履行証明書徴収の要請を行った。 ハ いわゆる「緑の雇用」事業と連携した加入促進対策として、以下のような活動を行った。 「緑の雇用」事業における基本研修の3年目研修に合わせて、林退共事業への加入について関係機関から事業主に対して強力に指導するよう要請を行った。 なお、「緑の雇用」事業を受託している事業体への加入勧奨については、国有林野事業受託事業体への加入勧奨と併せて行った。 制度加入事業所及び未加入事業所に対し、加入勧奨を行った(651所)(10月18日)。 未加入事業所 177所 加入事業所 474所 計 651所 また、林野庁に未加入事業所名簿を提供し、加入指導の要請を行った。(再掲)
--	---	--	---

		ii) 実施状況を踏まえ、実施事業体の林退共事業加入状況を関係機関に提供し、加入指導の要請を行う。 iii) 実施事業体に対し、研修生及び研修修了者の林退共事業への加入勧奨を行う。 iv) 関係機関との連絡会議を開催するなど、連携強化を図る。	(添付資料⑥ 「緑の雇用」 現場技能者育成対策事業)		
評価の視点等	評価項目 1.1 加入促進対策の効果的実施	自己評価	B	評価	
		加入目標の達成に向け積極的な取組を行ったが、中小企業や建設業・林業を取り巻く環境は厳しく、中退共事業、建退共事業及び林退共事業において加入目標を達成することができなかった。ただし、中退共事業(適年移行分を除く)及び建退共事業においては、前年度を上回る加入実績をあげることができた。			
[数値目標] 新たに加入する被共済者目標数 ・ 中退共事業においては 332,600 人 建退共事業においては 122,000 人 清退共事業においては 130 人 林退共事業においては 2,300 人 合計 457,030 人		加入実績(達成率) ・ 中退共事業においては 321,508 人(96.7%) 建退共事業においては 120,470 人(98.7%) 清退共事業においては 144 人(110.8%) 林退共事業においては 1,873 人(81.4%) 合計 443,995 人(97.1%)			
[評価の視点] ・ 加入目標数の達成に向けて着実に進展しているか。		実績：○ ・ 中退共事業においては、個別企業訪問等を積極的に実施するなどして効果的な加入促進対策に努めたが、中小企業の業況は厳しく、加入目標の達成率は 96.7%であった。なお、適格年金制度からの移行を除くと、前年度実績(312,852 人)を 8,656 人(2.8%)上回った。 ・ 建退共事業においては、東日本大震災の復旧・復興工事が本格化するなど建設投資の緩やかな回復が見られるものの、建設業を取りまく環境は厳しい状況にあり、加入目標の達成に向けて効果的な加入促進の取組を実施してきたが、加入目標の達成率は 98.7%であった。ただし、前年度実績(112,486 人)を 7,984 人(7.1%)上回った。 ・ 清退共事業においては、加入促進強化月間の実施、関係業界団体等が開催する会議などへの参加及びパンフレットの配布、相談員連絡会議において加入促進等の依頼などの活動をした結果、加入目標の達成率は 110.8%であった。 ・ 林退共事業においては、国有林野事業受託事業体など優良事業体を重点とした加入勧奨、また、既加入事業主に対する新規雇用労働者の加入勧奨を積極的に実施したものの、木材価格の低迷など林業界をとりまく厳しい環境により、加入目標の達成率は 81.4%であった。			

・加入促進対策を効果的に実施しているか。	実績：○ 中退共事業においては、 ・費用対効果を踏まえ、経費節減をしつつ、制度を周知させるための効果的なポスターやパンフレット等の製作及び配布した。 ・地域に密着した金融機関を訪問し、パンフレットの備え付け及び加入勧奨を依頼した。 ・厚生労働省からの情報提供を受け、介護労働安定センターに対する厚生労働省の通知文と広報資料を送付した。 ・厚生労働省及び日本医師会と連携し、日本医師会会員に対し加入勧奨文とパンフレット等を送付した。 建退共事業においては、 ・関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得て、建退共事業の未加入の事業主に対する個別訪問やダイレクトメールによる加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、追加加入勧奨を行った。 ・元請事業所に対し自社が開催予定の下請事業所が集う安全大会等でパンフレットを配布するよう文書を送付するとともに、個別訪問を実施して協力要請した。 清退共事業においては ・加入促進強化月間の実施、関係業界団体等が開催する会議などへの参加及びパンフレットの配布、相談員連絡会議において加入促進等の依頼などを実施した。 林退共事業においては ・国有林野事業受託事業体など優良事業体を重点とした加入勧奨、また、既加入事業主に対する新規雇用労働者の加入勧奨を積極的に実施した。	
-----------------------------	---	--

(評価項目 1 1)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 2 4 事業年度計画	平成 2 4 事業年度業務実績
Ⅱ 財産形成促進事業 (1) 融資業務について 融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審査能力の向上や、国及び関係機関と連携を図ることにより、適正な貸付金利の設定等、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資する融資を実現すること。	Ⅱ 財産形成促進事業 (1) 融資業務について 融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審査能力の向上に努めるとともに、国及び関係機関と連携を図り、適正な貸付金利の設定等、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資する融資を行う。 また、貸付決定に当たっては、財形取扱店において借入申込書を受理した日から 18 日以内に貸付決定する。	Ⅱ 財産形成促進事業 (1) 融資業務について 融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審査能力の向上に努めるとともに、国及び関係機関と連携を図り、適正な貸付金利の設定等、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資する融資を行う。 また、貸付決定に当たっては、財形取扱店において借入申込書を受理した日から 18 日以内に貸付決定する。	Ⅱ 財産形成促進事業 (1) 融資業務について 融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審査能力の向上を図るため、通信講座を受講した。 貸付金利の設定に関しては、基準金融機関の短期プライムレート及び 5 年利付国債の入札結果をもとに設定した貸付金利を確定するため、独立行政法人住宅金融支援機構及び厚生労働省との調整を毎月行うことで、適正な貸付金利の設定を行ったことにより勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資する融資を行った。また、東日本大震災の被災者に対して、その生活の安定に資するため、返済に係る特例措置及び貸付に係る特例措置を実施した。 なお、独立行政法人住宅金融支援機構と資金調達、融資業務等について意見交換を行い、一層の連携を図った。 また、貸付決定に当たっては、財形取扱店において借入申込書を受理した日から 18 日以内に 99.5% を処理し、平均 6 日で貸付決定を行った。なお、次年度に向けては目標日数以内に処理できるよう、連携をより密にすることで金融機関と確認している。
(2) 周知について ① ホームページ及びパンフレットにおいて、制度内容、利用条件、相談・受付窓口等を公開し、各種情報の提供を充実させ、申請者である事業主の利便を図るのみならず、制度の恩恵を受けることとなる勤労者の利便を図ること。 また、財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、毎年度 14 万件以上を目指すこと。	(2) 周知について ① ホームページ、パンフレット、申込みに係る手引等を作成することとし、その作成に当たっては、制度内容、利用条件、相談・受付窓口等を利用者の視点に立った分かりやすい表現とする。また、インターネットを通じた質問を受け付け、よくある質問については回答をホームページに公開するなど積極的に利用者の利便の向上と情報提供に努める。さらに、貸付金額、利用条件等の制度内容に変更があった場合は当該変更が確定した日から、7 日以内にホームページ等で公開する。 また、財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、毎年度 14 万件以上を目指す。	(2) 周知について ① 制度内容、利用条件、相談・受付窓口等を利用者の視点に立った分かりやすい表現で、ホームページ、パンフレット、申込みに係る手引等を作成する。 ② インターネットを通じた質問を受け付け、よくある質問については回答をホームページに公開する。 ③ 貸付金額、利用条件等の制度内容に変更があった場合は当該変更が確定した日から、7 日以内にホームページ等で公開する。 ④ 財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、14 万件以上を目指す。	(2) 周知について 財形業務の周知、利用者の利便や申請内容の適正化等を図るため、以下の措置を講じた。 ① 利用者の視点に立った分かりやすい表現で、ホームページの見直し、パンフレット及び申込みに係る手引等の作成に取り組んだ。新規ホームページについては平成 25 年 1 月末から運用を開始した。新規パンフレット等については 12 月に完成し、平成 25 年 1 月から配布を開始した。 なお、作成したパンフレットについては、ホームページから資料請求やダウンロードできるようにした。 また、申込みに係る手引については、平成 25 年 3 月に完成し、金融機関等関係機関への配布を行った。 ② インターネット、電話を通じた質問を受け付け、よくある質問については回答を Q&A として新規構築したホームページに公開した。 ③ 制度内容の変更に伴うホームページの公開 貸付利率の変更について、変更が確定した日の当日にホームページに次のとおり公開した。 (貸付金利の変更) ・ 第 1 回 確定した日の当日 (平成 24 年 6 月 25 日) ・ 第 2 回 確定した日の当日 (平成 24 年 9 月 24 日) ・ 第 3 回 確定した日の当日 (平成 24 年 12 月 21 日) ・ 第 4 回 確定した日の当日 (平成 25 年 3 月 25 日) ④ 財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、182,963 件であった。
② 中小企業の勤労者の生活の安定及び事業主の雇用管理の改善に資する融資の利用促進を図るため、中小企業に対す	② 退職金共済事業における共済契約者への情報提供や各種会議等の機会を捉え、財産形成促進事業の周知を併せて行	⑤ 退職金共済事業における共済契約者への情報提供及び各種会議等における財産形成促進事業の周知を併せて行うこ	⑤ 退職金共済事業における共済契約者への情報提供や各種会議等における財形事業の周知として、以下の取組を実施した。 ・ 中退共事業本部が発行する「中退共だより」に財形事業の広告を掲載し、加入事業所、関係機関等へ配布した (新規)。 ・ 情報誌に中退共事業と財形事業の広告を共同で掲載した (新規)。

る情報提供の充実を図ること。 ③ 外部委託の活用や関係機関との連携を図ることにより、より効果的な制度の周知、利用の促進を図ること。 ④ 経過措置期間の助成金支給については、不正受給防止に努め、適正に執行する		うことにより、中小企業に対する情報提供の充実を図る。 ③ 外部委託の活用や関係機関との連携を図ることにより、より効果的な制度の周知、利用の促進を図る。 また、関係機関による周知を実施するため、リーフレットを毎年度5,000ヶ所以上に送付することを目指す。 ④ 経過措置期間の助成金支給については、不正受給防止に努め、適正に執行する。		とにより、中小企業に対する情報提供に努める。 ⑥ 外部委託の活用や関係機関との連携を図り、より効果的な制度の周知、利用の促進を図る。 また、関係機関による周知を実施するため、リーフレットを5,000カ所以上に送付することを目指す。 (3) その他 経過措置期間の助成金支給については、不正受給防止に努め、適正に執行する。		・中退共の未加入事業所 1,022 社（東京都内）に対し、中退共事業と財形事業の加入勧奨用パンフレットを送付した（新規）。 ・中退共の既加入事業所 3,719 社（東京都内、従業員数 51 人以上）に対し、財形事業の加入勧奨用パンフレットを送付した（新規）。 ・中退共の未加入事業所を対象とする一般説明会・個別相談会（1 月以降の 2 回）の会場に財形事業の加入勧奨用パンフレットを設置した（新規）。 ・中退共の相談コーナーに財形事業の加入勧奨用パンフレットを設置した（新規）。 ・建退共の各都道府県支部の窓口で財形事業の加入勧奨用パンフレットを設置した（新規）。 ⑥ 広報業務について、より効果的な制度の周知、利用の促進を図るため、外部委託を活用するとともに、5,137 カ所の関係機関にリーフレットを送付し周知を依頼するなど、関係機関との連携を図った。 また、平成 24 年度から、関係団体等のメールマガジンや情報誌に財形制度の記事掲載を行った。 (3) その他 平成 24 年度実績は 3 事業所に助成金の支給を行った。	
評価の視点等		評価項目 1 2 財形業務		自己評価	B	評価	
				・貸付決定に当たっては、財形取扱店において借入申込書を受理した日から 18 日以内に 99.5%を処理し、平均 6 日で貸付決定を行った。なお、次年度に向けては目標日数以内に処理できるよう、連携をより密にすることで金融機関と確認している。 ・貸付利率の変更については、変更確定日当日にホームページで公開した。 ・勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資する融資を行うため、独立行政法人住宅金融支援機構及び厚生労働省との調整を毎月行うことで、適正な貸付金利の設定を行う等の取組をした。 ・東日本大震災の被災者への対応として、返済に係る特例措置及び貸付に係る特例措置を実施した。 ・利用者の視点に立った分かりやすい表現で、ホームページの見直し、パンフレット及び申込みに係る手引等の作成に取り組んだ。 ・広報業務について、より効果的な制度の周知、利用の促進を図るため、外部委託を活用した結果、財形事業に関するホームページのアクセス件数 182,963 件、数値目標達成率 130.7%であった。 ・リーフレットを関係機関 5,137 カ所に送付し、関係機関との連携を図り、数値目標達成率 102.7%であった。 ・関係団体等のメールマガジンに財形制度の記事掲載を行った。			

[数値目標] ・財形取扱店において借入申込書を受理した日から18日以内に融資の貸付決定を行ったか。 ・財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、毎年度14万件以上であったか。 ・外部委託の活用や関係機関との連携による制度の周知、利用の促進について、リーフレットを毎年度5,000ヶ所以上に送付したか。	・貸付決定に当たっては、財形取扱店において借入申込書を受理した日から18日以内に99.5%を処理し、平均6日で貸付決定を行った。なお、次年度に向けては目標日数以内に処理できるよう、連携をより密にすることで金融機関と確認している。 ・広報業務について、より効果的な制度の周知、利用の促進を図るため、外部委託を活用した結果、財形事業に関するホームページのアクセス件数182,963件、数値目標達成率130.7%であった。 ・リーフレットを関係機関5,137カ所に送付し、関係機関との連携を図り、数値目標達成率102.7%であった。	
[評価の視点] ・融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資するよう、担当者の融資審査能力の向上に努めるとともに、国及び関係機関と連携を図り、適正な貸付金利の設定等を行ったか。	実績：○ ・融資業務の運営に当たっては、独立行政法人住宅金融支援機構等と必要な情報交換を行うとともに、通信講座の受講、図書等の活用により、担当者の融資審査能力の向上に努めた。貸付金利の設定等に関しては、基準金融機関の短期プライムレート及び5年利付国債の入札結果をもとに設定した貸付金利を確定するため、独立行政法人住宅金融支援機構及び厚生労働省との調整を毎月行うことで、適正な貸付金利の設定を行ったことにより、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資する融資を行った。また、東日本大震災の被災者に対して、その生活の安定に資するため、返済に係る特例措置及び貸付に係る特例措置を実施した。 なお、独立行政法人住宅金融支援機構と資金調達、融資業務等について意見交換を行い、一層の連携を図った。	
・制度内容等の変更後7日以内にホームページで公表する等により、利用者に対する十分な制度の周知・説明に努めたか。	実績：○ ・4回の貸付利率の変更について、変更確定日当日（平成24年6月25日、平成24年9月24日、平成24年12月21日、平成25年3月25日）にホームページで公開した。	
・退職金共済事業との連携等により、中小企業に対する情報提供の充実を図ったか。	実績：○ ・中退共の既加入事業所に対する財形事業の加入勧奨用パンフレットの送付、中退共の相談コーナーや一般説明会・個別相談会の会場への同パンフレットの設置など、退職金共済事業と連携して中小企業に対する情報提供の充実を図った。 ・利用者の視点に立った分かりやすい表現で、ホームページの見直し、パンフレット及び申込みに係る手引等の作成に取り組んだ。 ・関係団体等のメールマガジンに財形制度の記事掲載を行った。	

(評価項目12)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成24事業年度計画	平成24事業年度業務実績																							
第4 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容に関する事項は、次のとおりとする。 I 退職金共済事業 1 累積欠損金の処理 累積欠損金が生じている中退共事業及び林退共事業においては、機構が平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」を必要に応じて見直しつつ、同計画に沿った着実な累積欠損金の解消を図ること。	第3 財務内容の改善に関する事項 I 退職金共済事業 1 累積欠損金の処理 累積欠損金が生じている中退共事業及び林退共事業においては、以下の観点から、機構が平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」を必要に応じて見直しつつ、同計画に沿った着実な累積欠損金の解消を図る。 ① 健全な資産運用及び積極的な加入促進による収益の改善 ② 事務の効率化等による経費節減	第3 財務内容の改善に関する事項 I 退職金共済事業 1 累積欠損金の処理 累積欠損金が生じている中退共事業及び林退共事業においては、平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」に沿った着実な累積欠損金の解消に努めた。 中退共事業においては、平成22年3月に開催された労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会で示された累積欠損金の解消の考え方について、「中長期的な観点で確実な運用を実施することが肝要であり、短期的な金融動向に応じて現行の累積欠損金解消計画を改定することは適当ではない。」とされたことを踏まえ、現行の累積欠損金解消計画を継続することとした。 また、健全な資産運用、積極的な加入促進による収益、事務の効率化等による経費削減の観点を踏まえつつ、着実な累積欠損金の解消に努めた結果、大幅な当期利益金を計上することとなり、中退共事業においては、累積解消計画の予定(平成29年度末に解消)を大幅に上回り、平成24年度末で累積欠損金を解消することができ、利益剰余金(53,855百万円)を計上することができた。林退共事業においては、年度ごとの解消目安額(92百万円)を大きく上回る208百万円を解消することができた。 累積欠損金(△利益剰余金)の推移 <table><tr><th></th><th>平成18年度末</th><th>平成19年度末</th><th>平成20年度末</th><th>平成21年度末</th><th>平成22年度末</th><th>平成23年度末</th><th>平成24年度末</th></tr><tr><td>中退共事業</td><td>15,115</td><td>156,381</td><td>349,280</td><td>195,647</td><td>205,709</td><td>174,092</td><td>△53,855</td></tr><tr><td>林退共事業</td><td>1,396</td><td>1,357</td><td>1,495</td><td>1,401</td><td>1,409</td><td>1,304</td><td>1,096</td></tr></table> (単位:百万円) (添付資料⑦ 累積欠損金解消計画) ① 健全な資産運用及び積極的な加入促進による収益の改善 「資産運用の基本方針」に定めている最適な資産配分である基本ポートフォリオに基づき資産運用を実施するとともに、効果的な加入促進対策の実施により掛金収入を確保し、着実な累積欠損金の解消に努めた。 委託運用機関に対して適切な選定・管理・評価に努めた結果、委託運用のパフォーマンスは、中退共事業において4資産(国内債券、国内株式、外国債券、外国株式)ともベンチマークを上回るとともに、林退共事業においても資産全体でベンチマークを上回る結果となった(詳細は評価項目14に記載)。 ② 事務の効率化等による経費節減 確実な退職金支給のための取組 ・被共済者の住所把握については、退職後3ヶ月経過しても未請求者のいる事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼しているが、本年度から退職金共済手帳の「被共済者退職届」に被共済者住所記入欄を新設し、退職後3ヶ月経過しても未請求となっている被共済者に対し直接請求を促す通知を行うことで、事務の効率化と経費節減を図った。 ・退職金未請求者への請求手続の要請業務については、第2期中期計画期間に実施した対策の検証結果を踏まえ、実施内容が確立しつつある中、平成25年度以降は、全体の効率化かつ円滑化を一層進めるべく、経費節減も勘案し、外部委託とすることとした。		平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末	中退共事業	15,115	156,381	349,280	195,647	205,709	174,092	△53,855	林退共事業	1,396	1,357	1,495	1,401	1,409	1,304	1,096
	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末																			
中退共事業	15,115	156,381	349,280	195,647	205,709	174,092	△53,855																			
林退共事業	1,396	1,357	1,495	1,401	1,409	1,304	1,096																			

評価の視点等	評価項目 1 3 累積欠損金の処理	自己評価	S	評価	
		資産運用の基本方針に基づき、安全かつ効率を基本として資産運用を実施した結果、中退共事業においては、累積解消計画の予定（平成 29 年度末に解消）を大幅に上回り、平成 24 年度末で解消することができ、利益剰余金（53,855 百万円）を計上することができた。林退共事業においては、年度ごとの解消目安額（92 百万円）を大きく上回る 208 百万円を解消することができた。 また、委託運用機関に対して適切な選定・管理・評価に努めた結果、委託運用のパフォーマンスは、中退共事業においても林退共事業においてもベンチマークを上回る結果となった。			
	【数値目標】 ・累積解消計画の年度ごとの解消目安額中退 1 8 0 億円林退 9 2 百万円を達成しているか。	・資産運用の基本方針に基づき、安全かつ効率を基本として資産運用を実施した結果、中退共事業においては 2,279 億円の当期利益金を計上し、平成 23 年度末で 1,741 億円あった累積欠損金を全て解消することができた。林退共事業における累積欠損金は 1,304 百万円から 1,096 百万円（208 百万円解消）へ減少した。			
	【評価の視点】 ・健全な資産運用及び積極的な加入促進により、収益の改善が図られているか。	実績：○ 「資産運用の基本方針」に定めている、最適な資産配分である基本ポートフォリオに基づき資産運用を実施するとともに、効果的な加入促進対策の実施により掛金収入を確保し、着実な累積欠損金の解消に努めた。			
	・事務の効率化による経費節減が着実に実施されているか。	実績：○ 平成 24 年度決算においては、業務経理への繰入額を予算と比較して 344 百万円（中退共事業 332 百万円、林退共事業 12 百万円）節減した。 中退共事業においては、 確実な退職金支給のための取組 ・被共済者の住所把握については、退職後 3 ヶ月経過しても未請求者のいる事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼しているが、本年度から退職金共済手帳の「被共済者退職届」に被共済者住所記入欄を新設し、退職後 3 ヶ月経過しても未請求となっている被共済者に対し直接請求を促す通知を行うことで、事務の効率化と経費節減を図った。 ・退職金未請求者への請求手続の要請業務については、第 2 期中期計画期間に実施した対策の検証結果を踏まえ、実施内容が確立しつつある中、平成 25 年度以降は、全体の効率化かつ円滑化を一層進めるべく、経費節減も勘案し、外部委託とすることとした。			

(評価項目 1 3)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 2 4 事業年度計画	平成 2 4 事業年度業務実績																																																											
2 健全な資産運用等 資産運用について、その健全性を確保するため、第三者による外部評価を徹底し、評価結果を事後の資産運用に反映させること。 また、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。	2 健全な資産運用等 ① 各退職金共済事業の資産運用については、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施する。	2 健全な資産運用等 ① 各退職金共済事業の資産運用については、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施するとともに、基本ポートフォリオの検証を行い、必要があればその見直しを行う。 ② 各退職金共済事業の資産運用計画等が経済・金利情勢に対応しているか検討するため、役員及び資産運用担当職員で構成する「資産運用委員会」を四半期に1回以上開催し、最新の情報に基づき各退職金共済事業の資産運用結果等を分析するとともに、必要に応じその見直しを行う。	2 健全な資産運用等 ① 各退職金共済事業の資産運用については、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施した。 (添付資料⑧ 平成 24 事業年度資産運用に係るパフォーマンス状況) (添付資料⑨ 平成 24 事業年度に係る資産運用結果に対する運用目標等の部分に関する評価報告書) (単位：百万円) <table><tr><th></th><th>中退共 給付経理</th><th colspan="2">建退共</th><th colspan="2">清退共</th><th>林退共 給付経理</th></tr><tr><th></th><th></th><th>給付経理</th><th>特別 給付経理</th><th>給付経理</th><th>特別 給付経理</th><th></th></tr><tr><td>資産残高</td><td>4,029,306</td><td>858,008</td><td>33,192</td><td>4,810</td><td>316</td><td>13,731</td></tr><tr><td>運用等収入</td><td>259,570</td><td>34,398</td><td>1,449</td><td>166</td><td>3</td><td>389</td></tr><tr><td>運用等費用</td><td>522</td><td>65</td><td>6</td><td>1</td><td>—</td><td>2</td></tr><tr><td>決算運用利回り</td><td>6.89%</td><td>4.15%</td><td>4.48%</td><td>3.55%</td><td>0.92%</td><td>2.90%</td></tr><tr><td>当期純利益</td><td>227,947</td><td>22,302</td><td>789</td><td>69</td><td>0</td><td>208</td></tr></table> 注) 決算運用利回りは、費用控除後の数値である。 ○中退共事業においては、 ・平成 24 年度の資産運用は、欧州債務危機の懸念後退を受けた外国株式市況の上昇、更にデフレ脱却を目指す安倍新政権の経済政策への期待感の高まりを受けた円安および国内株式市況の回復により、委託運用で大きなプラス収益を計上した。また自家運用においても安定した収益を確保した。 ・委託運用機関に対する適切な選定・管理・評価に努めた（定性評価により運用機関を選定。四半期毎に運用状況をヒアリング）。毎年度、定量・定性評価を行い、解約、増減額を実施した（平成 24 年度は、2 ファンド解約、4 ファンド増額、1 ファンド減額）。 その結果、数値目標の評価を受けるための委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスについては、4 資産（国内債券・国内株式・外国債券・外国株式）ともベンチマークを上回った。 ・平成 24 年 3 月末運用資産残高及び経済予測、市場の状況等に基づき基本ポートフォリオの検証を行い、効率的フロンティア上にほぼある事を確認した。この検証結果を踏まえ、資産運用委員会に諮り、現行の基本ポートフォリオは継続することとした。 ○建退共事業・清退共事業・林退共事業においては、 資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施するとともに 基本ポートフォリオの検証作業を実施し、現行基本ポートフォリオを継続することとした。平成 23 年度の助言を基に、その結果については「資産運用委員会」及び ALM 委員へ報告した。 ② 各退職金共済事業の資産運用計画等が経済・金利情勢に対応しているか常に検討するため、役員及び資産運用担当職員で構成する資産運用委員会を四半期に 1 回以上開催し、収支の動向に基づく運用への投入可能な資金の把握や、最新の情報に基づき各退職金共済事業の資産運用結果等を分析するとともに、毎月又は四半期単位の運用計画や運用方針等の審議・決定を行った。 <table><tr><th></th><th>中退共事業</th><th>建退共事業</th><th>清退共事業</th><th>林退共事業</th></tr><tr><td>開催回数</td><td>12 回 (毎月)</td><td>5 回 (四半期)</td><td>5 回 (四半期)</td><td>5 回 (四半期)</td></tr></table> (注) 開催回数欄の下段 () 内は、原則の開催時期 ○中退共事業においては、資産運用委員会を毎月開催した。その主な審議・報告内容は次のとおりである。 ・運用計画、運用資産残高及び評価損益状況 ・委託運用に係る平成 23 年度総合評価およびシェア変更について		中退共 給付経理	建退共		清退共		林退共 給付経理			給付経理	特別 給付経理	給付経理	特別 給付経理		資産残高	4,029,306	858,008	33,192	4,810	316	13,731	運用等収入	259,570	34,398	1,449	166	3	389	運用等費用	522	65	6	1	—	2	決算運用利回り	6.89%	4.15%	4.48%	3.55%	0.92%	2.90%	当期純利益	227,947	22,302	789	69	0	208		中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業	開催回数	12 回 (毎月)	5 回 (四半期)	5 回 (四半期)	5 回 (四半期)
	中退共 給付経理	建退共		清退共		林退共 給付経理																																																								
		給付経理	特別 給付経理	給付経理	特別 給付経理																																																									
資産残高	4,029,306	858,008	33,192	4,810	316	13,731																																																								
運用等収入	259,570	34,398	1,449	166	3	389																																																								
運用等費用	522	65	6	1	—	2																																																								
決算運用利回り	6.89%	4.15%	4.48%	3.55%	0.92%	2.90%																																																								
当期純利益	227,947	22,302	789	69	0	208																																																								
	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業																																																										
開催回数	12 回 (毎月)	5 回 (四半期)	5 回 (四半期)	5 回 (四半期)																																																										

	② 各退職金共済事業の資産運用の実績を的確に評価し、健全な資産運用を実施するため、外部の専門家から運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に運用実績の評価を受け、評価結果を事後の資産運用に反映させる。	③ 外部の専門家て構成する「資産運用評価委員会」に、平成23年度の運用結果について報告を行い、「資産運用の基本方針」に沿った資産運用が行われているかを中心に評価を受け、評価結果を事後の資産運用に反映させる。	・平成23年度金銭信託及び有価証券信託の運用結果 ・新団体生存保険第2特約及び金銭信託の増額について ・有価証券信託に係る信託銘柄の入替えについて ・新企業年金保険（一般勘定）委託生命保険会社の平成23年度決算について ・新企業年金保険（一般勘定）に係る生命保険会社の平成23年度実績に基づく総合評価及びシェア変更について ・主要資産の相場見直し ・基本ポートフォリオの検証結果について ・平成24年度金銭信託及び有価証券信託の四半期運用結果 ・ユーロソブリンリスクの状況について ・土地建物売却に係る入札結果及び売買契約状況の公表について ・新企業年金保険（一般勘定）委託生命保険会社の平成24年度上半期決算について ・評価、シェア変更基準の改定について ・運用手数料率の引下げについて ・委託運用会社に対する実地調査結果報告について ・指定証券会社の平成24年度評価 ・平成25年度の資産運用業務に係るコンサルティング会社選定結果報告 ○建退共事業においては、資産運用委員会を年5回開催した。その主な審議・報告内容は次のとおりである。 （5回開催）6月29日、9月27日、12月25日、2月26日、3月28日 ・次期四半期の運用計画について ・前四半期および直近の運用状況について ・基本ポートフォリオの検証結果について ・金銭信託受託運用機関の資産配分シェア変更（案）について ・運用ガイドラインで定めた運用機関別アセット・アロケーション変更（案）について ・有価証券信託の取扱いについて（報告） ○清退共事業においては、資産運用委員会を年5回開催した。その主な審議・報告内容は次のとおりである。 （5回開催）6月29日、7月24日、9月27日、12月25日、3月28日 ・次期四半期の運用計画について ・前四半期および直近の運用状況について ・基本ポートフォリオの検証結果について ・保有有価証券について ○林退共事業においては、資産運用委員会を年5回開催した。その主な審議・報告内容は次のとおりである。 （5回開催）6月29日、9月27日、12月25日、2月26日、3月28日 ・次期四半期の運用計画について ・前四半期および直近の運用状況について ・基本ポートフォリオの検証結果について ・金銭信託契約の集約について ③ 外部の専門家て構成する「資産運用評価委員会」を開催し、各事業本部の平成23年度の資産運用結果について報告を行い、「資産運用の基本方針」に沿った資産運用が行われているかを中心に評価を受けた。 （添付資料⑩ 平成23事業年度に係る資産運用結果に対する評価結果報告書） 第1回 6月18日 平成23年度の資産運用結果について報告 第2回 7月5日 部分評価書（案）の審議 各委員の了承後、7月10日付けで部分評価を決定 第1回、第2回の資料及び議事要旨をホームページで公表した。（7月25日） 第3回 9月28日 平成23年度資産運用結果の全般にわたる個別具体的な評価及び最終評価書の取りまとめに向けた審議 資産運用評価委員会の審議を踏まえ、各委員と調整の上、「23事業年度評価報告書」を取りまとめた（11月12日）。また、同委員会の資料及び議事要旨並びに同報告書をホームページに公表した。 ○各事業本部とも運用全体の評価結果としては、運用の基本方針に沿って適正に行われた旨の評価を受けた。 【主な留意点と事後の運用への反映】
--	---	--	--

	③ 各退職金共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、常時最新の情報の把握をし、経済・金利情勢に対応して各退職金共済事業の予定運用利回り改定の必要性に関する判断が可能となるよう、適宜、厚生労働省に提供する。	④ 各退職金共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、常時最新の情報の把握をし、経済・金利情勢に対応して各退職金共済事業の予定運用利回り改定の必要性に関する判断が可能となるよう、少なくとも四半期に一回、厚生労働省に提供する。	・累積欠損金については、減少しているものの、今後ともその早期解消に向けて努力することが期待される（中退共事業、林退共事業）。 ④ 理事会（毎月開催）及び資産運用委員会（中退共は毎月、それ以外は四半期毎）の資料を会議終了後速やかに厚生労働省に提供した。また、中退共は月別ベンチマーク収益率等を毎月厚生労働省に提供した。 ・理事会資料（事業概況、資産運用残高表、運用資産構成状況等） ・資産運用委員会資料（運用計画、運用資産残高、評価損益状況、委託機関の運用結果報告等） 中退共事業においては、予定運用利回りの改定の必要性に関する判断が可能となるよう、平成 24～29 年度までの将来推計を行うために、掛金収入・退職金支出・責任準備金や経済シナリオを用いた運用収入等の必要なデータを作成し、厚生労働省に提供した。																										
評価の視点等	評価項目 1 4 健全な資産運用等	自己評価	A	評価																									
資産運用は、第三者による外部評価を反映しつつ、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施した。委託運用においては内外債券高、内外株高によりプラス収益を確保し、自家運用においても安定した収益を確保した結果、当期純利益を確保することができた。また、委託運用については、委託運用機関に対する適切な選定・管理・評価に努めた結果、概ねベンチマークと同等以上のパフォーマンスが達成された。																													
[数値目標] ・各事業本部の委託運用について概ねベンチマークと同等以上のパフォーマンスが達成されたか。		中退共事業においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスについては、4 資産（国内債券・国内株式・外国債券・外国株式）ともベンチマークを上回った。 なお、超過収益率の合計は、各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した合計値（個別資産効果の合計）である。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>中退共</th> <th>時間加重 収益率</th> <th>ベンチマーク</th> <th>超過収益率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内債券</td> <td>3.87%</td> <td>3.72%</td> <td>0.14%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>24.98%</td> <td>23.82%</td> <td>1.16%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>17.98%</td> <td>17.73%</td> <td>0.25%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>29.61%</td> <td>28.99%</td> <td>0.62%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>15.45%</td> <td>—</td> <td>0.44%</td> </tr> </tbody> </table> 建退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、3 資産（国内債券、国内株式、外国債券）がベンチマークを上回り、1 資産（外国株式）がベンチマークを下回ったが全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比+0.37%）となった。				中退共	時間加重 収益率	ベンチマーク	超過収益率	国内債券	3.87%	3.72%	0.14%	国内株式	24.98%	23.82%	1.16%	外国債券	17.98%	17.73%	0.25%	外国株式	29.61%	28.99%	0.62%	合計	15.45%	—	0.44%
中退共	時間加重 収益率	ベンチマーク	超過収益率																										
国内債券	3.87%	3.72%	0.14%																										
国内株式	24.98%	23.82%	1.16%																										
外国債券	17.98%	17.73%	0.25%																										
外国株式	29.61%	28.99%	0.62%																										
合計	15.45%	—	0.44%																										

建退共 (給付経理)	時間加重 収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	4.13%	3.72%	0.41%
国内株式	24.63%	23.82%	0.81%
外国債券	18.45%	17.73%	0.72%
外国株式	28.10%	28.99%	△0.89%
短期資産	1.11%	0.05%	1.06%
合計	11.28%	10.90%	0.37%

建退共事業(特別給付経理)においては、委託運用(金銭信託)の資産ごとのパフォーマンスは、2資産(国内債券、外国株式)がベンチマークを上回り、2資産(国内株式、外国債券)がベンチマークを下回ったが全体ではほぼベンチマーク並み(対複合ベンチマーク比△0.08%)となった。

建退共 (特別給付経理)	時間加重 収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	3.87%	3.72%	0.15%
国内株式	22.23%	23.82%	△1.59%
外国債券	17.57%	17.73%	△0.16%
外国株式	29.99%	28.99%	1.00%
短期資産	△0.17%	0.05%	△0.22%
合計	10.04%	10.12%	△0.08%

消退共事業(給付経理)においては、委託運用(金銭信託)の資産ごとのパフォーマンスは、全資産がベンチマークを下回り全体でも下回る結果(対複合ベンチマーク比△0.38%)となった。

消退共	時間加重 収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	3.52%	3.72%	△0.20%
国内株式	21.37%	23.82%	△2.45%
外国債券	17.38%	17.73%	△0.35%
外国株式	28.32%	28.99%	△0.67%
合計	8.37%	8.75%	△0.38%

林退共事業においては、委託運用(金銭信託)の資産ごとのパフォーマンスは、2資産(国内債券・国内株式)がベンチマークを上回り、1資産(外国債券)がベンチマークを下回ったが、全体ではほぼベンチマーク並み(対複合ベンチマーク比+0.06%)となった。

林退共	時間加重 収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	3.81%	3.72%	0.09%
国内株式	24.02%	23.82%	0.20%
外国債券	17.41%	17.73%	△0.32%
合計	6.58%	6.52%	0.06%

[評価の視点]

・資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。(iiについては事前に明らかにされているか。)

- i 資金運用の実績
- ii 資金運用の基本的方針（具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等）、資産構成、運用実績を評価するための基準（以下「運用方針等」という。）（政・独委評価の視点）

実績：○

- i 資産運用は、第三者による外部評価を反映しつつ、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき安全かつ効率を基本として実施した。結果として、欧州債務危機の懸念後退を受けた外国株式市況の上昇、更にデフレ脱却を目指す安倍新政権の経済政策への期待感の高まりを受けた円安および国内株式市況の回復により、委託運用で大きなプラス収益を計上した。また自家運用においても安定した収益を確保した。
- ii 資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた資産運用の基本方針に基づき安全かつ効率を基本として実施した。また、基本ポートフォリオの検証を行い、十分効率的であることを確認した。これらについては、資産運用委員会等に報告した。
資産運用評価委員会を3回開催し、資産運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に評価を受けた。

・資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。（政・独委評価の視点）

実績：○

- ・退職金を将来にわたり確実に支給するため、制度の安定的運営に必要な収益を長期的に確保することを目標として安全かつ効率を基本に資産運用を実施した。

・「資産運用の基本方針」に基づいた安全かつ効率的な資産運用が実施されているか。

実績：○

- ・各退職金共済事業の資産運用については、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき安全かつ効率を基本として実施した。

・外部の専門家からの運用実績の評価結果を事後の資産運用に反映させているか。

実績：○

- ・資産運用評価委員会を3回開催し、資産運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に評価を受けた。

・各共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、最新の情報を把握し、適宜厚生労働省に提供しているか。

実績：○

- ・原則毎月開催されている理事会の基本資料を理事会終了後に、また、定期的に開催されている資産運用委員会資料（運用計画、運用資産残高、評価損益状況、委託機関の運用結果報告等）や月別ベンチマーク収益率を速やかに、厚生労働省へ提供した。

・当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。（政・独委評価の視点）

実績：○

- ・当期総利益の主な発生要因は、欧州債務危機の懸念後退を受けた外国株式市況の上昇、更にデフレ脱却を目指す安倍新政権の経済政策への期待感の高まりを受けた円安および国内株式市況の回復により、委託運用で大きなプラス収益を計上し、また自家運用においても安定した収益を確保できたことによるものである。

・利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。(政・独委評価の視点)	実績：○ 建退共の利益剰余金の発生要因や利益剰余金のあり方に関しては、労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会において議論され、その取りまとめにおいて、 ・累積剰余金の発生要因としては、平成 15 年の将来推計（悲観シナリオ）において見込んでいた運用利回りと実際の運用利回りとの差が考えられる ・現在、累積剰余金を積極的に取り崩す状況にはないとされている。 清退共の利益剰余金の発生要因は、委託運用の評価益によるもののほか、勤続期間が短い者の共済手帳返納・脱退処理が多かったこと等による責任準備金の減少等が考えられる。 なお、累積剰余金の原資は、従業員の退職金の支給のために、過去に事業主が納付した掛金、運用益等であり、将来的に従業員に還元されるべき性格のものである。	
--	---	--

(評価項目 14)

中期目標		中期計画		平成24事業年度計画	平成24事業年度業務実績		
Ⅱ 財産形成促進事業 財形融資業務については、中期目標期間の最終年度までに累積欠損の解消を目指すこと。このため、収益改善及び業務経費の削減等に関する「財形勘定収支改善等計画」を策定し、当該計画を着実に実行するとともに、適切な債権管理に努めること。		Ⅱ 財産形成促進事業 財形融資については、効果的な普及啓発活動により貸付額の確保を図りつつ適正な貸付金利の設定等により中期目標期間の最終年度までに累積欠損の解消を目指す。このため、収益改善及び業務経費の削減等に関する「財形勘定収支改善等計画」を策定し、当該計画を着実に実行するとともに、金融機関等を通じ債権の適切な管理に努める。		Ⅱ 財産形成促進事業 財形融資については、効果的な普及啓発活動により当年度貸付額の確保を図りつつ適正な貸付金利の設定、業務経費の削減等により累積欠損金の解消に向け、収益改善を図る。また、債権管理については、金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報の収集及び現状把握等を行い、適切な管理に努める。	Ⅱ 財産形成促進事業 ① 累積欠損金の解消 当期利益として43億円を計上した結果、累積欠損金を解消した（平成24年度の貸付額 113億円）。これにより、平成24年10月から貸付金利設定を見直し、引下げを行い（1.22%⇒0.92%）、融資利用者の利便性の向上及び債務負担の軽減を図った。また、平成25年度から運営費交付金を廃止することとなった。 ② 債権管理 平成24年4月に発出した文書に基づき金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報収集及び現状把握等、債権の適切な管理に努めた。		
Ⅲ 雇用促進融資事業 雇用促進融資については、債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更正債権等）の処理を進めるとともに、財政投融資への着実な償還を行う。		Ⅲ 雇用促進融資事業 雇用促進融資については、金融機関等を通じ債権管理を適切に行うとともに、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更正債権等）については、必要に応じて法的措置を講じること等により、債権の回収・処理に努め、償還計画どおり、財政投融資への着実な償還を行う。		Ⅲ 雇用促進融資事業 雇用促進融資の債権管理については、金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報の収集及び現状把握等による債権の適切な管理、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）に係る適切な指導や必要に応じた法的措置の実施等による債権の回収・処理に努め、償還計画どおり、財政投融資への着実な償還を行う。	Ⅲ 雇用促進融資事業 雇用促進融資については、適切な債権管理及び財政投融資への償還等を以下のとおり行った。 ① 債権管理 債務者及び抵当物件に係る情報収集及び現状把握等、債権の適切な管理を行い、リスク管理債権については、債権管理業務を受託している金融機関に対し業務指導を実施し、現状の把握等適切な管理に努めるとともに、債権の回収・処理に努めた。 ・ 業務指導 38回 ・ 法的措置状況 3回 ② 財政投融資への償還 財政投融資への償還に関しては、約定どおりの償還を行った。 ・ 償還額：元金 21億円 利息 6億円		
評価の視点等	評価項目 1 5 財産形成促進事業、雇用促進融資事業	自己評価	A		評価	.	
[数値目標]		・ 財形融資については、当期利益として、43億円を計上した結果、累積欠損金を解消した。これにより、平成24年10月から貸付金利設定を見直し、引下げを行い、融資利用者の利便性の向上及び債務負担の軽減を図った。 ・ 雇用促進融資については、約定どおり財政投融資へ償還を行った。					
[評価の視点]		実績：○ ・ 財形融資について、当期利益として、43億円を計上した結果、累積欠損金を解消した（平成24年度の貸付額 113億円）。これにより、平成24年10月から貸付金利設定の見直し、引下げを行い、融資利用者の利便性の向上及び債務負担の軽減を図った。					
・ 財形融資について、累積欠損金の解消に向け、収益改善及び業務経費の削減等に関する具体的な計画を策定し、当該計画を着実に実行したか。（政・独委評価の視点事項と同様）							

・金融機関等との連携を通じて債権の適正な管理に努めたか。	実績：○ ・債務者及び抵当物件に係る情報収集及び現状把握等、債権の適切な管理に努めた。	
・雇用促進融資について、金融機関等との連携を通じて債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権の回収・処理に努め、償還計画どおり、財政投融資への着実な償還を行ったか。（政・独委評価の視点事項と同様）	実績：○ ・雇用促進融資については、債務者及び抵当物件に係る情報収集及び現状把握等、債権の適切な管理を行った。また、債権管理業務を受託している金融機関に対し業務指導を38回実施し、現状の把握等適切な管理に努めるとともに、債権の回収・処理に努めた。 なお、財政投融資への償還に関しては、約定どおりの償還を行った。	
・回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。（政・独委評価の視点）	実績：○ ・財形融資貸付金 平成25年3月31日現在で回収予定額は74,559,595千円に対し、回収額は74,500,084千円となっている。 ・財形融資資金貸付金 平成25年3月31日現在で回収予定額は3,593,397千円に対し、回収額は3,593,397千円と約定どおりの返済となっている。	
・回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の件等が行われているか。（政・独委評価の視点）	実績：○ ・回収状況の把握及び必要に応じた法的措置により債権の回収・処理に努めた。	
・当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。（政・独委評価の視点）	実績：○ ・財形勘定（当期総利益43億円） 主に、財形融資貸付金の金利を、原資である財形住宅債券及び長期借入金の調達金利よりも高く設定しているため、利益が発生したことによるものである。	
・利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。（政・独委評価の視点）	実績：○ ・財形勘定（利益剰余金16億円） 主に、財形融資貸付金の金利を、原資である財形住宅債券及び長期借入金の調達金利よりも高く設定しているため、利益が発生したことによるものであり、積立金として整理している。 なお、当該剰余金は、財形融資を利用する勤労者からの利息収入であり、勤労者に対して長期低利の安定した融資を実現するために、金利変動リスク等に対応する資金として必要となるものである。 ・雇用促進融資勘定（利益剰余金18億円） 主に繰上償還による回収金を財政投融資への償還資金として保有していることにより発生したものであり、積立金として整理している。	

（評価項目15）

中期目標	中期計画	平成24事業年度計画	平成24事業年度業務実績
第5 その他業務運営に関する重要事項 (1) 保有する資産について 機構が保有する資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、以下の措置を講ずること。 ① 退職金機構ビル及び同別館については、現在地に所在することが必要不可欠かどうかについて十分吟味し、移転の可能性等について、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性及び投資不動産としてのメリット等を考慮の上、早急に検討を行うこと。 ② 松戸宿舍及び越谷宿舍については、建物調査の結果も踏まえつつ、早期に売却等の方向で検討を行うこと。 (2) 退職金共済事業と財産形成促進事業の連携について 退職金共済事業と財産形成促進事業について、事務の効率化を図りつつ両事業の利用を促進するため、普及促進における両事業の連携を図ることとする。	第4 その他業務運営に関する事項 (1) 保有する資産について 機構が保有する資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、以下の措置を講ずるものとする。 ① 退職金機構ビル及び同別館については、現在地に所在することが必要不可欠かどうかについて十分吟味し、移転の可能性等について、中期目標期間中に、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性及び投資不動産としてのメリット等を考慮の上、早急に検討を行う。 ② 松戸宿舍及び越谷宿舍については、建物調査の結果も踏まえつつ、中期目標期間中のできるだけ早期に売却等の方向で検討する。 (2) 退職金共済事業と財産形成促進事業の連携について 退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用するほか、両事業の関係機関等に対し、連携して制度の周知等を実施するなど効率的な広報活動を行う。	第4 その他業務運営に関する事項 (1) 保有する資産について なし 平成24年5月に機構本部事務所移転を完了させる。 また、退職金機構ビル及び同別館の土地及び建物は、業務上の余裕金の運用の特例として取得が認められていたが、事務所の移転により該当しなくなったことから、平成24年度中の売却に向けて手続を進める。 (2) 退職金共済事業と財産形成促進事業の連携について 退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用するほか、両事業の関係機関等に対し、リーフレット及びパンフレットを配布する等連携して制度の周知等を実施するなど効率的な広報活動を行う。	第4 その他業務運営に関する事項 (1) 保有する資産について ○ 平成23年度に引き続き、移転先レイアウトの作成、備品の転用・購入、引越作業等について検討・実施する「移転分科会」を2回、各種システムの移設やLAN・電話回線の敷設等を検討・実施する「システム分科会」を3回行うなど、システム関連業者も含めて入念な打合せを行ってきた結果、本部事務所移転を5月連休中に滞りなく実施し、5月7日から移転先で業務を開始した。 機構所有の土地及び建物の売却業務の支援業者を一般競争入札（5月29日）により選定し、契約を締結（6月22日）した。 同土地及び建物の売却を一般競争入札（9月7日）により実施し、落札者と売買契約の締結（9月27日）、物件の引渡し（11月6日）を実施した。 (2) 退職金共済事業と財産形成促進事業の連携について ○ 退職金共済事業と財形事業の広報業務の連携として、以下の取組を実施した。 ・中退共事業本部が発行する「中退共だより」に財形事業の広告を掲載し、加入事業所、関係機関等へ配布した（新規）。 ・情報誌に中退共事業と財形事業の広告を共同で掲載した（新規）。 ・中退共の未加入事業所1,022社（東京都内）に対し、中退共事業と財形事業の加入勧奨用パンフレットを送付した（新規）。 ・中退共の既加入事業所3,719社（東京都内、従業員数51人以上）に対し、財形事業の加入勧奨用パンフレットを送付した（新規）。 ・中退共の既加入事業所への財形制度の周知広報の一環として、中退共の既加入事業所を対象とした「退職金実態調査」（10月実施、7,500社対象、有効回答数4,222社、回答率56.3%）において、財形貯蓄制度等の導入の有無を調査したところ、財形貯蓄制度を「導入している」割合は、15.3%（51人以上の事業所に限ると、46.2%。）（新規）。 ・中退共の未加入事業所を対象とする一般説明会・個別相談会（1月以降の2回）の会場に財形事業の加入勧奨用パンフレットを設置した（新規）。 ・中退共の相談コーナーに財形事業の加入勧奨用パンフレットを設置した（新規）。 ・中退共の各都道府県支部の窓口で財形事業の加入勧奨用パンフレットを設置した（新規）。

評価の視点等	評価項目 1 6 その他業務運営に関する事項	自己評価	A	評価	
		システム関連業者も含めて入念な打合せを行ってきた結果、本部事務所移転を5月連休中に滞りなく実施し、5月7日から移転先で業務を開始した。 その後、機構所有の土地及び建物の売却業務の支援業者の選定（一般競争入札）、物件の売却（一般競争入札）を実施し、移転後半年以内に物件を引き渡した（11月6日）。 退職金共済事業と財形事業の連携として、新規の取組を数多く行い、共同での加入勧奨や、中退共の既加入事業所に対する財形事業の導入勧奨などに積極的に取り組んだ。			
	[数値目標] ー				
	[評価の視点] ・退職金機構ビル及び同別館について、早急な検討が実施されているか。（政・独委評価の視点事項と同様）	実績：○ ・システム関連業者も含めて入念な打合せを行ってきた結果、本部事務所移転を5月連休中に滞りなく実施し、5月7日から移転先で業務を開始した。 ・その後、機構所有の土地及び建物の売却業務の支援業者を一般競争入札（5月29日）により選定し、契約を締結（6月22日）。物件の売却を一般競争入札（9月7日）により実施し、落札者と売買契約の締結（9月27日）、物件の引渡し（11月6日）を実施した。			
	・松戸宿舍及び越谷宿舍について、検討が実施されているか。	実績：○ ・平成23年度までに国庫納付済。			
	・退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用する等、事務の効率化を図りつつ、普及促進における両事業の連携を図っているか。	実績：○ 平成 24 年度新規として、以下の取組を実施した。 ・中退共事業本部が発行する「中退共だより」に財形事業の広告を掲載し、加入事業所、関係機関等へ配布した。 ・情報誌に中退共事業と財形事業の広告を共同で掲載した。 ・中退共の未加入事業所 1,022 社（東京都内）に対し、中退共事業と財形事業の加入勧奨用パンフレットを送付した。 ・中退共の既加入事業所 3,719 社（東京都内、従業員数 51 人以上）に対し、財形事業の加入勧奨用パンフレットを送付した。 ・中退共の既加入事業所への財形制度の周知広報の一環として、中退共の既加入事業所を対象とした「退職金実態調査」（10 月実施、7,500 社対象、有効回答数 4,222 社、回答率 56.3%）において、財形貯蓄制度等の導入の有無を調査したところ、財形貯蓄制度を「導入している」割合は、15.3%（51 人以上の事業所に限ると、46.2%。）。 ・中退共の未加入事業所を対象とする一般説明会・個別相談会（1 月以降の 2 回）の会場に財形事業の加入勧奨用パンフレットを設置した。 ・中退共の相談コーナーに財形事業の加入勧奨用パンフレットを設置した。 ・建退共の各都道府県支部の窓口で財形事業の加入勧奨用パンフレットを設置した。			

・廃止した共済融資の貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。(政・独委評価の視点)	実績：○ ・共済融資は委託金融機関による代理貸付であり、貸付金の管理及び回収は代理店の100%保証責任となっていることから、回収計画は作成していないが、各事業本部ともに、回収は順調に実施されており、問題となる案件はない。	
・廃止した共済融資の回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。(政・独委評価の視点)	実績：○ ・共済融資は委託金融機関による代理貸付であり、貸付金の管理及び回収は代理店の100%保証責任となっていることから回収計画は策定していないが、各事業本部ともに回収は順調に実施されており、問題となる案件はない。	
・廃止した共済融資の回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。(政・独委評価の視点)	実績：○ ・共済融資は委託金融機関による代理貸付であり、貸付金の管理及び回収は代理店の100%保証責任となっていることから回収計画は策定していないが、各事業本部ともに回収は順調に実施されており、問題となる案件はない。	

(評価項目 16)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成24事業年度計画	平成24事業年度業務実績
	第5 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙（略） 2 収支計画 別紙（略） 3 資金計画 別紙（略）	第5 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 ① 機構総括 別紙－1のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙－2のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙－3のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙－4のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－5のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－6のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙－7のとおり 2 収支計画 ① 機構総括 別紙－8のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙－9のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙－10のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙－11のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－12のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－13のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙－14のとおり 3 資金計画 ① 機構総括 別紙－15のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙－16のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙－17のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙－18のとおり ⑤ 林退共事業等勘定	第5 予算、収支計画及び資金計画 1 予算の執行状況 ① 機構総括 別紙－1のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙－2のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙－3のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙－4のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－5のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－6のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙－7のとおり 2 収支計画の執行状況 ① 機構総括 別紙－8のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙－9のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙－10のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙－11のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－12のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－13のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙－14のとおり 3 資金計画の執行状況 ① 機構総括 別紙－15のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙－16のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙－17のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙－18のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－19のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－20のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙－21のとおり

		別紙-19 のとおり ⑥ 財形勘定 別紙-20 のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙-21 のとおり	
	第6 短期借入金の限度額 1 資金不足に対応するための短期借入金 (1) 限度額 ① 中退共事業においては 20億円 ② 建退共事業においては 20億円 ③ 清退共事業においては 1億円 ④ 林退共事業においては 3億円 ⑤ 財形融資事業においては 2億円 ⑥ 雇用促進融資事業においては 0.2億円 (2) 想定される理由 ① 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため。 ② 運営費交付金の受入の遅延等による資金不足に対応するため。 ③ 予定外の役職員等の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の出費に対応するため。 2 財産形成促進事業において資金繰り上発生する資金の不足への対応	第6 短期借入金の限度額 1 資金不足に対応するための短期借入金 (1) 限度額 ① 中退共事業においては 20億円 ② 建退共事業においては 20億円 ③ 清退共事業においては 1億円 ④ 林退共事業においては 3億円 ⑤ 財形融資事業においては 2億円 ⑥ 雇用促進融資事業においては 0.2億円 (2) 想定される理由 ① 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため。 ② 運営費交付金の受入の遅延等による資金不足に対応するため。 ③ 予定外の役職員等の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の出費に対応するため。 2 財産形成促進事業において資金繰り上発生する資金の不足への対応	第6 短期借入金の限度額 1 資金不足に対応するための短期借入金 短期借入金については、平成24年度において実績なし

		限度額 428 億円	限度額 428 億円	・ 借入限度額 : 428 億円 ・ 借入額 : 193 億円 (平成 24 年 9 月 153.9 億円 平成 24 年 12 月 64.5 億円)
		第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 川越職員宿舍土地を中期目標期間中に速やかに処分を行う。	第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 退職金機構ビル及び同別館の土地及び建物を平成 24 年度中の売却に向けて手続を進める。	第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 機構所有の土地及び建物の売却業務の支援業者を一般競争入札（5 月 29 日）により選定し、契約を締結（6 月 22 日）した。同土地及び建物の売却を一般競争入札（9 月 7 日）により実施し、落札者と売買契約を締結（9 月 27 日）、物件の引渡し（11 月 6 日）を実施した。
		第8 剰余金の使途 なし	第8 剰余金の使途 なし	第8 剰余金の使途 なし
評価の視点等	評価項目 17 予算、収支計画及び資金計画	自己評価	A	評価
		予算の範囲内で適正に執行し、予算額に比し、約 937 百万円の減とした。また、運営費交付金は適正に執行し、短期借入金についても適切に行った。		
[数値目標] ー				
[評価の視点]				
・ 中期計画の予算の範囲内で適正に予算を執行しているか。		実績：○ 予算の範囲内で適正に執行したことにより、約 937 百万円の減となった。		
・ 運営費交付金について、収益化基準に従って適正に執行しているか。		実績：○ 中退共事業、建退共事業、清退共事業及び林退共事業に係る運営費交付金については、平成 22 年度から廃止された。 財形融資事業及び雇用促進融資事業に係る運営費交付金については、収益化基準に従って適正に執行している。		
・ 短期借入金の限度額を超えなかったか。また、借入を行う理由は適切であったか。		実績：○ 短期借入金については、平成 24 年度において実績なし。 財形事業については、資金繰り上発生した資金不足に対するつなぎ資金として、借入限度額の範囲内で、借入を行った。		

(評価項目 17)

中 期 目 標		中 期 計 画		平成 2 4 事業年度計画	平成 2 4 事業年度業務実績
		第 9 職員の人事に関する計画		第 9 職員の人事に関する計画	第 9 職員の人事に関する計画
		方針		方針	方針
		① 職員の採用に当たっては、 資質の高い人材をより広く求 める。		① 職員の採用に当たっては、 資質の高い人材をより広く求 める。	① 平成 25 年度の職員採用について、機構ホームページへ募集案内の掲載、ハローワークへ募集依頼のみならず、求人票の依頼があった大学等（42 校）への求人票送付、「Uni Career（企業が求人票を WEB 上で配信し、学校が学生に公開するシステム）」を利用して各大学等に求人情報を提供する等幅広い募集を行った結果、移転により募集期間が短かったにもかかわらず 458 名の応募者があった。 また、選考に当たっては、機構が求める人材（高い目的意識を持ち、多角的な視点から物事を分析し、解決策を導き出すことが出来る人材、コミュニケーション能力・調整力に秀でた人材）の確保を図るべく、従来行ってきた筆記試験、集団討論による面接、最終個別面接に加え、筆記試験後、職員との初期面談を実施し、計 12 名を採用した。 平成 24 年 10 月 1 日採用 2 名 平成 25 年 4 月 1 日採用 10 名 さらに、機構の資産運用能力の向上を図るため、平成 24 年 4 月 1 日付で専門知識及び経験を有する者を、新たに資産運用調査役（課長クラス）として、公募により中途採用した。
		② 職員の資質向上を図るた め、専門的、実務的な研修等 を実施する。		② これまでの研修結果を踏ま え、「平成 2 4 年度研修計画」 を策定、実施する。	② 平成 24 年度の実施結果を踏まえ、各職務に応じた「能力開発プログラム」に基づいた研修を実施した。 （添付資料① 能力開発プログラムの概要） 平成 24 年度研修実績 64 回 241 名参加 ・基本研修 7 回 147 名 ・実務研修 57 回 94 名
		③ 多様なポストを経験させる ための機構内の人事異動を積 極的に実施する。		③ 人事評価を踏まえた適材適 所の機構内の人事異動を行 う。特に人材育成の観点から 幅広く経験を積めるよう、多 様なポストを経験させるため の機構内の人事異動を行う。	③ 人事評価結果等を活用し、職員の能力・適性・経験等を踏まえた適材適所の人事配置を行った。 とりわけ、人材育成・職員のキャリアアップの観点から、多様なポストを経験させるべく、機構内の人事異動を幅広く行った。（平成 24 年 7 月 1 日、平成 24 年 10 月 1 日、平成 25 年 4 月 1 日） また、24 年度についても、理事長と管理職員との個別面接を実施し、業務上の問題の把握と併せ、職員の業務遂行における役割等を明らかにし、意識等の向上を図った。
評価の視点等	評価項目 1 8 職員の人事に関する計画	自己評価	A		評定
		職員の採用、研修、人事異動について適切に実施したほか、理事長と管理職員との個別面接を実施し、業務上の問題の把握と併せ、職員の業務遂行における役割等を明らかにし、意識等の向上を図った。 特に、職員の採用については、幅広い募集を行った結果、募集期間が短かったにもかかわらず多数の応募者を集めるとともに、応募者の適性・能力等を判断するための新たな選考方法として職員との初期面談を実施した。また、資産運用能力の向上を図るため、平成 24 年 4 月 1 日付で専門知識及び経験を有する者を、新たに資産運用調査役（課長クラス）として公募により中途採用した。			
[数値目標] -					

[評価の視点] ・職員の採用、研修、人事異動等について、適切に実施しているか。	実績：○ ・職員の採用については、幅広い募集を行った結果、多数の応募者があり、筆記試験、職員との初期面談（平成24年度から）、集団討論による面接、最終個別面接により、12名を採用した。また、資産運用能力の向上を図るため、平成24年4月1日付で専門知識及び経験を有する者を、新たに資産運用調査役（課長クラス）として公募により中途採用した。 ・研修については、24年度の当初計画（31回）を上回る64回の実施となった。 ・人事異動については、職員のキャリアアップを図る観点から、多様なポストを経験させるべく機構内の人事異動を幅広く行った（平成24年7月1日、平成24日10月1日、平成25年4月1日）。 ・昨年度と同様、理事長と管理職員との個別面接を実施し、業務上の問題の把握と併せ職員の業務遂行における役割等を明らかにし意識等の向上を図った。	
--	--	--

（評価項目18）

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 2 4 事業年度計画	平成 2 4 事業年度業務実績
	第 1 0 積立金の処分にに関する事項 前期中期目標期間繰越積立金は、一般の中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。 ① 退職金共済契約または特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業 ② 前記①の業務に附帯する業務 ③ 雇用促進融資事業	第 1 0 積立金の処分にに関する事項 前期中期目標期間繰越積立金は、一般の中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。 ① 退職金共済契約または特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業 ② 前記①の業務に附帯する業務 ③ 雇用促進融資事業	第 1 0 積立金の処分にに関する事項 平成 23 事業年度財務諸表等について、平成 24 年 9 月 7 日付けで主務大臣の承認を受けたことから、前期中期目標期間繰越積立金のある各勘定の経理のうち、当期損失金を計上した経理について積立金を取り崩し、以下のとおり①、②及び③の業務に充てた。 ① 退職金共済契約または特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業 清退共給付経理 35,005,919 円 ② 前記①の業務に附帯する業務 建退共特別給付経理 50,169,697 円 清退共特別給付経理 179,107 円 ③ 雇用促進融資事業 237,403,671 円

予算 (平成 2 4 年度)

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 (総括)

(単位: 百万円)

区 分	年度計画額	決 算 額
収 入	766, 634	704, 070
運営費交付金収入	435	421
国庫補助金収入	8, 814	8, 585
業務収入	756, 172	694, 125
掛金等収入	398, 891	409, 635
運用収入等	37, 248	38, 166
勤労者財産形成促進業務収入	318, 995	245, 206
雇用促進融資業務収入	1, 039	1, 118
業務外収入	28	24
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	451	278
建設業退職金共済事業等勘定より受入	697	579
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	3	0
林業退職金共済事業等勘定より受入	34	58
支 出	849, 516	694, 408
退職給付金等	517, 045	438, 034
業務経費	328, 272	252, 915
退職金共済事業関係経費	4, 482	3, 892
運用費用等	2, 180	2, 208
業務委託手数料	0	0
勤労者財産形成促進業務経費	318, 814	244, 034
雇用促進融資業務経費	2, 795	2, 781
一般管理費	296	241
人件費	2, 720	2, 303
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	722	632
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	438	274
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	2	—
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	23	9

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

予算（平成24年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	年度計画額	決 算 額
収 入	389,889	397,903
運営費交付金収入	0	—
国庫補助金収入	6,980	6,834
業務収入	382,186	390,432
掛金等収入	353,259	360,585
運用収入等	28,927	29,847
勤労者財産形成促進業務収入	—	—
雇用促進融資業務収入	—	—
業務外収入	0	5
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—
建設業退職金共済事業等勘定より受入	690	576
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	1	0
林業退職金共済事業等勘定より受入	31	55
支 出	458,038	387,456
退職給付金等	451,537	381,657
業務経費	4,197	3,981
退職金共済事業関係経費	2,222	1,971
運用費用等	1,974	2,009
業務委託手数料	0	0
勤労者財産形成促進業務経費	—	—
雇用促進融資業務経費	—	—
一般管理費	63	100
人件費	1,791	1,441
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	434	271
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	1	—
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	16	7

予算（平成24年度）

建設業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	年度計画額	決 算 額
収 入 運営費交付金収入 国庫補助金収入 業務収入 掛金等収入 運用収入等 勤労者財産形成促進業務収入 雇用促進融資業務収入 業務外収入 一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入 建設業退職金共済事業等勘定より受入 清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入 林業退職金共済事業等勘定より受入	53,859 — 1,320 52,100 43,937 8,163 — — 1 434 — 1 3	57,134 — 1,255 55,603 47,440 8,162 — — 3 271 — — 3
支 出 退職給付金等 業務経費 退職金共済事業関係経費 運用費用等 業務委託手数料 勤労者財産形成促進業務経費 雇用促進融資業務経費 一般管理費 人件費 一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入 建設業退職金共済事業等勘定へ繰入 清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入 林業退職金共済事業等勘定へ繰入	66,961 63,316 2,344 2,148 196 0 — — 28 576 690 — 1 6	57,455 54,250 2,040 1,842 198 0 — — 33 553 576 — — 2

予算（平成24年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	年度計画額	決 算 額
収 入	148	146
運営費交付金収入	—	—
国庫補助金収入	22	20
業務収入	124	127
掛金等収入	82	83
運用収入等	42	44
勤労者財産形成促進業務収入	—	—
雇用促進融資業務収入	—	—
業務外収入	0	0
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	1	—
建設業退職金共済事業等勘定より受入	1	—
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—
林業退職金共済事業等勘定より受入	0	—
支 出	427	320
退職給付金等	313	226
業務経費	45	26
退職金共済事業関係経費	44	26
運用費用等	1	0
業務委託手数料	0	0
勤労者財産形成促進業務経費	—	—
雇用促進融資業務経費	—	—
一般管理費	2	3
人件費	63	64
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	1	0
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	1	—
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	1	—

予算（平成24年度）

林業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	年度計画額	決 算 額
収 入	1,837	1,722
運営費交付金収入	—	—
国庫補助金収入	87	74
業務収入	1,727	1,639
掛金等収入	1,612	1,526
運用収入等	115	113
勤労者財産形成促進業務収入	—	—
雇用促進融資業務収入	—	—
業務外収入	0	0
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	16	7
建設業退職金共済事業等勘定より受入	6	2
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	1	—
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—
支 出	2,047	2,067
退職給付金等	1,880	1,900
業務経費	77	53
退職金共済事業関係経費	68	53
運用費用等	9	0
業務委託手数料	—	—
勤労者財産形成促進業務経費	—	—
雇用促進融資業務経費	—	—
一般管理費	1	2
人件費	55	54
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	31	55
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	3	3
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—

予算（平成24年度）

財形勘定

(単位：百万円)

区 分	年度計画額	決 算 額
収 入	319,423	245,610
運営費交付金収入	400	387
国庫補助金収入	1	0
業務収入	318,995	245,206
掛金等収入	—	—
運用収入等	—	—
勤労者財産形成促進業務収入	318,995	245,206
雇用促進融資業務収入	—	—
業務外収入	27	16
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—
支 出	319,214	244,305
退職給付金等	—	—
業務経費	318,814	244,034
退職金共済事業関係経費	—	—
運用費用等	—	—
業務委託手数料	—	—
勤労者財産形成促進業務経費	318,814	244,034
雇用促進融資業務経費	—	—
一般管理費	184	97
人件費	216	174
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—

予算（平成24年度）

雇用促進融資勘定

(単位：百万円)

区 分	年度計画額	決 算 額
収 入		
運営費交付金収入	1,477	1,555
国庫補助金収入	35	34
業務収入	403	403
掛金等収入	1,039	1,118
運用収入等	—	—
勤労者財産形成促進業務収入	—	—
雇用促進融資業務収入	1,039	1,118
業務外収入	—	—
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—
支 出		
退職給付金等	2,830	2,804
業務経費	—	—
退職金共済事業関係経費	2,795	2,781
運用費用等	—	—
業務委託手数料	—	—
勤労者財産形成促進業務経費	—	—
雇用促進融資業務経費	2,795	2,781
一般管理費	17	5
人件費	19	17
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—

収支計画 (平成24年度)

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 (総括)

(単位: 百万円)

区 分	年度計画額	決 算 額
経常費用	5,233,581	476,748
事業費用	521,624	447,846
一般管理費	7,505	1,198
貸倒引当金繰入	147	0
支払備金繰入	98,256	431
責任準備金繰入	4,598,452	20,239
事業外費用	16	602
財務費用	7,580	6,431
経常収益	5,278,578	732,112
事業収益	507,534	717,515
運営費交付金収入	435	534
国庫補助金収入	8,814	8,557
資産見返補助金等戻入	3	7
貸倒引当金戻入	11	237
支払備金戻入	97,246	555
責任準備金戻入	4,664,534	394
事業外収益	0	4,313
純利益	44,997	255,364
目的積立金取崩額	319	0
総利益	45,316	255,364

収支計画 (平成 2 4 年度)

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	年度計画額	決 算 額
経常費用	4,345,359	404,385
事業費用	454,430	387,736
一般管理費	4,081	514
貸倒引当金繰入	11	—
支払備金繰入	93,845	427
責任準備金繰入	3,792,977	15,493
事業外費用	15	213
財務費用	—	—
経常収益	4,384,774	631,934
事業収益	434,394	620,796
運営費交付金収入	—	—
国庫補助金収入	6,980	6,819
資産見返補助金等戻入	3	6
貸倒引当金戻入	11	—
支払備金戻入	93,186	—
責任準備金戻入	3,850,200	—
事業外収益	—	4,313
純利益	39,415	227,548
目的積立金取崩額	—	—
総利益	39,415	227,548

収支計画 (平成 2 4 年度)

建設業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	年度計画額	決 算 額
経常費用	859,757	62,352
事業費用	64,279	57,291
一般管理費	2,755	300
貸倒引当金繰入	—	—
支払備金繰入	4,265	—
責任準備金繰入	788,458	4,746
事業外費用	1	15
財務費用	—	—
経常収益	860,807	85,367
事業収益	58,659	83,566
運営費交付金収入	—	—
国庫補助金収入	1,320	1,255
資産見返交付金等戻入	—	—
資産見返補助金等戻入	—	0
貸倒引当金戻入	—	—
支払備金戻入	3,928	546
責任準備金戻入	796,900	—
事業外収益	0	0
純利益	1,049	23,015
目的積立金取崩額	—	—
総利益	1,049	23,015

収支計画 (平成 2 4 年度)

清酒製造業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	年度計画額	決 算 額
経常費用 事業費用 一般管理費 貸倒引当金繰入 支払備金繰入 責任準備金繰入 事業外費用 財務費用	2,767 317 110 — 8 2,331 0 —	331 305 21 — 4 — 2 —
経常収益 事業収益 運営費交付金収入 国庫補助金収入 資産見返交付金等戻入 資産見返補助金等戻入 貸倒引当金戻入 支払備金戻入 責任準備金戻入 事業外収益	2,743 162 — 22 — — — 8 2,551 0	395 252 — 20 — 0 — — 123 0
純利益 目的積立金取崩額	24 —	64 —
総利益	24	64

収支計画 (平成24年度)

林業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	年度計画額	決 算 額
経常費用 事業費用 一般管理費 貸倒引当金繰入 支払備金繰入 責任準備金繰入 事業外費用 財務費用	16,873 1,924 124 — 139 14,686 0 —	2,073 2,056 16 — — — 1 —
経常収益 事業収益 運営費交付金収入 国庫補助金収入 資産見返交付金等戻入 資産見返補助金等戻入 貸倒引当金戻入 支払備金戻入 責任準備金戻入 事業外収益	16,925 1,829 — 87 — — — 125 14,884 0	2,278 1,925 — 74 — 0 — 9 270 0
純利益 目的積立金取崩額 総利益	52 — 52	204 — 204

収支計画 (平成24年度)

財形勘定

(単位：百万円)

区 分	年度計画額	決 算 額
經常費用	7,971	6,928
事業費用	600	398
一般管理費	400	325
貸倒引当金繰入	—	—
支払備金繰入	—	—
責任準備金繰入	—	—
事業外費用	—	371
財務費用	6,971	5,833
經常収益	12,794	11,302
事業収益	12,393	10,805
運営費交付金収入	400	486
国庫補助金収入	1	0
資産見返交付金等戻入	—	1
資産見返補助金等戻入	—	—
貸倒引当金戻入	—	9
支払備金戻入	—	—
責任準備金戻入	—	—
事業外収益	—	—
純利益	4,823	4,374
目的積立金取崩額	—	—
総利益	4,823	4,374

収支計画（平成24年度）

雇用促進融資勘定

（単位：百万円）

区 分	年度計画額	決 算 額
経常費用	854	679
事業費用	73	59
一般管理費	35	23
貸倒引当金繰入	136	—
支払備金繰入	—	—
責任準備金繰入	—	—
事業外費用	—	—
財務費用	609	597
経常収益	535	837
事業収益	97	172
運営費交付金収入	35	48
国庫補助金収入	403	390
資産見返交付金等戻入	—	0
資産見返補助金等戻入	—	—
貸倒引当金戻入	—	228
支払備金戻入	—	—
責任準備金戻入	—	—
事業外収益	—	—
純利益	△ 319	158
目的積立金取崩額	319	—
総利益	—	158

資金計画 (平成24年度)

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 (総括)

(単位: 百万円)

区 分	年度計画額	決 算 額
資金支出	1,221,705	1,179,046
業務活動による支出	605,596	464,502
業務支出	598,098	457,707
人件費	2,720	2,487
管理諸費	4,778	4,308
投資活動による支出	317,072	442,205
財務活動による支出	243,463	228,933
次期中期計画の期間への繰越金	55,574	43,406
資金収入	1,221,705	1,179,046
業務活動による収入	537,904	547,763
業務収入	528,654	539,680
運営費交付金による収入	435	534
国庫補助金による収入	8,814	7,605
その他の収入	0	0
利息の受取額	0	57
投資活動による収入	394,120	439,005
財務活動による収入	228,978	155,761
前年度よりの繰越金	60,703	36,517

資金計画 (平成24年度)

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	年度計画額	決 算 額
資金支出		
業務活動による支出	747,765	758,811
業務支出	457,535	386,479
人件費	453,458	383,057
管理諸費	1,791	1,626
投資活動による支出	2,286	1,797
財務活動による支出	278,354	361,022
次期中期計画の期間への繰越金	15	90
	11,861	11,219
資金収入		
業務活動による収入	747,765	758,811
業務収入	389,868	397,451
運営費交付金による収入	382,887	391,490
国庫補助金による収入	0	—
その他の収入	6,980	5,961
利息の受取額	—	—
投資活動による収入	0	0
財務活動による収入	344,485	348,771
前年度よりの繰越金	—	—
	13,413	12,589

資金計画 (平成24年度)

建設業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	年度計画額	決 算 額
資金支出	124,099	143,511
業務活動による支出	66,957	57,310
業務支出	64,205	54,956
人件費	576	516
管理諸費	2,176	1,837
投資活動による支出	38,037	72,473
財務活動による支出	—	28
次期中期計画の期間への繰越金	19,105	13,700
資金収入	124,099	143,511
業務活動による収入	53,774	57,067
業務収入	52,454	55,911
運営費交付金による収入	—	—
国庫補助金による収入	1,320	、1,156
その他の収入	0	0
利息の受取額	—	—
投資活動による収入	48,547	71,561
財務活動による収入	—	—
前年度よりの繰越金	21,778	14,883

資金計画 (平成24年度)

清酒製造業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	年度計画額	決 算 額
資金支出	1,022	1,223
業務活動による支出	427	310
業務支出	317	222
人件費	63	55
管理諸費	47	32
投資活動による支出	80	583
財務活動による支出	—	0
次期中期計画の期間への繰越金	515	330
資金収入	1,022	1,223
業務活動による収入	150	147
業務収入	128	128
運営費交付金による収入	—	—
国庫補助金による収入	22	19
その他の収入	0	0
利息の受取額	0	0
投資活動による収入	288	862
財務活動による収入	—	—
前年度よりの繰越金	583	214

資金計画 (平成24年度)

林業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	年度計画額	決 算 額
資金支出		
業務活動による支出	3,939	4,386
業務支出	2,047	2,025
人件費	1,923	1,918
管理諸費	55	50
投資活動による支出	70	57
財務活動による支出	601	1,450
次期中期計画の期間への繰越金	—	1
	1,292	911
資金収入		
業務活動による収入	3,939	4,386
業務収入	1,838	1,714
運営費交付金による収入	1,750	1,648
国庫補助金による収入	—	—
その他の収入	87	66
利息の受取額	0	0
投資活動による収入	—	—
財務活動による収入	801	2,368
前年度よりの繰越金	—	—
	1,301	304

資金計画 (平成24年度)

財形勘定

(単位：百万円)

区 分	年度計画額	決 算 額
資金支出	332,854	257,430
業務活動による支出	77,913	17,678
業務支出	77,513	16,936
人件費	216	223
管理諸費	184	519
投資活動による支出	—	4,884
財務活動による支出	241,336	226,701
次期中期計画の期間への繰越金	13,606	8,168
資金収入	332,854	257,430
業務活動による収入	90,797	89,792
業務収入	90,396	89,398
運営費交付金による収入	400	387
国庫補助金による収入	1	0
その他の収入	—	—
利息の受取額	—	7
投資活動による収入	—	3,779
財務活動による収入	228,978	155,761
前年度よりの繰越金	13,079	8,097

資金計画 (平成 2 4 年度)

雇用促進融資勘定

(単位：百万円)

区 分	年度計画額	決 算 額
資金支出	12, 026	13, 685
業務活動による支出	718	701
業務支出	682	617
人件費	19	18
管理諸費	17	66
投資活動による支出	—	1, 793
財務活動による支出	2, 112	2, 112
次期中期計画の期間への繰越金	9, 196	9, 078
資金収入	12, 026	13, 685
業務活動による収入	1, 477	1, 591
業務収入	1, 039	1, 104
運営費交付金による収入	35	34
国庫補助金による収入	403	404
その他の収入	—	—
利息の受取額	—	50
投資活動による収入	—	11, 663
財務活動による収入	—	—
前年度よりの繰越金	10, 585	430